第３部
基本計画

第１章
みんなで共に進めるしくみをつくろう

１．市民主体のまちづくりの推進

現状と課題

＜市民参加の推進＞

市民主体のまちづくりを進めるためには、市民と行政が対等の立場で力をあわせ、考え、課題に取り組み、行動していくことが必要であり、行政は市民、行政区、まちづくり協議会、企業やＮＰＯボランティア組織などの市民活動団体と協働することが求められています。また、市民などがまちづくりの主体として、地域の発展や課題解決のために、自らできることに主体的に取り組む意識が培われていくことが重要です。

これまでも行政情報の提供、政策立案過程における市民の参加などを積極的に進めてきましたが、さまざまな分野における市民の自発的な活動を促進していくため、地域まちづくり協議会の設立を進めるとともに、活動の法的拠点となる地域まちづくり協議会条例を平成 26 年（2014 年）に制定しました。

今後も、地域まちづくり協議会の活性化とともに、市民の意見を行政に反映させるしくみの一層の充実を図り、積極的な市民参加と開かれた行政を推進する必要があります。

＜地域コミュニティの支援＞

本市では 43 の行政区があり、区ごとに自治会などが編成されています。市民参加のまちづくりを進めるにあたっては、区などの地域コミュニティが重要な役割を担うことから、その活動に対する支援や協働に向けたしくみづくりが必要となっています。

また、地域におけるまちづくりの主体として、平成 19 年（2007 年）６月から、順次、７つのまちづくり協議会が設立されました。

一方で、日常生活においては市外への通勤・通学者が多く、地域に根ざしていないこと、また単身世帯や若年世代の家族が多いことなどから、地域の帰属意識や連帯感が希薄となりつつあり、区へ参加しない地域住民も少なくない状況です。また、活動の中心となる人材を育成する「まちづくり講座」を開催していますが、参加者が地域まちづくり協議会役員などに固定化しているため、新たな人材の掘り起こしが急務となっています。

このように地縁の共同体としての結びつきが希薄になりつつある現状を踏まえ、地域まちづくり協議会などとの連携や支援を通じて今日的な地域コミュニティ意識の醸成と、年代や就労形態に関わりなく参加できる組織づくりに取り組む必要があります。

＜市民活動の連携＞

子育て、リサイクル運動、文化芸術活動など目的に応じて組織された市民活動団体は、新たなまちづくりの担い手として社会的役割が期待されています。特に、学校と連携することで、中学生がまちづくりフェスタなどの各事業にボランティアとして参加できるようになり、子どもの頃から市民活動に関心が持てる機会を確保しています。地域のまちづくりの主体である地域まちづくり協議会などとの連携のあり方を検討するとともに、市民活動団体がさらに活性化していくよう、支援の充実に努める必要があります。

＜市民、企業、行政の協働事業の推進＞

地域まちづくり協議会は地域おこし協力隊、こなんヒストリアやふれあい広場といった団体同士でコラボレーションし活動をしています。しかし、新たな公共の担い手として設立された地域まちづくり協議会においては、企業、行政との協働体制をさらなる強化、定着していく必要があります。また、コミュニティビジネス[9]についても特産品の開発では一定の成果はあげていますが、生産能力、コスト、販路などが課題となり、地域の活性化まで繋がっていない状況です。

今後も多様化、複雑化する市民ニーズに的確に対応していくためには、指定管理者制度[10]の一層の活用や改善を図るなど、公的サービスの提供に市民活動や企業活動の柔軟性や独創性が発揮されるように、市民、企業と行政の協働事業を拡充する必要があります。

＜行政情報の公開と市政への参画促進＞

各委員会、審議会などの会議の積極的な公開を今後も進めていくとともに、各種の行政計画に市民の意向を反映するため、その策定過程において検討委員の公募やパブリックコメント[11]を実施しています。平成 24 年度（2012 年）からは、市民の意見や提案を市政に反映するとともに、対話を通して市政への理解を深めることを目的にしたタウンミーテイング[12]の開催、市長への手紙などにより市政への参画を促進しています。

また、市民との行政情報の共有化は自治運営と市民参加のまちづくりの基本といえます。情報公開条例を制定し、公文書公開請求に基づき、行政情報を公開しており、定期的に制度を見直すなど市民が利用しやすいように改善に取り組む必要があります。

---

9 コミュニティビジネス…地域の課題を地域住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決する取り組み。

10 指定管理者制度…福祉施設、教育・文化施設、体育施設などの公共施設の管理運営を、民間事業者などの団体が行うことにより、住民サービスの向上や経費の節減などを図る制度。

11 パブリックコメント…まちの重要な計画などを策定していくなかで、その計画の素案を公表して広く意見を求め、提出された意見などを考慮して計画などに反映させること。

12 タウンミーティング…市民と意見交換する中から、意見や提案を市政に反映させていくとともに、対話を通して市政への理解を深めていただくことを目的としている。

施策

１　市民協働制度の充実

○地域まちづくり協議会条例を活用し、一層の市民協働を拡充するとともに、地域まちづくり協議会の活動を推進します。

２　地域コミュニティの支援

○まちづくりセンターの指定管理者制度導入により、地域に根差した運営による地域まちづくり協議会の活性化とともに、市民活動団体などの参画を含めた「まちづくり講座」を活用した人材育成を支援します。

○地域まちづくり協議会の活動方針や役割、活動計画などを明らかにする「コミュニティプラン」の策定を通じて地域課題の整理とニーズの把握を促進、支援するとともに、地域からの要望に応じて「コミュニティプラン」に基づく主体的な地域づくり、自力での解決へ向けた協働や助言に努めます。

○青少年の健全育成、地域福祉、防犯、防災など地域課題への関心を高めるための情報提供や学習機会の充実に努めるとともに、地域ごとの伝統行事や祭り、イベントなどへの支援を充実します。このため、まちづくりセンターなどを活用して、子どもや親、高齢者が気軽に立ち寄れる身近な場づくりを促進します。

３　まちづくり活動団体相互の連携の促進

○区はもとより、地域まちづくり協議会、市民グループ、ボランティア組織、企業、ＮＰＯなどが一堂に会せるフォーラムなどを開催し、相互の交流と連携を深め、活動が活性化されるネットワークづくりを促進します。

○まちづくり活動団体の活動実態を把握したうえで、多様な活動主体による協働のまちづくり計画の策定などに取り組むとともに、活動支援や活動場所の確保、行政との情報の共有化を図ります。

○今後も学校教育や社会教育などを通じたボランティア精神の高揚によって人材育成を図ります。

４　市民、企業、行政の協働事業の推進

○ＮＰＯやボランティア組織、企業などとの協働に努め、協働事業の拡充やコミュニティビジネスの推進を図ります。このため、専門家の派遣や学習支援など人材育成と情報提供などの支援に努めます。

○地域まちづくり協議会、民生委員児童委員、福祉法人、商工会などの産業団体との意見交換の場を設け、協働によるまちづくりの必要性について共有化を図

ります。

5　市民参画の促進

○市民からの市政に対する意見・提案機会を確保するため、タウンミーティングやパブリックコメントなど広聴事業の事業評価を行いながら、内容の充実を図り、市民の参加を促進します。

○各種行政計画策定などのための各委員会、審議会委員の公募制度拡充により、市政への市民参画を促進します。

6　行政情報の公開

○公正で開かれた市政推進を目指し、情報公開条例のもとに、個人情報の保護などに留意しながら、行政施策の計画やその評価結果などさまざまな行政情報の公開を自主的・積極的に進めます。

○情報公開制度の定期的な改正などの点検を実施し、市民がより利用しやすい制度に向けた取り組みを進めます。

○広報紙やホームページ、フェイスブックなどの一層の充実を図り、市民の暮らしにつながる行政情報の拡充と住民の目線で、わかりやすい広報に努めます。

○パブリシティ[13]に対する意識を全庁的に高めるとともに、活用しながらイベントなどさまざまな情報の迅速な公開を積極的に進めます。

みんなで進める身近な取り組み例

○まちづくりに関心を持ち、参加機会を積極的に活用しましょう。

○地域の課題に主体的に取り組みましょう。

○地域まちづくり協議会や自治会、子ども会などの地域団体の運営に積極的に参加しましょう。

まちづくり講座

[13] パブリシティ…企業・団体・官庁。自治体などが、その製品・事業などに関する情報を積極的にマスコミに提供し、マスメディアを通して報道として伝達されるよう働きかける広報活動のこと。

２．すべての人の人権尊重の推進

現状と課題

＜人権尊重意識の醸成＞

「湖南市のあらゆる差別撤廃と人権擁護をめざす条例」を制定し、すべての市民のための人権擁護施策を進めています。平成 17 年度（2005 年度）には「湖南市人権尊重都市宣言」を行い、人権尊重のまちづくりに取り組んでいます。

また、人権尊重の理念の浸透と差別の撤廃に向けて平成 20 年度（2008 年度）には「湖南市人権擁護総合計画」および「湖南市ほっとはーとプラン（湖南市同和対策基本計画）」、平成 23 年度（2011 年度）に「湖南市学校・園人権教育基底プラン」を策定し、平成 24 年度（2012 年度）に「湖南市人権教育推進計画に基づく実施計画」を改訂しました。

しかし今もなお、部落差別をはじめ、障がい者、子ども、女性、高齢者、外国人などに対する社会的、個人的な人権侵害や差別事象が後を絶ちません。加えて、コミュニティサイトなどを利用したインターネット上での悪質な人権侵害が多発しています。

このため、あらゆる差別の解消に向け取り組んでいますが、市民全体の人権意識を高めることを基本として、差別事象が発生する背景も確認しながら、それぞれの立場を正しく理解するための啓発活動をより一層推進します。それとともに、行政全体で人権尊重の精神に根ざした施策を進め、その理念を市民各層に十分浸透させることが必要です。

＜人権・同和施策の推進＞

地対財特法[14]が平成 14 年（2002 年）３月末に失効したことから、本市ではそれまで行ってきた施策を一般施策として進めてきました。今後も教育、福祉、就労など生活のさまざまな面において必要な支援施策の充実が求められています。

地域総合センターは、地域における福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として、生活における各種相談に応じています。さらに相談内容の実態把握と解決に努めるとともに、相談を受ける側のスキルアップと人権感覚の向上、カウンセリングなどの専門的な知識と技能の習得が求められています。

また、地域総合センターは、老朽化が進んでいることから、計画的に改修整備を進めることが必要です。

14　地対財特法…「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の略。

＜相談体制の充実＞

市役所においてはさまざまな人権に関する相談が寄せられており、あらゆる部署・機関で相談体制を充実させる必要があります。また、市民が抱える悩みや問題について身近で気軽に相談できる支援体制を確立する必要があります。

＜「非核平和都市宣言」の啓発＞

平成 17 年度（2005 年度）に、あらゆる国の核兵器の廃絶を訴え、人間の尊厳を守り、基本的人権の尊重と恒久平和を求めるため「非核平和都市宣言」を採択しました。

また、同年から毎年開催されている平和祈念のつどいは平和であることの尊さを学び、市民の関心を喚起しています。

平成 21 年度（2009 年度）に核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権などの諸問題の解決、環境保護のために努力することによって世界恒久平和実現に寄与することを目的とする「平和首長会議」の基本理念や活動趣旨に賛同し、当会議に加盟しました。

今後も「非核平和都市宣言」の啓発や平和祈念のつどいの開催を進める必要があります。

施策

1　人権尊重意識の醸成

○人権尊重の理念の浸透と差別の撤廃に向けて、引き続き関係機関と連携しながら啓発事業を展開し、家庭・地域・学校・企業における人権意識の高揚を図ります。特に、学習会についてはアンケートなどにより市民のニーズを把握し、満足度の高い学習内容となるよう充実を図ります。

○施策の実施状況を評価するとともに、「湖南市学校・園人権教育基底プラン」を全教職員、保育士に周知し、内容の実践を推進します。

○ユニバーサルデザイン[15]の視点に立って人権問題についての正しい理解・認識する力を培い、実践につなぐために、啓発講座の充実やあらゆる機会を活用し

[15] ユニバーサルデザイン…年齢、性別、身体、国籍など人々が持つさまざまな特性の違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事などをデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

た人権に関する学習の一層の充実を図ります。

２　人権・同和施策の推進

〇学校、地域、行政をつなぐ機関である湖南市人権・同和教育推進協議会と連携し、人権・同和問題の解決に向けて研修、啓発活動を進めます。

〇地域総合センターについては、同和地区やその周辺地域住民を含めた地域社会全体のなかで、地域に密着した福祉センターとしての活動を充実します。

〇一人ひとりが真に自立した人間として社会参画できるように、持続可能で多角的な自立支援施策を推進します。

〇地域総合センターの改修などを計画的に進めます。

３　相談体制の充実

〇市役所においては、各課における相談窓口との連携により、だれもが利用しやすい、市民の立場に立った相談体制の充実を図ります。

〇研修への参加などにより、担当職員や相談員の資質の向上に努めます。

〇部落差別、児童虐待、ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）、外国人差別など、あらゆる人権擁護にかかる相談に的確かつ迅速に対応し、被害者保護や早期解決を図るため、関係機関・団体などと密接な連携を図ります。

４　「非核平和都市宣言」の啓発

〇戦後世代が多くなる市民が各々の立場で平和について考えられるよう努めます。

〇核の拡散・テロ・地域紛争など多様化・複雑化する世界情勢に応じて市民の平和問題への関心を喚起し、市民とともに考え、人権・平和を尊重し、ともに生きる社会の構築をめざします。

みんなで進める身近な取り組み例

〇人権問題と世界平和を身近な問題としてとらえ、「湖南市人権尊重都市宣言」「非核平和都市宣言」のもとに、あらゆる差別と人権侵害を許さず、常に人権尊重と世界平和の心を持って行動しましょう。

〇行政などが開催する人権学習の機会や啓発活動に参加するなど、人権問題について主体的に学びましょう。

３．男女共同参画の推進

現状と課題

＜男女共同参画の啓発＞

すべての人が、人間として尊重されながらともに生きる社会の実現のためには、男性と女性が等しく能力を十分に発揮しながら社会参加を果たせる男女共同参画社会の実現が求められます。本市ではより実態に即した取り組みを進めるため、平成 25 年度(2013 年度)より商工会・工業会から男女共同参画リポーターに参加してもらうことで、労働者の意見を聴取するとともに、事業所・職場への意識改革を促しています。

平成 27 年(2015 年)には女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法)」が制定されました。未だに、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識は残っており、雇用の場においても多くの課題があります。男女間の賃金格差や雇用処遇体系の見直しなど、女性の就業支援に対する取り組みが必要です。

市民に対し、男女が互いを尊重しあうための啓発や講座を行っていますが、今後もこれらを一層充実していく必要があります。

＜女性の社会参加の促進＞

女性の社会参加を支援するため、出産・育児と仕事の両立や保育園の利用についても相談を受け、関係課と連携して対応するとともに、こなんし子育てガイドブック、湖南市子育て応援サイトココフレなどにより子育て支援サービスの情報提供を行っています。

市の審議会や委員会への女性登用については、各課で取り組んでいるものの、分野によっては難しい状況にあります。しかし、今後も女性登用を促すための計画的な取り組み、女性の人材育成と能力開発のための学習や研修機会の提供、女性が地域や企業で持てる能力を発揮できるための支援などが必要です。

＜相談および支援体制の充実＞

相談については、どこに相談したらよいのかわからず、ひとりで悩む相談者がまだ多く存在すると考えられます。

家庭、地域、職場において女性が抱える社会的問題や、女性特有の心身の健康に関する問題を受け止め、解決や自立へ導く相談体制の更なる充実と支援体制が必要です。

＜女性に対する暴力と人権侵害の根絶＞

ＤＶやあらゆるハラスメント[16]の被害については、どこにも相談できず悩んでいる被害者が多く存在すると思われます。

暴力は犯罪であり重大な人権侵害となることを受け止め、ＤＶ、セクシャル・ハラスメントなど女性に対する人権侵害からの救済と、このような問題について市民の意識を高める啓発が必要です。

施策

１　男女共同参画の啓発

○男女共同参画社会の実現に向け、着実かつ効果的に施策を展開します。

○職場における性別による役割分担意識の改善と女性の職域拡大の推進、育児休業の普及など、男女の平等な機会確保に向けた啓発を推進します。

○家庭、地域、学校、企業などにおいて男女共同参画の啓発や男性の家事、育児、介護への参加を促します。

２　女性の社会参加の促進

○妊娠から育児に至るまで母子保健サービスと子育て支援サービスを充実し、広く情報提供することにより、出産・育児と仕事の両立、地域や社会への参画がしやすい環境整備を図るとともに、女性のための研修機会の充実に努めます。

○市の審議会や委員会への女性登用を促すとともに、市役所内においても管理的職務や政策決定の場に女性職員を登用する体制の確立を図ります。

○地域コミュニティ活動において、意思決定の場への女性の参画や女性の活動機会の拡充が進むよう、区・自治会、市民団体などへ働きかけます。また、地域に出向いて講座を行うなど、より身近な場での啓発に取り組みます。

３　相談および支援体制の充実

○あらゆる機会を利用し、相談窓口の情報提供を行います。

○相談内容が多種多様であることから、個別の問題についてより専門的に対応できるよう関係機関と密接な連携を取るとともに、相談に対して的確な助言や支

[16] ハラスメント…他者に対する発言・行動などが本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。

援ができるよう相談員の資質向上を図ります。

４　女性に対する暴力と人権侵害の根絶

〇ＤＶを未然に防止できるよう、あらゆる機会を通じてＤＶに対する認識を深めるための広報・啓発を推進するとともに、被害者のための相談窓口の充実と緊急避難への対応、実態把握、自立支援を進めます。

〇セクシャル・ハラスメントやストーカー行為、さまざまなメディア上の表現など、女性に対する性差別や人権侵害をなくすための広報や啓発、指導を警察などの関係機関と連携して充実します。

みんなで進める身近な取り組み例

〇家庭で話しあい、協力して、家事、育児、介護などを行いましょう。

〇地域活動や職場において、性別に関係なく、能力を発揮できる環境づくりに協力しましょう。

女と男グットパートナーいきいき講座

４．特色あるふるさとづくり

現状と課題

＜移住・定住の推進＞

長年増加傾向にあった湖南市の人口ですが、近年では転出者数が転入者数を上回る状態が続いており、人口減少が始まっています。過度の人口減少を抑制し、将来的に人口を安定させるためには、移住・定住の促進が必要です。

移住者は、雇用や住環境、子育て環境など、さまざまな情報をもとに定住先を決定します。これらの情報を的確に希望者へ伝え、湖南市の魅力を知ってもらうための環境整備が必要です。

＜ふるさとへの愛着づくり＞

進学や就職で湖南市を離れる若者が多くなっています。市民が住み続けたい、いったん湖南市を離れても湖南市で働きたい、湖南市に戻りたい、と思えるふるさとづくりが必要です。これまでも、心の充足を感じることができる地域社会の実現を目指して、人を思いやり支えあう気持ちを通して人と人の心をつなぐ「心のインフラづくり」事業など進めてきました。今後も、特色あるふるさとづくりに取り組み、より一層のＰＲに努めます。

＜地域間交流の推進＞

北海道比布町、鳥取県北栄町と友好交流提携を結び、地域まちづくり協議会、商工団体や職員の相互派遣交流など新たな交流機会を生み出しています。また、複数の都市と災害時相互応援協定を結んでおり、災害時には救援物資の提供などを行うこととしています。

今後も、さまざまな分野での地域間の交流を推進していくことが必要です。

施策

１　移住・定住の推進

〇移住の受け皿となる環境整備とともに、求人情報や生活情報、空き家をはじめとする住まいの情報など、移住・定住情報の一元化整備を行い、わかりやすい情報の発信を進めていきます。

〇地域おこし協力隊の活動を通じて、移住・定住を推進するとともに、地域の魅力発見、魅力発信に努めます。

２　ふるさとへの愛着づくり

〇「心の豊かさ」を求め、人と人の心をつなぐことで、人や地域の支えあう気持ちを育み、特色あるふるさとづくりを進めます。

〇湖南市を転出されたかたや大都市住民などに、ふるさとを応援するしくみとして、「ふるさと納税」があることをＰＲしていきます。

３　地域間交流の推進

〇友好交流提携を結んだ２町との交流を推進するとともに、多くの市民が行き交うような施策を検討します。

みんなで進める身近な取り組み例

〇地域のイベントなどには積極的に参加しましょう。

〇地域で新しい住民をあたたかく迎え入れましょう。

地域おこし隊の活動（サツマイモの空中栽培）

地域おこし隊の活動（イベントへの参加）

５．多文化共生のまちづくり

現状と課題

＜啓発と交流機会の充実＞

平成 23 年度(2011 年度)に「湖南市多文化共生社会の推進に関する条例」を制定し、それと同時に国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化を認めあい、地域の一員として共に生きるための湖南市多文化共生推進プラン「With KONAN Plan」を策定しました。

平成 26 年度(2014 年度)の湖南市国際協会主催のワールドフェスタでは、外国人市民に対し、市で作成した「外国人向け緊急カード」の配布や自治会加入を呼びかけ、平成 27 年度(2015 年度)のフェスタでは外国人向けアンケートを行いました。市主催の「うちなる国際化フォーラム」では、市民に対し、外国人市民への理解を働きかけています。

プランに基づき具体的な取り組みを進めるとともに、真の多文化共生社会の実現に向け、まだまだ相互の理解を深める交流機会や学習・啓発が必要です。

＜コミュニケーション環境と生活支援の充実＞

本市では広報や案内、窓口業務をポルトガル語でも行っていますが、市内に滞在・在住する外国人のなかには、言葉や文化、制度の違いなどにより日常生活に困難を感じている人が多く見受けられます。

このため、平成 22 年（2010 年）５月に多文化共生社会推進本部会議で決定した「外国人への情報提供に係る多言語化等の方針」に基づき、外国人市民が情報弱者とならないような情報提供を行うことが重要です。平成 26 年度(2014 年度)には、通訳、翻訳および相談の各業務が正確かつ円滑に行えるよう通訳者のためのマニュアルを作成しました。

また、多様な外国人市民に対応していくため、全ての職員が「やさしい日本語」を活用していくことが必要です。

＜国際交流の推進＞

国際化に対応できる人材育成のため、南米語学学習事業を実施し、キーパーソンの育成を推進しています。また、湖南市親善特派員の滋賀県ミシガン州友好親善使節団への参加およびホームステイ受け入れについての市民に対する助成制度を創設しました。地域に根ざしたきめこまやかな国際交流と多文化共生をめざした活動を実施している湖南市国際協会に対しては、補助金や職員の連携による支援を行っています。今後も、国際化に対する市民意識の高揚を図るとともに、人材の育成に努める必要があります。

施策

１　啓発と交流機会の充実

〇日本での生活や習慣、文化などを身近な人に伝えたり、日本文化と外国人市民を結んだりする外国人市民ボランティア「文化の通訳」制度の活性化と登録者の増加を図ります。

〇市や地域のまつりなどイベントの計画段階から外国人市民の参画を進め、日本人市民との交流を深め地域社会に溶け込む機会を設けます。

２　コミュニケーション環境と生活支援の充実

〇広報物やホームページ、案内板などの多言語化や職員の語学研修機会の拡大を図り、市内に滞在・在住する外国人のための生活情報提供の充実に努めます。

〇「外国人への情報提供に係る多言語化等の方針」の各部署での運用についてチェック体制を整備し、外国人市民に向けた的確な情報提供を行います。

〇文化や国籍の違いから生じる地域の問題を地域自らが解決するための支援を行います。

〇通訳のためのマニュアル活用および通訳者同士の情報共有を図るための連絡会議を行います。

〇職員向けの「やさしい日本語講座」を開催し、全ての職員が「やさしい日本語」を活用できるよう取り組みます。

３　国際交流の推進

〇絵画を通した国際交流として平成８年（1996 年）１月から始まったセントジョンズ市湖南市児童・生徒絵画展絵画コンクールを今後も継続していきます。

〇湖南市国際協会を支援するとともに協働で多様な交流事業の企画・運営などを進めます。

〇湖南市が誇れる自然、歴史、文化の多言語での情報発信を進めます。

みんなで進める身近な取り組み例

〇お互いの言語、文化の違い、個性を認めあって、ふれあい豊かな地域づくりをしましょう。

〇ふれあいの地域づくりのため、「こんにちは」、「ありがとう」など、日常のあいさつを交わしましょう。

昼間の日本語教室

夜間の日本語教室

外国人のための避難所訓練

6．情報ネットワークの構築

現状と課題

＜電子行政サービスの充実＞

「湖南タウンメール」の市民の感心度を高めるため、広報紙掲載、学校、地域への説明などを実施しています。市民サービスの利便性向上のため、平成 27 年（2015 年）2月から全国のコンビニエンスストアから住民票、印鑑証明、戸籍証明、税所得証明を発行できるようにしています。

市民と企業と行政が暮らしや経営に役立つさまざまな情報の共有を図り、行政情報の提供などの一層の利便性向上を進めるとともに、業務の簡素化・効率化を図るため、電子行政サービスを充実する必要があります。

＜地域情報化の推進＞

情報通信技術の双方向性を活用して、市民と企業と行政が情報共有を図っていくための取り組みが求められています。このため、まちづくりセンターなどの市民活動拠点や福祉、医療などのサービス拠点、企業などにおける情報基盤の強化とネットワークによって、行政サービスの提供と地域コミュニティ活動への有効活用ができるよう地域情報化を図る必要があります。

＜安全で利用しやすい情報環境の整備＞

本市においては、社会保障・税番号制度にも対応した庁内ネットワークの見直しを実施し、通信機器の統合による一元管理とセキュリティレベルの向上を図っています。高度情報化が進むなかで個人情報の流出などが社会問題となっている現在、セキュリティ対策と個人情報保護について十分な対策を行う必要があります。

また、だれもが容易に等しく情報が得られる情報環境の実現に努める必要があります。

施策

1　電子行政サービスの充実

○利用状況などから費用対効果を検証しながら、情報通信技術の活用による各種の申請・手続きの簡素化に努めます。

○日常の暮らしや防犯、学習、福祉などの情報化を進めるとともに、「湖南タウンメール」の活用促進、改善などを行い、市民にとって有効で使いやすい情報サービスの提供になるよう努めます。

○市民サービスの利便性の向上を図るため、情報通信技術を有効に活用した電子行政サービスを展開し、さらに、インターネットを活用した広報の充実、情報アクセスの利便性を高めます。
○平成 27 年（2015 年）10 月のマイナンバー制度[17]実施により、平成 28 年（2016 年）1 月から発行された個人番号カードでのコンビニエンスストアにおける証明書の交付について啓発します。また、マイナポータル[18]を活用した市民サービスを検討します。

２　地域情報化の推進

○行政情報サービスについては、投資効果と利便性など総合的な判断により可能な範囲で利用拡大を図ります。また、庁内保有の地図システムから災害情報などを視覚的にわかりやすい公開型ＧＩＳとして発信することを検討します。
○地域コミュニティ活動や市民活動、企業活動における地域情報ネットワークへの参加と有効活用を進めます。

３　安全で利用しやすい情報環境の整備

○インターネットや庁内ネットワークなどの情報通信網を活用し、効果的な行政情報を提供できるように進めるとともに、市民サービスの利便性の向上を図ります。また、社会保障・税番号制度導入により、特にセキュリティに関しては最大の関心を持ち、情報持ち出し対策、漏えい防止対策などの適切な対応に努めるとともに、セキュリティポリシー[19]の見直しを実施するなど、市民が安心してサービスを受けることができる環境整備を行います。

みんなで進める身近な取り組み例

○本市のホームページ、湖南タウンメールを日常的に利用しましょう。
○自分が住んでいる地域に関心を持ち地域情報の共有に努めましょう。
○個人情報や人権、プライバシー侵害に関心を持ち、その保護に努めましょう。
○情報や情報手段を主体的に選択し活用できるように、情報活用能力を身に付けましょう。

[17] マイナンバー制度…住民票を有する全ての人に１人１つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。
[18] マイナポータル…別名「情報提供等記録開示システム」といい、行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や自分に対しての必要なお知らせ情報などを自宅のパソコンなどから確認できるもの。
[19] セキュリティポリシー…組織において、資産でもあるさまざまな情報が、情報技術によってコンピューターや電子媒体に集約され、管理・統括されている状況下で、それらの情報を守るための対策や規約を文章化し、まとめたもの。

庁舎・コミュニティ施設分布図

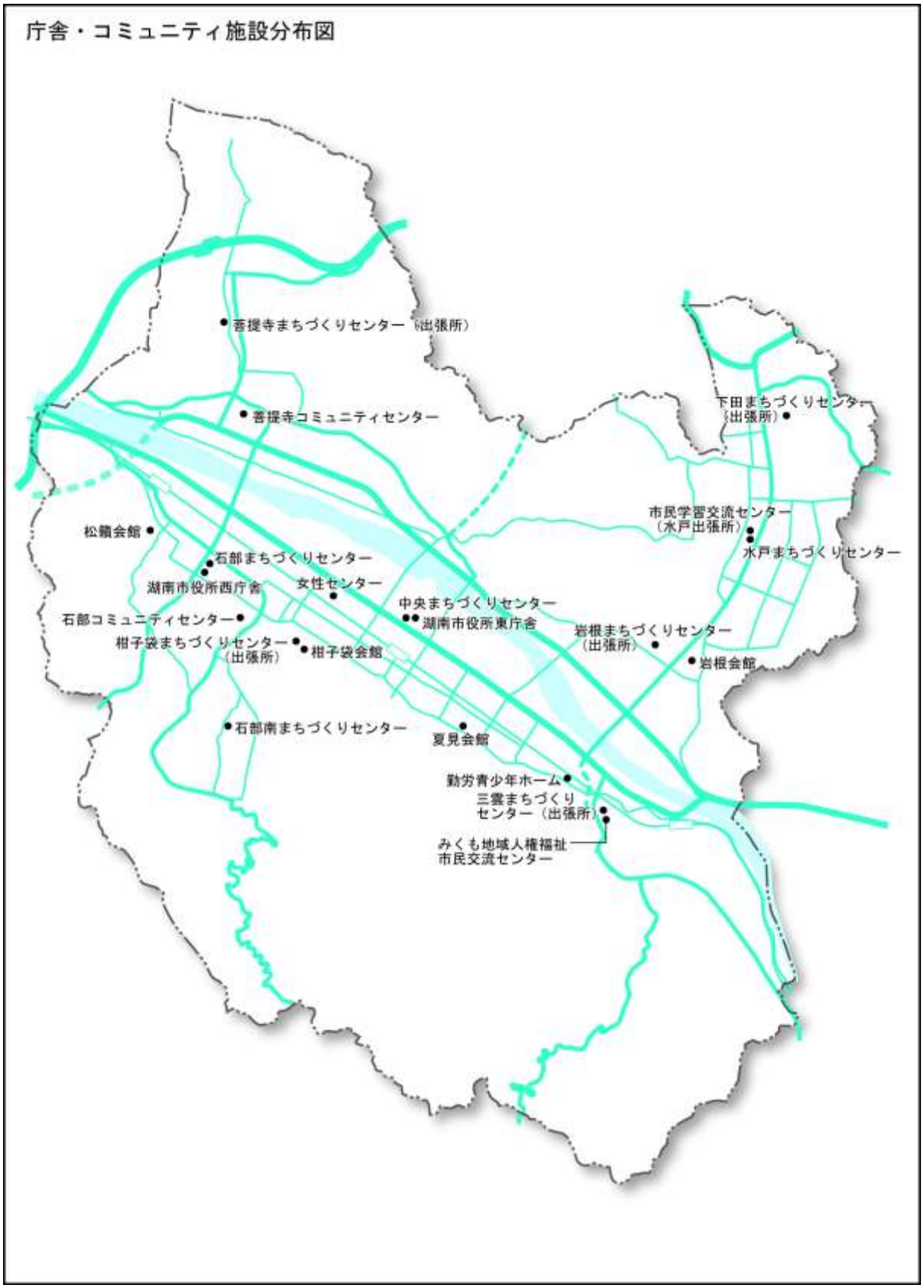

ともにめざす目標指標

第１章　みんなで共に進めるしくみをつくろう

施　策	指　標　名	現況	目標	備　考
		平成 26 年度末	平成 32 年度末	
市民主体のまちづくりの推進	地域まちづくり協議会が主体となる協働事業数	53 件	100 件	
すべての人の人権尊重の推進	参加者アンケートで「大変良かった」、「良かった」と回答する人の割合の合計	80%（H22～26 の平均）	90%	人権教育研究大会・出あい・気づき・発見講座・青年集会での参加者アンケート
男女共同参画の推進	委員会などへの女性委員の登用の増加	29%	40%	◆
特色あるふるさとづくり	転入超過数	1人/年	100 人/年	住基台帳登録人口
多文化共生のまちづくり	多文化共生に関わる研修会参加人数	16 人	50 人	◆
情報ネットワークの構築	湖南タウンメール利用促進（登録者数の増加）	8,700 件	12,800 件	◆

※「◆」は、アウトプット指標、ほかはアウトカム指標。

「アウトプット指標」：事業の具体的な活動量や活動実績（公共サービスの産出量）を測る指標。活動指標。
「アウトカム指標」：行政活動の成果（政策の成果）を測る指標。市民の観点からとらえた具体的な効果や効用を基準とする。成果指標。

第２章
うるおいのあるまちをつくろう

１．環境の保全

現状と課題

＜生物多様性の尊重＞

近年、自然環境の保全や自然とのふれあいを大切にする人が増え、生物多様性の保全に対する関心が高まりつつあります。

市域の中央部を琵琶湖へと注ぐ野洲川が流れ、周囲を阿星山系、岩根山系の森林に囲まれ、天然記念物「ウツクシマツ自生地（うつくし松）」など特徴的な自然資源を有しています。

自然環境の保全や自然とのふれあいを大切にし、生物多様性の保全に対する関心が高まるよう、学校や老人クラブなどを中心に環境学習を実施しています。

絶滅のおそれのある種や保全すべき種としてレッドデータブック[19]に掲載されている生物が 19 種生息していることが報告されており、今後とも、わたしたち人間を含め多くの生物が調和しながら暮らす健全な生態系を維持していくことが未来の市民に対する使命と言えます。

＜森林の保全＞

本市の面積の 52%を占める森林は、その 75%が保安林地区となっており、そのなかには三上・田上県立自然公園も指定され、無秩序な伐採や開発を規制しています。しかし、今後は市全域における計画的な森林の管理保全対策の強化が必要です。

また、天然記念物ウツクシマツ自生地（うつくし松）の保全のため、専門家の協力を得ながら松くい虫による松枯れの被害防止対策を行っていますが、自生地内を保護するだけでなく、市や関係機関などが連携して自生地周囲の森林の保全を図る必要があります。

＜河川の環境保全＞

野洲川の保全を共通のテーマとして、流域自治体が連携しながら流域住民の交流や啓発活動を進めており、湖南市環境保全協議会が中心となって活動を進めています。茶釜川を美しくする会やイワタニランドさとづくり会などと協力しながら環境学習を実施しています。

今後も流域全体のネットワークづくりを図るとともに、野洲川の水質保全のため、公共下水道整備を進める必要があります。

[19] レッドデータブック…日本の絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況などを取りまとめたもの。

＜環境にやさしいまちづくりの推進体制づくり＞

本市では、河川や森林の保全意識が高まるとともに、一方で企業活動や市民生活によって生じる廃棄物や音、においなどによる身近な生活環境への影響が懸念されているため、平成 19 年（2007 年）１月に「生活環境保全条例」、平成 19 年（2007 年）7月に「環境基本条例」を制定し、基本理念を定め、それを具現化するために平成 21 年（2009 年）9月に「環境基本計画」を策定しました。今後は計画に基づいた取り組みを進める必要があります。

＜環境の美化＞

日頃から市民一人ひとりの美化意識の啓発を進めるとともに、市民が主体的に環境の美化活動に関われるよう、河川愛護活動事業補助金などを実施しています。今後も市民と行政がともに取り組んでいける体制やしくみが必要です。

＜自然環境の活用＞

本市は阿星山系、岩根山系の森林と野洲川など緑と水の豊かな自然環境に恵まれています。この良好な環境を暮らしのなかで生かしながら、住みよいうるおいのあるまちを築くためには、森と河川の自然を生かすことが求められます。

これまで、野洲川親水公園・運動公園などの整備において環境に配慮した緑地は確保されていますが、指定管理者の創意工夫を促すなど、今後さらに河川の自然を守りながら自然とのふれあいの機会づくりを進めていきます。

また、森林の自然を環境学習やレクリエーションの場として活用するための施設整備とともに、森林の自然にふれる機会の拡大を図る必要があります。

施策

１　生物多様性の尊重

〇大規模な公共事業にあたっては、その計画立案から施工までの一連の過程において、希少な野生生物の重要な生息・生育地への影響の回避、最小化に努めます。

〇学校・園や地域における環境教育・環境学習の取り組みに対し、資料などの情報提供などを通じて、児童・生徒、市民の理解を促進し、環境保全活動の実践意欲が高まるよう支援します。

２　森林の保全

○地域住民にとって身近な自然である里山の保全活動については、地元活動を推進していくとともに、活動団体を増やし市内の森林整備に努めます。

○水源かん養や木材資源としての活用など、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、無秩序な伐採や開発を規制するとともに、環境に配慮した森林整備などを推進し、緑豊かな森林の保全を図ります。

○天然記念物ウツクシマツ自生地を保全するため、計画的な幼樹の移植、雑木の伐採・下草刈りなど環境整備、病虫害防除などを行います。また、平成２４年（2012 年）から自生地内のウツクシマツ型の松から種子を採集しており、自生地や苗畑で育成して、順次移植します。

３　河川の環境保全

○滋賀県の「マザーレイク 21 計画」と連携し、流域保全協議会などの活動により河川流域の市町の人々との川を通した交流を促進し、水源地としてのびわ湖と関連水系を保全するためのネットワークの形成を図るとともに、湖南市環境保全協議会への支援を行います。

○効率的な公共下水道の整備を進めます。

○市民がホームページなどにより身近な川の生物や水質の調査結果など川の状況を知る機会を確保し、流域住民みんなで川を考え水に親しみながら、きれいな川を後世へ継承できるよう支援に努めます。

４　環境にやさしいまちづくりの推進体制づくり

○環境基本計画を推進するため、市民・事業者・環境関連団体および市の各主体が、それぞれの所属組織などを介して（仮称）湖南市環境ネットワークを構成し、重点プロジェクトの推進に向けての行動計画を立案し、その実現に向けて相互に連携して取り組みます。

○計画の進行は環境管理システムの基本的なサイクル（ＰＤＣＡサイクル[20]）に基づいて管理し、継続的な改善を行っていきます。

５　環境の美化・不法投棄の防止

○森林パトロール員や鳥獣保護員の協力を得て、監視の充実や職員の定期的な見回りとともに、啓発活動により山林などへの不法投棄の根絶を図ります。

---

[20] ＰＤＣＡサイクル…管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに元の計画に反映させていくことで、螺旋状に環境の継続的改善を図ろうとすること。

〇市民・行政の協働による監視体制を作り、ともに不法投棄防止の啓発を行います。

〇河川や農地、幹線道路のポイ捨て対策として、沿道看板での呼びかけを行うとともに、市民・各種団体・企業などの自主回収活動に対して積極的な支援策を講じます。

〇河川愛護活動などを通じて市民による身近な地域や河川の環境美化活動を積極的に支援します。

6　自然と歴史にふれあうネットワークの形成

〇森林の自然を環境学習などの場に生かすため、さまざまな自然とふれあう機会づくりを市民との協働によって進めます。

〇水と緑の自然と、周辺の歴史などを生かした自然と歴史のふれあいネットワークの形成を図ります。また、市民との協働によって自然や歴史をよく知るガイドなどの人材確保と育成に努めます。

〇指定管理者との協働によって、利用者がより使いやすく、自然に親しめるよう利便性の向上や事業の充実を図っていきます。

みんなで進める身近な取り組み例

〇暮らしのなかでできることを実践し、森林や川の自然を大切にしていきましょう。

〇身近な地域をごみのない美しいまちにしていきましょう。

〇森林（里山）や川など、身近な自然にふれあい、学ぶ機会を積極的に持ちましょう。

里山の保全活動

２．循環型社会の形成

現状と課題

＜省資源・リサイクル・廃棄物処理＞

循環型社会を形成するため、従来の単にごみを燃やして埋めるという処理中心の考え方を改め、市民・事業者・行政の協働によって省資源・リサイクル活動をより一層推進する必要があります。

また、可燃ごみの焼却施設である甲賀広域行政組合衛生センターごみ処理施設も老朽化し、より長期に安定稼働させるための適正な保全管理と設備の改修整備を行っていく必要があります。

さらに、市内には産業廃棄物や一般廃棄物の中間処理施設が点在し、周辺地域住民との間でさまざまな問題が生じています。これらの処理施設については地域住民とともに適切な対応をしていく必要があります。

＜地球温暖化対策の推進＞

地球温暖化への対策として、官民を挙げて温室効果ガスの削減に向けたさまざまな取り組みがなされています。また、県は、平成 20 年（2008 年）３月に、持続可能な滋賀社会ビジョンの目標である低炭素社会の実現をめざして、「2030 年における滋賀県の温室効果ガス排出量（1990 年比）が 50%削減されている」とした目標値を掲げています。

現在、「環境基本計画」に基づき、低炭素まちづくりをめざした取り組みとして、公共施設をはじめ一般家庭や地域の団体・事業所などに対して、屋上緑化や緑のカーテンの取り組み普及運動を進めており、特に緑のカーテン実施状況をホームページやフェイスブックなどに掲載しています。

省エネルギー型のライフスタイル、ワークスタイルへの転換を図り、環境に負荷のない自然エネルギーの利用や環境への負荷が小さい公共交通機関の利用など、省エネルギー活動の推進と新エネルギーの普及に努める必要があります。

●ごみおよびし尿処理状況

年度	ごみ（ｔ）					生活排水		
	年間収集量	可燃物	不燃物	資源（乾電池含む）	粗大ゴミ	浄化槽設置件数（件）	し尿汲み取り世帯数（世帯）	年間処理量（ｋｌ）
平成 21 年	15,868	13,970(353)	287	1,342	269	2,315	1,304	9,117
平成 22 年	15,155	13,301(296)	274	1,327	253	2,243	1,219	8,217
平成 23 年	15,258	13,348(300)	288	1,392	231	2,214	1,158	7,441
平成 24 年	15,277	13,373(300)	279	1,368	257	1,864	1,065	6,673
平成 25 年	15,175	13,013(317)	258	1,344	243	1,524	789	5,857

資料：環境課
注）可燃物のうち、（　　）はリサイクルプラザで処理した分

施策

１　省資源・リサイクルの推進

○市民・事業者・行政が相互に役割を分担し、一体となって３Ｒ[21]（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。

○ごみの分別・リサイクルについて一層の充実を図り、特に生ごみについては、資源として有効活用できるよう、分別およびリサイクル方法を検討します。

２　ごみ処理体制の整備

○ごみ処理体制については、「甲賀広域行政組合」において管理運営しているごみ処理施設を安定稼働させるための老朽化対策と長寿命化に向けた対策の検討に取り組みます。

○民間が運営する産業廃棄物処理施設については、施設の維持・管理および改善などについて県と連携して指導するとともに事業者に対する適切な対応に努めます。

[21]　３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）…リデュースは「抑制」で、省資源化や長寿命化といった取り組みを通じて廃棄物の発生を抑止すること。リユースは「再使用」で、一旦使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処置によって製品や部品として再使用を図ること。リサイクルは「再資源化」で、一旦使用された製品や製品の製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料として再び利用すること。

３　環境にやさしい暮らしの実践

〇学校教育や社会教育、リサイクルプラザを活用した環境学習の充実を図るとともに、環境について考え、実践するボランティアグループを育成します。

〇人と人が環境を軸につながり、知恵や技術、ノウハウなどの情報を交換、共有できる「エコな語り部」や「平成義民」（環境ボランティア）の重点プロジェクトに取り組みます。

４　地球温暖化対策の推進

〇エネルギーの自給率や利用効率の向上を図るため、市民、事業者、環境関連団体、市の協働により、自然エネルギー活用や省エネルギーの普及に努めます。

〇屋上緑化や緑のカーテンの取り組み普及運動を、環境保全団体などと協力して推進します。また、事業所には高効率型機器の導入を推進します。

〇温室効果ガスの排出を抑制するため、公共交通機関や自転車の利用を促進します。

みんなで進める身近な取り組み例

〇ごみ問題について学習し、ごみを減らす、再利用する、再資源化する３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組みましょう。

〇省エネルギーを心がけるなど環境にやさしい暮らしを実践しましょう。

〇屋上緑化や緑のカーテンに取り組みましょう。

ゴーヤによる緑のカーテン

３．エネルギー・経済の循環による活性化の推進

現状と課題

＜地域にある自然エネルギーを活用した持続可能なまちづくりの推進＞

地域に存在する自然エネルギーを地域内で流通させることは、これまで市外に流出していた資金を地域内に還流させるものであり、地域経済の活性化に寄与するとともに、エネルギーの自給力の向上にもつながります。

自然エネルギーの活用をさらに広げていくためには、市民や事業者、行政などが一丸となって取り組んでいかなければなりません。

そこで、湖南市地域自然エネルギー基本条例に基づき、地域資源を生かした自然エネルギーの積極的な活用に取り組むことにより、温室効果ガスの排出削減に寄与するとともに、地域が主体となった持続的発展可能な地域社会構築のための戦略を示すことを目的として平成 27 年(2015 年) 2月に「湖南市地域自然エネルギー地域活性化戦略プラン」を策定しました。

今後は、市がめざすべき姿や方向性、その実現に向けた道筋を、市民や事業者と共有することが重要であり、具体的な第一歩を踏み出すきっかけを作りだすことが大切です。

コナン市民共同発電所

施策

１　地域の自然エネルギーを活用した地域活性化の推進

〇太陽光や風力、水力、バイオマスなど地域の自然エネルギーを活用した取り組

みを推進します。

○地域固有の資源である自然エネルギーの活用を通して、エネルギーの循環だけでなく、その利益の地域循環や、市民・事業者の交流を促進することにより、地域活性化を推進します。

○消費地に近い場所で発電などができる自然エネルギーの特長を生かし、地域主導による自立分散型エネルギーの導入を促進し、市民の暮らしや地域産業を支えるエネルギーの地産地消を推進します。

○持続的発展が可能な社会の実現と地球温暖化防止をはじめとする地球環境保全への貢献をめざします。

みんなで進める身近な取り組み例

○行政などが開催する市民連続講座や啓発活動に参加するなど、自然エネルギーについて学びましょう。

○日常生活において、自然エネルギーの活用や地域における自然エネルギーの導入に向けた取り組みに参画しましょう。

自然エネルギーに関する学習活動

４．上下水道の整備

現状と課題

＜上水道＞

上水道普及率は県平均を上回って推移してきており、現況では 99.9%となっています。水源の大半は県に依存しており、自己水源としては一部地下水、川の表流水などを利用しています。

今後は、自己水源の既存施設を維持しながら、効率的な施設管理に努めるとともに、老朽施設や老朽管の計画的な更新を行い、配水池などの施設の耐震化によって災害時の危機対策を万全にするなど、長期的な視点で上水道財政の健全運営に努めながら市民に安全な水を安定供給する上水道体制の整備が必要です。

＜下水道＞

下水道事業は、供用開始から 20 年以上が経過し、普及率も平成 26 年度（2014 年度）末で 97.0%に達しています。

市民の快適な居住環境と河川などの公共用水域の水質保全のため、長期的な視点で下水道財政の健全運営に努めながら整備を図る必要があります。

また、併せて戸別訪問などにより水洗化普及促進に努めるとともに、安定した下水道サービスを行うために下水道施設の維持管理体制の充実や、計画的な長寿命化対策に努める必要があります。

● 上水道

	年　度　末 給水人口（人）	普及率 （%）	年　度　内 有収水量（千㎥）
平成 24 年度	54,900	99.9	6,657
平成 25 年度	54,829	99.9	6,569
平成 26 年度	54,767	99.9	6,488

資料：施設課

● 滋賀県湖南水道用水受水計画（㎥／日最大）

年度	23	24	25	26	27
受水量	26,610	26,610	26,610	26,610	26,610

資料：施設課

●上水道施設能力　　単位：㎥/日最大

宮の森受水場 （宮の森管理センター）	4,000
雨山受水池	3,800
東河原浄水場	1,700
朝国受水場	10,400
妙感寺浄水場	1,940
菩提寺受水場	5,182
正福寺受水場 （上水道管理センター）	7,978
計	35,000

資料：施設課（平成 26 年 3 月 31 日現在）

●下水道

項目	全体計画	事業計画
排除方式	分流式	
計画面積（ha）	2,653	1,913
計画人口（人）	62,600	52,618

資料：施設課（平成 26 年）

上水道施設

施策

1　上水道施設の整備と管理

〇安全で安心できる水を供給するために、長期的な水需要規模の変動にあわせ、必要な施設を見直し、施設の最適化を計画的に実施します。また老朽化施設については災害時などに対応できるよう、施設の改修整備に努めます。

〇既存施設とともに、水源の適正な維持管理、監視システムの充実に努めます。

〇水道事業の運営にあたり、水道事業の経営を効率化するため民間事業者の持つ創意工夫およびノウハウを活用し、包括的な業務委託を行います。

2　下水道施設の整備と管理

〇未整備地域の実情を考慮しながら、効率的な下水道整備を進めます。

〇下水道施設の維持管理については、機能停止の未然防止やライフサイクルコスト[22]の最小化をめざします。

〇下水道施設が有効利用されるために、広報活動の充実や情報の公開などを行い、水洗化の普及促進に努めます。

〇公共下水道事業の運営にあたり、下水道事業の経営を効率化するため、民間事業者の持つ創意工夫およびノウハウを活用し、包括的な業務委託を行います。

みんなで進める身近な取り組み例

〇日頃から節水に努め、水を大切にしましょう。

〇川や湖を汚さないように下水道に対する理解を深めましょう。

[22] ライフサイクルコスト…製品や構造物などで、調達・製造～使用～廃棄の段階を総合して考えた費用のこと。

４．身近な公園・緑地の整備

現状と課題

本市では、恵まれた自然を生かし、市民が身近に自然にふれることのできるレクリエーションの場づくりに努めています。住民一人あたりの都市公園の面積は平成 26 年（2014 年）3月末現在で 9.25 ㎡と、滋賀県全体の 8.8 ㎡に比べて高い水準にありますが、今後も施設の一層の充実と良好な維持管理に努めていく必要があります。

また、子どもから高齢者までの多くの市民が快適に憩える身近な公園として、遊具施設などの安全点検や施設修繕とともに、老朽化した公園については市民が利用しやすい形態に再整備しています。今後も指定管理者制度の導入や地元への委託などを進め、清掃や除草作業などの公園の維持、管理体制の充実に努める必要があります。

さらに、森林、河川や農地などについては自然環境の保全に努めながら、レクリエーションの場としての活用とともに、災害時の避難場所となるオープンスペースとしても活用を図る必要があります。

施策

１　身近な公園と緑地の整備

○魅力ある公園の整備のために、指定管理者制度の導入や地元への委託などを進め、遊具の点検や施設の老朽化対応など公園を適切に管理するとともに、公園施設の長寿命化計画を策定し効果的な公園施設の整備に努めます。

○市民が身近で緑や自然に親しめるよう市街地や住宅地において都市緑化を促進します。

２　レクリエーションの場の充実

○市民同士の交流やふれあいの場として、野洲川や豊かな森林などを生かした多様なレクリエーションの場づくりに努めます。

○野洲川親水公園などについては、公園サポーター制度の創出により市民の参画による魅力ある公園づくりを推進します。

○今後の余暇時間の活用や健康への意識の高まりに対応するために、住宅地におけるレクリエーションや憩いの場づくりに努めます。

○森林レクリエーションの場として生活環境保全林に整備した散策道については、草刈りなどの管理を実施します。

３　災害時のオープンスペースとしての活用

○緊急時の一次避難場所としての利用を考慮し、仮設トイレが設置できるよう公共汚水桝の設置や、必要に応じて防火水槽などの防災機能整備を検討します。

みんなで進める身近な取り組み例

・市民の憩いと交流の場としての公園を積極的に利用しましょう。

・公園を大切にし、きれいで快適な公園のための維持管理への参加に努めましょう。

市民による公園の清掃活動

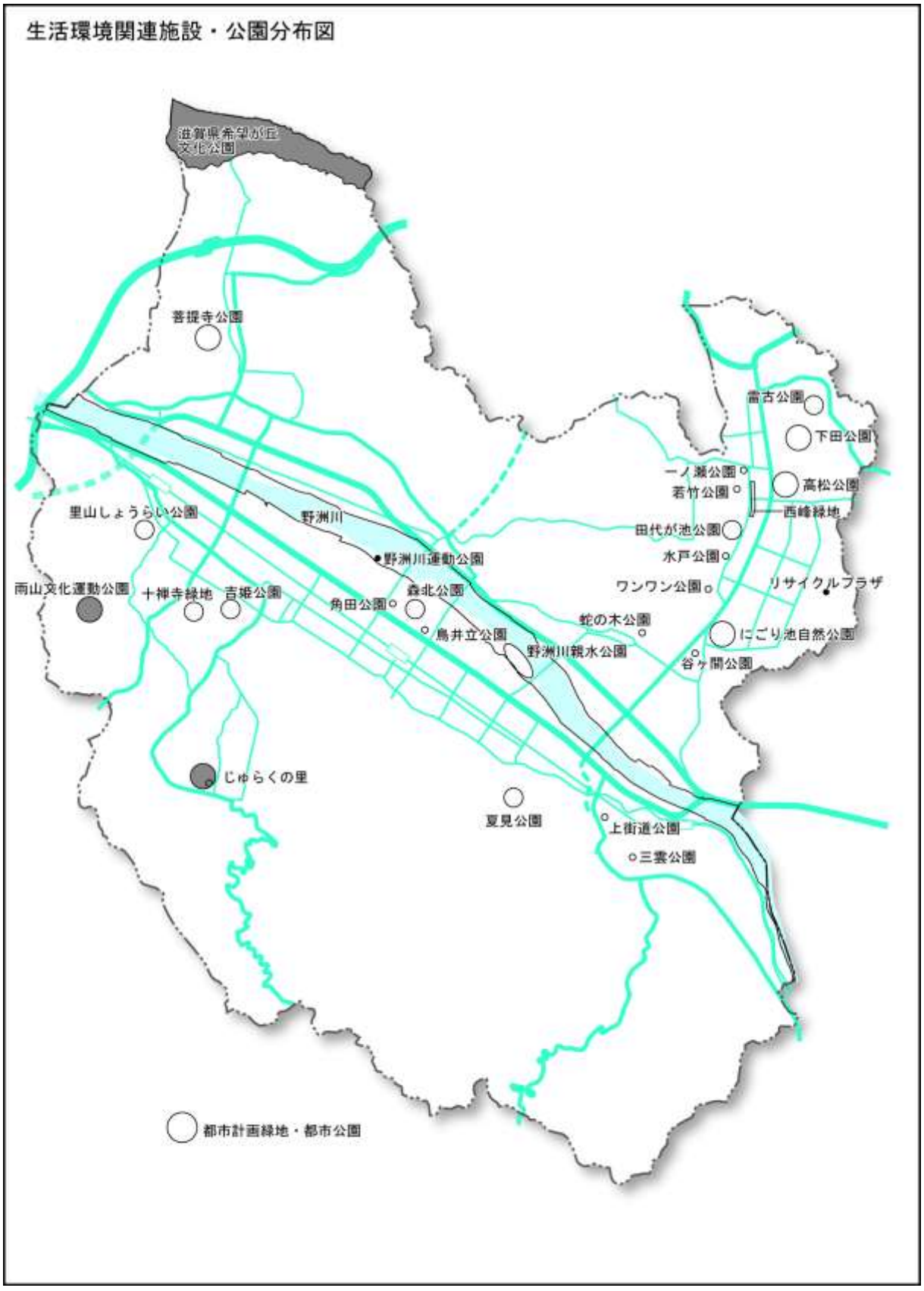
生活環境関連施設・公園分布図
滋賀県希望が丘文化公園
菩提寺公園
富古公園
下田公園
一ノ瀬公園
若竹公園
高松公園
西峰緑地
田代が池公園
水戸公園
ワンワン公園
リサイクルプラザ
里山しょうらい公園
野洲川
野洲川運動公園
雨山文化運動公園
十禅寺緑地
吉姫公園
森北公園
角田公園
蛇の木公園
鳥井立公園
野洲川親水公園
にごり池自然公園
谷ヶ間公園
じゅらくの里
夏見公園
上街道公園
三雲公園
都市計画緑地・都市公園

ともにめざす目標指標

第２章　うるおいのあるまちをつくろう

施　策	指　標　名	現況	目標	備　考
		平成 26 年度末	平成 32 年度末	
環境の保全	環境ボランティアの宣言者人数	23 人	60 人	
循環型社会の形成	リサイクル率の向上	14%	19%	
エネルギー・経済の循環による活性化の推進	市民などの参加者数	930 人	1,500 人	◆ エネルギー関連に関わる事業すべての参加者数
上下水道の整備	配水池耐震施設率	69.6%	91.8%	◆
	下水道整備普及率の向上	97%	100%	◆
身近な公園・緑地の整備	一人あたりの都市公園面積	9.27 ㎡	10.0 ㎡	◆

※「◆」は、アウトプット指標、ほかはアウトカム指標。

第３章
活気あるまちをつくろう

１．市街地・住環境の整備

現状と課題

＜都市計画の推進＞

平成 20 年（2008 年）11 月に、都市計画に関する基本的な方針である「湖南市都市計画マスタープラン」を策定し、計画的なまちづくりを進めています。

平成 24 年（2012 年）3月には区域区分見直しが完了し、今後は、地域の特性に十分に配慮しながら、魅力と活力あるまちを形成していくため、「湖南市都市計画マスタープラン」に基づいた土地利用を誘導していく必要があります。

また、平成 25 年 9 月に「湖南市景観条例」を制定し、景観法に基づく景観行政団体となりました。さらに、「湖南市景観づくりの基本方針」に掲げる「“ほっ”と和めるふるさと「こなん」」の実現に向けた実行力を伴う計画として「湖南市景観計画」を策定し、平成 27 年 4 月より運用を開始しました。今後は、本計画に掲げる目標や方針に基づき、市民と事業者、行政が連携して景観まちづくりを進める必要があります。

一方で、進出意欲のある企業や商業施設を受け入れるために、商工会とも連携しながら、企業、通勤・通学者、消費者にとって便利で快適な都市拠点の適正配置を促進し、人々が集い、にぎわい、やすらぎあるまちづくりを着実に進める必要があります。

＜魅力ある住環境の整備＞

本市では、既存住宅の多くが 1980 年代～1990 年代に建設され、バリアフリーに対応していないため、高齢者や障がい者がお住まいの家庭を対象とした住宅の改修や改築が必要です。

また、平成 21 年（2009 年）には政府の地震調査委員会が、琵琶湖西岸断層帯を国内の活断層帯としては地震発生確率の高いグループに位置付けるなど、住宅などの耐震化が急務となってきています。しかし、依然として地震や災害に対する住民意識が低く、耐震診断や耐震改修の取り組みが進んでいないため、より一層の意識啓発に努める必要があります。

さらには、建材などによるアレルギー疾患など、居住者の健康を脅かすさまざまな要因にも対応する必要があります。

公営住宅については、平成 25 年に策定した「湖南市公営住宅長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理とバリアフリー化などの長寿命化に資した改善を行っていくことが必要です。

地籍調査事業は、昭和 41 年に旧石部町で着手以来、平成 19 年度に丸山地区で国土調査の成果として認証を受けて以降休止となっていました。地籍調査の成

果は、土地境界の保全や民間土地取引の円滑化に寄与するだけでなく、効率的な行政運営を行う上でも最も基礎的な資料となるものであるため、事業の推進が必要です。

人口減少が進んでいる中で、今後管理が放棄された空き家はますます増えていくと推測されます。そのような空き家の倒壊、防災防犯上の機能低下、生活環境の悪化などの問題が発生することで、近隣住民に被害を及ぼす可能性があります。

現状で、市内の空き家などの把握ができておらず、実態把握をする必要があります。これからは、組織的な取り組み姿勢の整備や所有者などによる適切な管理、活用が求められます。

＜火葬場の整備、霊園・墓地の適正管理＞

市が管理する霊園が１か所、墓地が５か所ありますが、これらの適切な維持管理や新たな霊園・墓地が求められています。

火葬場については、平成２７年（2015 年）６月より湖南市浄苑の運用を開始し、２か所の旧火葬場は平成２７年５月末で閉鎖となりました。

施策

１　都市計画の推進と市街地の整備

○本格的な人口減少社会の到来を向かえ、持続可能な都市構造とするため、湖南市の地域特性を考慮した立地適正化計画を策定し、都市機能の集約化などコンパクトなまちづくりに努めます。

○市街地整備においては防災対応とともに、ユニバーサルデザインに配慮した街路や公園、広場、上下水道などの公共施設の整備充実のほか、商業施設の集積や企業誘致など立地特性を生かした民間活力の適切な誘導に努めます。

２　良好な景観の形成

○景観づくりに関する情報提供や先進地事例紹介などにより景観の意識啓発を図るとともに、市民が主体の景観づくりに支援をします。

○地域の個性を生かしたまちづくりを促進する必要がある重点地区候補地に対し積極的な支援を行い、独自ルールの策定の推進に努めます。

３　住環境の整備・地籍調査の実施

○地区計画制度を活用した特色ある街区形成の誘導や都市計画の提案制度を活用できる条件整備を行い、市民やＮＰＯによる魅力ある市街地形成をめざします。

○災害時などにおける重要な情報基盤となる新住居表示の整備を推進し、住民生活の利便性の向上を図ります。

○１，０００㎡を超える開発行為を届出対象行為として景観を含めた適切な開発誘導に努めるとともに、開発指導要綱および公共施設整備のガイドラインと連携して公園・集会所などの公共施設についても景観誘導を図ります。

○住宅開発行為において自然環境や景観への配慮を促すなどの適切な開発誘導に努めます。

○土地利用の高度化の推進や災害時の迅速な復旧の基礎資料とするため、各区・自治会との強い連携のもと積極的に地籍調査を推進します。

４　住宅環境改善の支援

○民間事業者と行政が協働しながら近年の住宅需要に対応した計画的な住環境づくりを図るとともに、既存住宅の耐震診断・耐震改修のより一層の啓発、補助内容の見直しを進め、住宅の安全性の確保に努めます。

○アレルギー性疾患やシックハウス症候群など居住者の健康を脅かす問題に対する相談や情報の提供に努めます。

○市内一円の空き家の実態を把握し、空き家に関するデータの収集・整理のための組織体制を整備します。

○所有者に空き家の適切な管理を促すため、活用制度や相談体制を整備し、空き家の改善を計画的に進めることで、住民生活の良好な環境を保全します。

５　公営住宅環境の整備

○住宅需要に対応するために、高齢化社会に対応した公営住宅のユニバーサルデザイン化や長寿命化、居住性向上を目的とした市営住宅の建替え事業、戸別修繕事業を実施します。

６　火葬場の整備、霊園・墓地の適正管理

○霊園の維持管理費を見直すとともに、墓地台帳や墓所の整理を行います。

○新たな霊園・墓地の整備については、民間活力の活用や新たな形態の検討に取り組みます。

○火葬場については、指定管理者制度により管理運営の効率化とサービス向上に努めます。

みんなで進める身近な取り組み例

○高齢者や障がい者にやさしく、災害に強い住宅づくりに努めましょう。

○住宅地や市街地において緑化推進や景観形成へ向けた活動への参加、協力に努めましょう。

湖南市浄苑

2. 道路網、河川の整備

現状と課題

＜幹線道路の整備＞

国道１号バイパスの整備進捗や、人と物の流れの一層の広域化により、市内の交通が大きく変化してきています。

交通の変化を踏まえて、安全で快適な交通体系を早急に確立するために、国道１号バイパスなどの地域高規格道路の整備計画と県事業である道路整備アクションプログラムなどとの整合を図りながら、平成 27 年(2015 年)３月に見直しを行った「湖南市道路整備計画」に基づき、南北および東西地域交流軸の強化をはじめとした市全体の体系的かつ将来を見据えた道路ネットワークビジョンを描く必要があります。

＜生活道路の整備推進＞

生活道路においては、幹線道路の慢性的な渋滞などにより通過車両が進入しているため、居住者や通学児童・生徒の安全確保が課題となっています。このため、通過車両が進入しないよう、渋滞緩和対策と併せて生活者主体の道路として安全性に優れた道路整備が必要です。

また、地域住民の生活道路である里道および水路（法定外公共物）の維持管理については、地域住民、自治会などとの協働を一層進める必要があります。

＜ユニバーサルデザインの推進＞

地域幹線道路や生活道路においては、ユニバーサルデザインの視点を尊重しながら、これまでの車優先の道路整備から歩行者優先の人にやさしい安全で歩いて楽しい道づくりが必要です。

＜河川の整備＞

一級河川野洲川は、未改修区間が多く残されている状況であり、通水断面不足や護岸の崩壊などの危険性があることから、１日も早い改修が必要です。

また、由良谷川をはじめ、落合川、大沙川、高田砂川などの野洲川の支流の一部がいわゆる天井川になっているために、浸水などの恐れがあり道路整備においても支障が生じていることから、早期の改修整備が必要です。

施策

1　幹線道路の整備と管理

○平成 25 年（2013 年）に策定された滋賀県道路整備アクションプログラムの事業と連携した道路整備を進めます。

○周辺環境の保全に配慮しながら、国道１号バイパスなどの地域高規格道路やスマートインター[23]の整備を促進するとともに、旧東海道の交通渋滞を解消するために南部中央線と既設道路との連結を図ります。

○野洲川による地域分断の解消と緊急時の連絡強化を図るため、南北をつなぐ道路整備を進めるとともに、ＪＲ草津線各駅（石部駅、甲西駅、三雲駅）を中心とした南北軸の強化や東西軸の強化に向けた道路整備など、地域をつなぐ地域幹線道路の整備を促進します。

○安全で快適な交通環境を確保するため、長期的な視点を持って適切に予防保全や維持管理を行い、道路や橋梁の長寿命化を図ります。また、橋梁の安全性と信頼性を確保するために、定期的に点検を実施していきます。

2　生活道路の整備と管理

○地域の実情に応じた市道の整備・改良に努めます。また、生活道路の安全性、利便性の確保に向け優先度を精査し、既設道路の歩道の拡幅や段差の解消を計画的に推進します。

3　法定外公共物の管理

○里道、水路などの法定外公共物の適正な維持管理を行えるよう、維持管理方法の相談・助言などの支援を行うとともに、市民との協働体制の継続を図ります。

4　ユニバーサルデザインの推進

○市民みんなが安心して使える道路づくりを進め、すべての人が安全で快適に道路を歩くことができるよう、危険箇所の点検および改善を行い、優先度を精査して計画的なユニバーサルデザイン化に努めます。

○歩行者などに安全で利用しやすい道路整備を進めます。

---

[23] スマートインター…スマートインターチェンジ（スマートＩＣ）は、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ＥＴＣを搭載した車両に限定している。

５　河川の整備

〇一級河川野洲川については、県河川整備計画に遅れが生じないよう県への要望に努め、改修事業の早期実現を図ります。また、国に対しては、石部頭首工から杣川合流地点までの直轄区間の延伸について要望します。

〇由良谷川、落合川、大沙川、高田砂川などの天井川をはじめ、普通河川についても浸水などによる水害の未然防止を図るため、危険箇所の把握・精査を実施するとともに、雨水対策と併せた河川の改修整備に努めます。

みんなで進める身近な取り組み例

〇渋滞の緩和のため、できるだけ自動車に乗らないで公共交通機関や自転車の利用、歩行に努めましょう。

〇身近な道路の植栽の手入れや美観形成に協力しましょう。

〇川を美しく保ち、正しく安全に利用するよう心がけましょう。

整備された市道三雲駅南線

現況道路・計画図

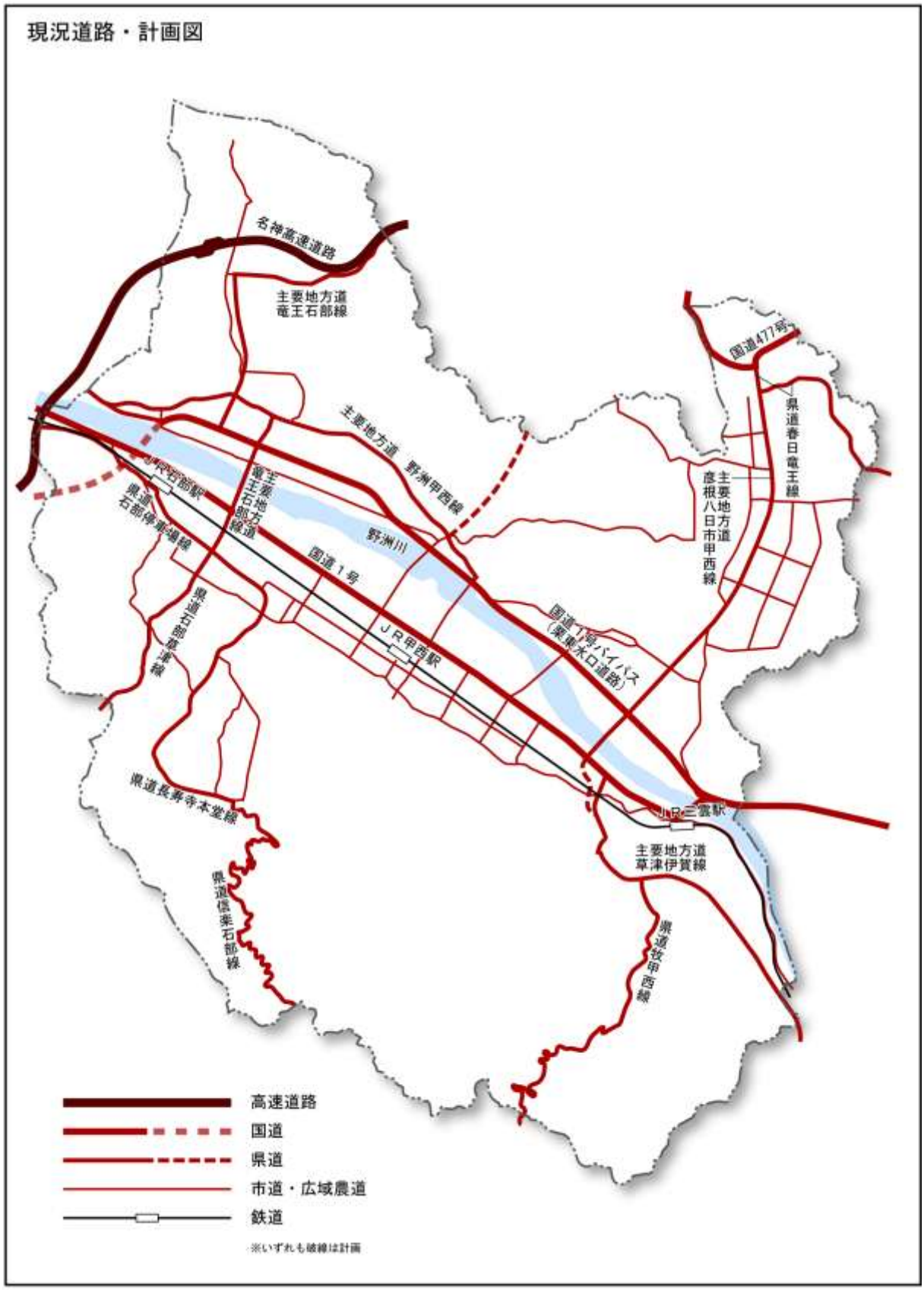
名神高速道路
主要地方道
竜王石部線
国道477号
県道春日竜王線
主要地方道
彦根八日市甲西線
主要地方道 野洲甲西線
JR石部駅
県道
石部停車場線
主要地方道
竜王石部線
野洲川
国道1号
県道石部停車場線
国道1号バイパス
(栗東水口道路)
JR甲西駅
JR三雲駅
県道長寿寺本堂線
主要地方道
草津伊賀線
県道信楽石部線
県道牧甲西線
高速道路
国道
県道
市道・広域農道
鉄道
※いずれも破線は計画

主要河川現況図

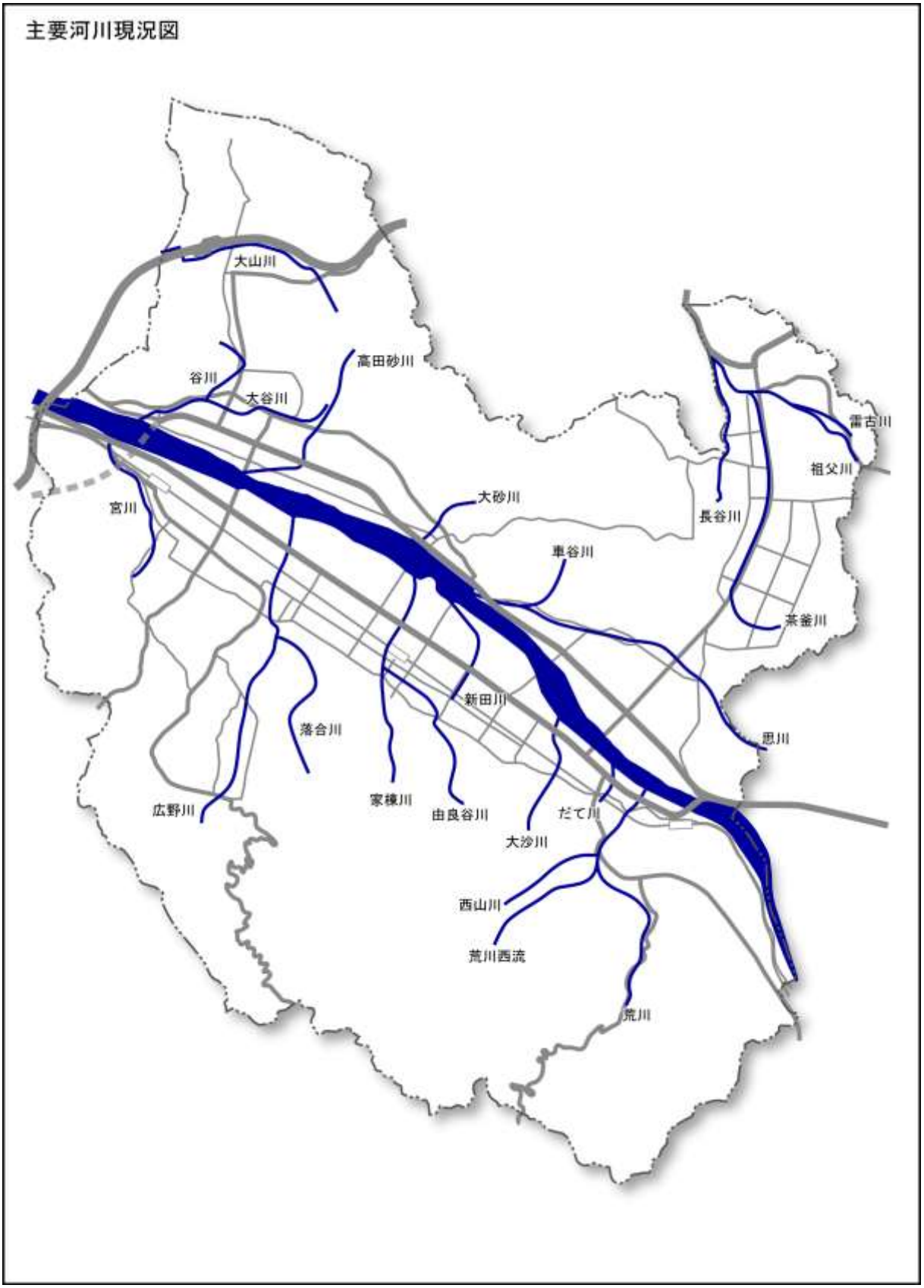
大山川
高田砂川
谷川
大谷川
雷古川
祖父川
宮川
大砂川
長谷川
車谷川
茶釜川
新田川
落合川
思川
広野川
家棟川
由良谷川
だて川
大沙川
西山川
荒川西流
荒川

３．公共交通の充実

現状と課題

＜ＪＲ草津線の複線化と増便＞

市の公共交通拠点であるＪＲ草津線石部駅、甲西駅、三雲駅については、整備が完了した甲西駅に続き、三雲駅、石部駅のバリアフリー化を進めるとともに、イベントを開催しＪＲ草津線の利用促進を図っています。より一層の利便性の向上を図るため、県や沿線市町と滋賀県草津線複線化促進期成同盟会を組織し、ＪＲ西日本への要望活動を実施しています。その複線化の第１ステップとして、甲西駅行き違い設備用地の確保をはじめとした整備に取り組む必要があります。

＜駅周辺環境の向上＞

甲西駅周辺地区を都市拠点、石部駅周辺、三雲駅周辺を生活文化拠点と位置づけ、三駅それぞれのポテンシャル[24]を生かしたまちづくりを進めています。甲西駅については南北駅前広場整備と駅舎バリアフリー化工事が完了し、三雲駅ではＪＲ草津線の南北を結ぶ三雲駅南線を整備しました。今後も引き続き、各駅周辺の状況や課題に応じて、アクセス道路の整備強化、公共交通サービスの強化、情報発信・交流などの環境の整備、周辺の土地の有効活用と商業サービスなどの機能集積に取り組む必要があります。

バリアフリー化した甲西駅

[24] ポテンシャル…潜在的な力。可能性としての力。

＜住民の身近な移動手段の確保＞

自動車やバイクを運転しない子どもや高齢者などが駅周辺や身近な商店街へ円滑に外出できるよう、福祉輸送や住民の連携による地域バスなど多様な主体の参画やランニングコストの低減につながる新たな技術の導入に積極的に取り組むなど、効率的な方法で地域の交通手段を確保する必要があります。

コミュニティバス「めぐるくん」については、市民のニーズに応じた利便性の向上を図るために、乗り継ぎ券の無料配布、路線や時刻の変更を実施していますが、利用者は減少しています。高齢者の利用に配慮し車両のユニバーサルデザイン化を図るとともに、採算性向上のため運行バスの小型化などの改善を行う必要があります。

●鉄道乗客数

駅名		石部駅	甲西駅	三雲駅
一日あたりの乗客数（人）	平成 21 年度	1,845	2,327	1,832
	平成 22 年度	1,857	2,390	1,885
	平成 23 年度	1,803	2,334	1,920
	平成 24 年度	1,783	2,320	1,829
	平成 25 年度	1,805	2,333	1,945

資料：滋賀県統計書

施策

１　ＪＲ草津線の複線化の促進

○複線化の第１ステップとして、甲西駅行き違い設備整備による利便性の向上をめざし、ＪＲ西日本と協議を進めていきます。

○三雲駅、石部駅の各駅舎のバリアフリー化を計画的に進めるとともに、利用増進を図ります。

２　駅周辺環境の向上

○低炭素社会[25]をめざす観点や高齢社会に対応した暮らしやすいまちづくりの観点から、駅周辺の市街地整備に取り組み、過度に自動車に依存せず鉄道、バス、自転車、徒歩による移動がしやすいまちづくりを推進します。

[25] 低炭素社会…地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの１つ、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。

○各駅周辺において、利便性と安全性を高めつつ地域のにぎわいづくりを図ります。

○三雲駅、石部駅の駅前広場においては公共バス専用空間や送迎車両用停車スペースの確保をはじめとして、駅改札口までのバリアフリー化の整備を推進し、駅舎については高齢者や障がい者が安心して利用できるよう、ＪＲ西日本などと協議しながら進めていきます。

３　住民の身近な移動手段の確保

○バスシステムの利便性を高めるために市民ニーズや地域づくりの動向を把握しながらサービスの改善を図り、通勤通学における利用促進などのあらゆる機会を通じて積極的にコミュニティバスの利用促進を図ります。

○運行バスの車両については、順次ユニバーサルデザイン化に努め、利用者の実態に応じて、小型化バスの導入を検討します。

○効率的な公共交通機関の利便性向上や輸送事業への多様な主体の参画による地域の交通手段の確保に努めます。

みんなで進める身近な取り組み例

○公共交通に対する理解と関心を深め、できるだけ車を使わず、バスや鉄道を利用しましょう。

○駅前などでの違法な駐車はやめましょう。

コミュニティバス　「こにゃんバス」

4. 農林業の振興

現状と課題

＜農林業の生産基盤の整備＞

農業については、本市のほぼ中央を東西に流れる野洲川の北側に、ほ場整備によって整備された農地が広がり豊かな田園景観を形成しています。また、野洲川の南側にある農地においても優良農地への整備が進んでいます。

食糧の安定供給、豊かな自然環境、美しい景観、伝統文化などの地域資源を維持・保全していくため、日本型直接支払制度[26]の法制化に伴い、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策を始めとする多面的機能発揮促進事業[27]を推進しています。

また、野洲川沿岸地域においては、国営事業（上流ダム・頭首工整備）が完了し、引き続き県営事業（基幹水路の更新）により既存農地を含め、効率的かつ安定的な農業生産基盤の整備強化を進めています。

林業については、市の総面積 7,040ha のうち民有林面積が 3,659ha で、そのうちヒノキを主体とした人工林面積は 45%を占めています。市が管理する林道は現在 21 路線あり、補修や復旧など必要な維持・改修を行っています。林道沿いには、建設廃材などの不法投棄が多く、森林環境が損なわれています。

農林業の振興を図るためには、かけがえのない自然と共生する産業としての農林業文化の視点から、優良農地と森林の保全に努める必要があります。そのためには優良農地の集積や、琵琶湖森林づくり県民税なども活用し、森林の適切な管理、育成を推進する必要があります。

＜農林業経営支援の推進＞

農業においては、農家の減少と兼業化の進行によって農地の減少と担い手不足が深刻化しています。また、戸別所得補償制度の導入や集落営農の推進など、これまでの取り組みが大きく様変わりしてきました。今後は、収益性があって自立できる農業の確立のために農地の合理化、生産コストの低減とともに、集落営農に参加する農家に対し、その意義の理解を促進し、集落営農の維持を図る必要があります。

平成 23 年（2011 年）10 月に地元特産物を取り扱う「こなんマルシェ」を設置し、湖南市のこだわり野菜、加工品、工芸品などを販売しています。また、

---

[26] 日本型直接支払制度…農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援制度。

[27] 多面的機能発揮促進事業…平成 27 年４月１日に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき農業農村などが有する国土保全、水源涵養および景観形成などの多面的機能の発揮を促進するための地域活動や営農活動を支援する事業。

農業の担い手育成確保のためには農業組織の育成とともに、新たな農業者の受け入れ対策の充実を図る必要があります。

林業においては、間伐、枝打ちなどの保育業務は生産森林組合などの協力を得て推進していますが、木材需要の冷え込み、木材価格の低迷、製品輸入の増大などから国産木材の需要は依然として厳しい状況です。

平成 25 年（2013 年）の台風 18 号での山林被害をきっかけとした林道・治山整備のためにも、林業後継者の育成と林業従事者の確保や地域材の活用を図ることが必要です。

施策

1　農業環境の整備

○自然環境の保全や伝統文化としての側面など、農業の多面的機能を再評価しながら、生産基盤の整備を行い、自然と共生する魅力ある農業を推進します。

2　集落ぐるみ農業の推進

○農業経営基盤の強化に向けて集落営農を実践し、集落の連帯意識の一層の向上を図り、地域農業の担い手を育成するとともに、地域の自主性と創意工夫により地域作物の選定、土地利用調整、営農活動の協業化など複合生産体制の確立を図ります。

○経営所得安定対策を進め、農業経営の安定や地域特産品目の生産拡大などに取り組むとともに、新たに創設された中間管理事業を活用しながら、担い手への農地利用の集積を進めていきます。

○農産物の新たな付加価値を生み出す６次産業化の取り組みを進めることにより、所得向上や地域の活性化を図ります。

3　物産館整備による都市型農業モデルの構築

○交通安全を支える休憩施設である道の駅と、地産地消を推進する物産館の整備を進めます。

○道の駅には、避難所、復旧支援活動の拠点、救援物資の供給場所、被災地や周辺道路の情報提供などの防災拠点機能を備えます。

○道の駅・物産館には、農産物をその場で収穫できる観光客や市民向けの体験農園を併設し、より効果的に本市の農産物をＰＲすることで、両施設の効果を相

乗的に高めます。また、伝統工芸品を取り扱うことで、販売力の強化と販路の開拓に取り組みます。

４　林業の振興

○林道の小規模補修については、迅速な対応を行うとともに、大規模な補修については県と協力しながら整備を図ります。

○適切な森林整備を推進していくため生産森林組合、林業改良指導員、森林所有者などと相互の連携を密にした人工林の保育、間伐の推進を行うとともに、森林施業の推進体制の整備、森林施業の共同実施または、施行委託を図ります。

○学校教育施設をはじめとする公共施設に地域材を積極的に使用するとともに、木材の良さをＰＲし、需要拡大に努めます。

○低炭素社会実現の観点から森林が有する多面的機能に着目し、民間企業との連携によるカーボンオフセット[28]の可能性を検討するなど、林業振興施策を多角的に推進します。

５　森林レクリエーションの振興

○森林ボランティア団体などの活動支援に努めるとともに、森林団体ボランティアや林業者と連携して、里山プロジェクト[29]に取り組みます。

○遊歩道などについては、今後の管理と活用のあり方を検討します。

６　森林ボランティアの育成

○森林ボランティア活動が派生するよう、情報ネットワークの充実や参加者の募集、指導者の派遣依頼、共用資材の貸与などの支援を行い、人材の育成やこれらの人材を生かした自然文化体験活動を進めます。

みんなで進める身近な取り組み例

○地元の農作物や地域材の消費に努めましょう。

○森林環境の保全のために不法投棄や不法な開発行為の防止に努めましょう。

○森林レクリエーションなど自然にふれあう機会を積極的に持ちましょう。

○森林ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

---

[28] カーボンオフセット…直接的な施策によって削減できない二酸化炭素を、森林吸収源を守る植林やクリーンエネルギーなどの事業に投資することなどにより、排出した分を相殺（オフセット）する仕組み。

[29] 里山プロジェクト…市民や子ども達が里山の大切さを学び、親しみ、楽しむことのできる取り組み。

5. 工業の振興

現状と課題

＜魅力ある工業の推進と新産業の活力向上＞

本市の工業は、名神高速道路の開通以来、湖南工業団地とその周辺および石部工業団地や国道１号沿線への企業の進出により、本市の経済発展の主要な役割を果たしています。

多様化する消費動向に対応したものづくりを支援するために、商工会、公益社団法人湖南工業団地協会、工業会など各種関係機関との協力体制の強化を図るため、情報交換の場を創出し、連携を図っています。

全国各地でテーマを持った競争力の高い新たな産業団地が作られており、これに対抗できる地域競争力のある産業を構築するためには、技術や知識を有する人材の雇用・育成が不可欠です。

今後は産学交流[30]による新たな技術革新や資本提携の促進を図るとともに、新規事業の育成のために新商品開発・新技術開発・需要開拓事業や省資源対応への積極的な支援体制の確立が必要です。

＜工業団地の活力向上と企業立地の促進＞

製造業の従業者の数が減少傾向にあり、その他の産業についても、少子高齢化や人口減少の進行による労働力の低下が懸念されます。安定した雇用構造を構築するためには、バランスのとれた多分野にわたる企業の立地が必要となります。

公益社団法人湖南工業団地協会とは連携を密にし、スマートコミュニティ構想[31]などを検討しています。また、工業振興を図るためには、目まぐるしく変化する経済を捉え、社会ニーズに合致した成長産業や地域の産業構造にふさわしい産業を見極めることが重要となっています。今後は、魅力ある工業の振興方策を提示することによって成長産業の集積を図るとともに、新規起業者の誘致を図るため、企業にとって活用しやすい仕組みが必要です。

新規の企業立地の促進を図る必要がありますが、企業の立地に適した用地の確保が必要です。

工業団地に立地している企業の多くは、建物や設備の更新時期に差し掛かっており、市内における移転場所を確保することや企業が有する課題への対応により、企業の市外転出を防止する必要があります。

---

[30] 産学交流…新技術の研究開発や、新事業の創出を図ることを目的として、大学などの教育機関・研究機関と民間企業が連携すること。

[31] スマートコミュニティ構想…電力供給の安定性を提供するスマートエネルギーシステムを構築し、その事業性を評価することを目的とした構想。

公益社団法人湖南工業団地協会では、環境対策として「排水管理センター」が置かれ工場排水が常に法定基準が守られているかを定期的に分析検査するなど自主管理されており、これらの支援に努めるとともに、専門機関と連携してゼロエミッション[32]企業の育成のための啓発と支援に努める必要があります。

●産業別工場数・従業者数・製造品出荷額等（従業者４人以上の事業所）

区　分	工場数（件）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
総数	189	10,244	45,911,638
食料品	4	470	2,412,182
飲料・飼料	3	208	672,755
繊維工業	4	34	34,109
木材・木製品	1	46	X
家具・装備品	5	128	255,512
パルプ・紙	8	259	1,085,576
印刷	3	38	X
化学工業	9	542	3,500,386
石油・石炭	2	66	X
プラスチック	30	1,685	6,681,864
ゴム製品	2	36	X
皮革	－	－	－
窯業・土石	18	1,202	5,296,341
鉄鋼業	6	785	4,068,595
非鉄金属	3	45	212,487
金属製品	39	1,353	4,561,694
はん用機械	9	1,051	6,709,365
生産用機械	16	404	811,064
業務用機械	2	226	X
電子・デバイス	2	158	X
電気機械	6	413	1,402,279
情報通信機械	－	－	－
輸送機械	15	1,074	6,237,000
その他	2	21	X

資料：工業統計調査（平成 25 年 12 月 31 日現在）

X：秘匿数字

[32] ゼロエミッション…産業活動から排出される廃棄物などすべてを、ほかの産業の資源として活用し、全体として廃棄物を出さない生産のあり方。

施策

1　魅力ある工業の推進

〇商工会、公益社団法人湖南工業団地協会、工業会など各種関係機関との協力体制を強化し、これら団体に属する各企業との連携を図ります。

〇成長産業の育成を見据え、本市の産業が有する強みや課題を踏まえて、工業振興のための構想・計画の立案などを関係機関と協力して策定・推進します。また、湖南市内陸型国際総合物流ターミナルや産業団地などの早期実現をめざします。

〇さらなる企業誘致の促進や新規起業者の誘致を図るために、企業にとって活用しやすい仕組みを構築します。

〇経済のグローバル化に対応し、全国の特色ある産業に対抗するための人材育成や雇用確保のための支援に努めます。

〇産学交流によって技術革新や資本提携を促進し、産業の競争力を強化します。さらに、企業や大学の技術のニーズ・シーズのマッチングなど支援体制の確立に努めます。また、産学連携による新商品開発・新技術開発・需要開拓事業や省資源対応のための支援に努めます。

2　新規産業の誘致と産学官の連携

〇市内における雇用の創出を図るため、既存の企業集積との関連や今後の成長分野を踏まえながら、幅広い雇用、就労ニーズに応えることのできる誘致を進めます。また、各種研究施設や経済団体などとさらに連携を密にして、雇用機会の増加に努めます。

〇公益社団法人湖南工業団地協会などと連携を深め、スマートコミュニティ構想の実現などによって、魅力あふれる産業集積拠点としての工業団地発展をめざします。

〇企業誘致については、各種の制度を活用しながら、市内に立地している企業の有する課題などを見据え、独自の支援策を構築します。また、産業立地に適したエリアを中心に、産業集積の実現に努めるとともに、企業誘致策の充実を図ります。

〇環境配慮型、エネルギー循環型、物流効率型などのテーマを持った新たな産業団地をめざし、企業のサプライチェーンを下支えする創業環境を整えることによって、企業の市外転出の防止と企業進出を促進します。

○企業立地や企業移転に不可欠な用地の確保を図り、目指すべき産業構造をより具体化するために新たな産業団地構想を検討します。また、産業団地の実現を図るために支援策の構築や関係機関との連携に努めます。

○県工業技術支援センターや大学の研究施設との連携により、技術の向上や新規産業の立地支援など、産学官が一体となって本市の特性にあった産業振興施策に努めます。

３　地場産業の振興

○既存企業など民間の技術力や資本の活用、伝統工芸会館や道の駅・物産館などを通じた伝統工芸の魅力発信、新たな特産品づくりと産地の形成を図るとともに、地域内における経済循環をめざし活力ある地場産業を育成していきます。

○新たな産地形成の支援については、県補助制度などの活用によって地場産業振興を図ります。

４　周辺環境に調和した工場整備

○湖南市景観条例や工場立地法に基づいた景観や緑地の確保など周辺環境との調和に配慮した企業活動の啓発と支援に努めます。

○ＩＳＯ、エコアクション 21[33]などの環境マネジメントシステムの認証取得への情報提供と支援に努めます。また、公益社団法人湖南工業団地協会で実施されている「排水管理センター」をはじめとする環境に関する取り組みの情報提供などの支援にも努めます。

○公益社団法人湖南工業団地協会や専門機関などと連携することによって、ゼロエミッション企業など、環境と調和した工業の育成に向けた情報共有と連携協力に努めます。

みんなで進める身近な取り組み例

○地元企業への就業に努めましょう。

○地場産品に対する誇りを持ち、できるだけ地場産品・製造品の購入に努めましょう。

○地元企業のモノづくりに関心を持ちましょう。

[33] エコアクション 21…環境への取組みを効果的・効率的に行うシステムとして、環境省がＩＳＯ規格をベースに策定した環境経営システムのこと。

6. 雇用の促進と勤労者福祉の充実

現状と課題

＜企業内人権啓発と安定雇用の促進＞

本市では、企業の社会的責任（CSR）[34]と就職の機会均等に基づく適正な採用選考、就職困難者などの雇用、学卒者の進路保障、企業内におけるあらゆる人権問題について、企業自らが主体的に人権尊重の取り組みを推進するよう「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班」を設置しました。市内企業・事業所で組織する「湖南市企業・事業所人権啓発推進協議会」において自発的に啓発および研修の実施に取り組んでいます。

また、「湖南市障がい者就労情報センター」では、就労情報コーディネーターが障がい者などの就労に関する相談に対応し、就労支援関係機関と連携して安定雇用を促進しています。さらに、福祉施策を受けている就職困難者・生活困窮者に対する就労支援のため、平成 24 年（2012 年）にハローワーク甲賀の機関として「チャンスワークこなん」を設置し、職業相談から職業紹介まで就労支援を行っています。

地域総合センターにおいても就労相談員を配置し、就労相談を実施しています。

雇用促進のためには、学校、企業、行政、職業安定所の連携体制の確立とともに、企業に対して雇用条件の改善などの啓発を推進するとともに、就職困難者などに対する就業対策などの充実を図る必要があります。

＜勤労者福祉の充実＞

勤労者福祉施設を中心として、市民や勤労者の交流を促進するとともに、女性の自立および社会参加の促進や青少年の健全な育成と労働生産性に資するため、サークル活動場所の提供や教養講座などの実施、またレクリエーション活動などを実施し、勤労者の余暇活動に供するとともに、資質の向上に努めています。

また、甲賀広域内に有する中小事業所に従事する勤労者および事業主の福利厚生の増進を図るため「甲賀広域勤労者互助会」を組織し支援しています。

[34] 企業の社会的責任（CSR）…企業の活動に社会的公正や倫理、環境への配慮を取り入れ、消費者、従業員、地域社会に対し、責任ある行動をとるという考え方

施策

１　就労支援の推進

〇就職困難者に向け「チャンスワークこなん」において、就労支援を進めるとともに雇用促進に努めます。

〇就労相談などを通じ、就職困難者などに対する就業支援を進めます。

〇雇用機会の提供と就労支援の推進を望む住民が多いことから、安定就労に向けた取り組みを進めます。

〇「生活困窮者自立支援法」を十分活用しながら、各地域総合センターと障がい者就労情報センターなど関係機関との連携を密にし、多方面から支援できる体制を整えます。

２　勤労者福祉の充実

〇勤労者福祉の増進を図るための福利厚生事業や、働きやすい環境整備に努めます。

３　企業内人権啓発の推進

〇企業内の同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について「湖南市企業事業所同和・人権啓発基本方針」や事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による啓発および研修の実施に取り組んでいきます。

みんなで進める身近な取り組み例

〇互いの人権を尊重し、差別のない職場づくり、地域づくりを実践しましょう。

〇サークル活動や教養講座に参加するなど、勤労者福祉施設を積極的に活用し、余暇の充実、社会参画、資質の向上に努めましょう。

就労相談

事業所内公正採用選考・
人権啓発推進班員による啓発活動

7. 商業の振興

現状と課題

商業については、市全体の事業者数、従業者数、年間販売額は、いずれも減少傾向にあり、特に、年間販売額は直近と比べ大きく落ち込んでいます。

既存商店街は小規模な個人経営の店舗が多く、集客力が低下しているほか、後継者不足による空き店舗の増加により商店街の活気が失われている状況です。

今後、商工会と連携し、空き店舗対策などとともに、異業種との連携事業や観光情報の発信など機能複合的な施設により、賑わいあるまちづくりに取り組む必要があります。また、地元商業団体への支援の強化とともに、後継者、人材の育成、交流拠点の整備など、地域に密着した商業サービスの展開を促進し、高齢社会に対応した消費者が満足できる商業振興を図る必要があります。

●商店数・従業員数・年間販売額

年	商店数（件）			従業員数（人）			年間販売額（万円）
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	
平成 14 年	462	82	380	3,172	632	2,540	7,108,325
平成 16 年	462	83	379	3,133	592	2,541	8,582,513
平成 19 年	431	72	359	3,118	613	2,505	7,347,166
平成 21 年	489	109	380	4,277	1,024	3,253	－
平成 24 年	321	73	248	2,430	476	1,954	5,419,200

資料：商業統計調査（平成 14 年・16 年・19 年：６月１日現在、平成 11 年：７月１日現在）　飲食店は除く
平成 16 年調査は、事業所・企業統計調査、商業調査、サービス業基本調査の同時調査による簡易調査
平成 21 年調査は経済センサス-基礎調査、平成 24 年調査は経済センサス-活動調査による

施策

１　魅力ある商業の推進

○既存商店街と大型店舗がそれぞれの特性を生かしあった商業・サービス機能の集積充実を図ります。

○市民にとって身近な既存の商店街については、空き店舗の活用や旧東海道などの歴史的環境などを生かした個性ある商店街づくりを進め、イベント開催など、市民交流・情報交換の場づくりを推進します。

○商工会をはじめとする各団体などと連携をし、事業を進めるとともに、商店街振興のために国や県と協力して、各商店街の個性を生かした商店街づくりを進めます。

○商業振興のための構想・計画の立案を進め、市民と商業者、関係機関の協働によって、専門性と個性あふれる魅力ある商業振興をめざします。
○石部駅、甲西駅、三雲駅の三駅周辺においては、地域性に応じた土地利用の誘導を図ります。
○国道１号バイパスと県道が交差する広域交流拠点付近では、交通の要衝としての立地ポテンシャルを踏まえ、周囲の自然環境および周辺景観との調和を図りながら、利便性の高い沿道サービスなど、土地利用の整序を図ります。

２　複合販売施設の整備

○異業種交流の推進により新たな特産品開発の支援に努めるとともに、消費者ニーズの多様化に対応できる６次産業化を進めます。
○「生産者の顔が見える」農産物などを取り扱う交流拠点施設（道の駅・物産館など）の整備により、地元の農産物や特産物、伝統工芸品の販売や体験を実施できるようにします。また、道路利用者や地域の人々のため、道路・観光・地域情報など、多様な情報の提供を図ります。

みんなで進める身近な取り組み例
○日々の暮らしにおいて、地元消費に心がけましょう。

伝統工芸（下田焼）

8. 観光の振興

現状と課題

＜観光情報の発信＞

本市には、国宝の建造物を持つ湖南三山の常楽寺、長壽寺、善水寺をはじめとする数多くの歴史的遺産やうつくし松などの自然遺産のほか、四季を通じた各種イベント・歳時記、伝統工芸などの文化的遺産があり、これまで観光パンフレット、観光案内板、標識、インターネットなどで情報発信してきました。

今後は、引き続きこれらの自然遺産、歴史・文化遺産などについて再発掘するとともに、案内マップの作成などの情報発信を積極的に行い、自然に親しむレクリエーションモデル事業の推進における指導者や中・高生を対象とした観光ボランティアの講座を開催するなど後継者の育成を行っています。

＜観光施設などの周辺環境整備＞

観光客の受け入れ体制の充実を図るために湖南三山などの観光施設を結んだルートを設定するとともに、うつくし松の周辺環境整備をはじめ、磨崖仏不動明王、十二坊温泉ゆららへの連絡道路の整備など、各観光施設周辺の利便性を高める必要があります。

旅行業者や観光協会などと協力して市外・県外からの観光客を誘致しています。また、市内全体を観光地としたモデルコースの設定、観光案内看板の整備とともに、ハイキングマップも作成しています。今後、ハイキングコース全体の案内板やガイドマップの表示、統一した観光案内板の設置などによる情報提供に努めるとともに、観光施設周辺の環境保全対策や駐車場などの整備を進める必要があります。

＜十二坊温泉ゆららの活性化＞

市民の健康増進と交流の促進および地域文化の振興を図ることを目的にオープンした十二坊温泉ゆららについては、オープン初年度（1999 年度）の利用者数は年間約 20 万人でしたが、その後は年々減少傾向にありました。しかし、指定管理者制度による自主事業で行っているオートキャンプ場の開設などにより、近年は増加しつつあります。

地元の新鮮野菜や加工品などを提供するため、農産物直売所の開設や露天風呂の増設など機能、施設の充実を進めており、今後は、利用者増に向けて魅力的なイベントの実施やＰＲの強化を進める必要があります。

＜特産品販売拠点の整備＞

十二坊温泉ゆららなどで特産品を販売し、激辛サミットなどにより、特産品の開発にも取り組んでいます。

観光客の多様なニーズに対応できるよう、観光情報の発信や地元の農産物や特産物、伝統工芸品の販売や体験の場を提供する複合的な拠点施設が必要です。

＜伝統工芸の振興＞

近江下田焼や近江木綿正藍染めなどの伝統工芸があり、いずれも後継者不足による製法技術などの継承が困難な状況にありましたが、近江下田焼については後継者の育成を進めています。今後は湖南市の魅力を高めるこれら伝統工芸の振興を図るために、体験の場づくりや後継者の育成支援などに努める必要があります。

＜交流・イベントの推進＞

広域観光交流については、近隣市町との連携によるびわこビジターズビューローのホームページに参画するなどの交流とともにスタンプラリーなどの誘客事業についても連携して取り組んでいます。

イベントの推進については、さくらまつり・夏まつり・東海道石部宿まつり・あげあげサミットなど、実行委員会組織が主催するもののほか、市民参加型のイベントなどにおいて、時代のニーズに応じることのできるプロデュースのしくみづくりや自然を生かした四季折々のイベントについても積極的に推進する必要があります。

現在、フェイスブックなどのＳＮＳを利用した情報交流を行っています。

また、地域の活性化に寄与できるよう、既存の伝統工芸品や特産品、観光地を熟知した観光ボランティアガイドを育成し、市内来訪者の受け入れ体制の整備を行う必要があります。

常楽寺

施策

1　観光情報の発信

〇まつりや歴史、伝統文化など、地域固有の情報を積極的に発信するため、図書館・まちづくりセンター・文化ホール・さらに市内における商店などと連携します。

〇リピーターの定着と滞留時間を長くするための情報発信を行います。また、観光に関する情報について、インターネットを含めた多様な発信を進めるとともに、広域交通が交差する地域や駅、商店街などに観光情報発信拠点の整備や近隣に立地する大規模集客施設との連携による誘客を進めます。また、今後増加が期待される外国人観光客に対応した情報発信に努めます。

〇各種団体と連携して、地域の観光資源を発掘し、発信していきます。

〇地元の農産物や特産物、伝統工芸品の販売や体験および本市の多様な情報を提供する道の駅・物産館を整備します。

2　観光ルートの整備

〇市外からの来訪者を増やすため、旅行業者などとの連携および近隣市町との観光ネットワーク、広域観光ルートの整備を推進します。

〇観光協会などとの連携により、「おもてなしの心」と観光客のニーズに対応したサービスの提供について観光業関係者を対象としたセミナーの実施に努めます。

〇観光資源・湖南の三駅や宿泊施設をつなぎ、ハイキングコースや旧東海道などの歴史的な道を活用した観光モデルコースの形成を進め、市内循環バスのネットワークなどによる観光アクセスの充実に取り組みます。

〇景観と調和した統一的な案内板整備、観光地の説明看板などの整備のために観光協会などとの連携により観光調査を実施するとともに、観光施設整備計画の立案に取り組みます。

3　十二坊温泉ゆららの活性化

〇指定管理者**制度や民間活力の活用により**十二坊温泉ゆららの活性化を図ります。

〇観光協会など関係機関との連携により、湖南三山のひとつ善水寺などの周辺資源の活用を含めた観光コースに位置づけ、地域の情報発信の拠点として活用を促進します。

４　特産品・地場産品の振興

○商工会や観光協会などと連携し、魅力ある特産品・地場産品の継承と普及に努めるとともに新しい特産品の開発を進め、これらを地域ブランドとして、観光施設などにおいて販売できるよう検討します。

○地元の農産物や特産物、伝統工芸品の販売や体験および本市の多様な情報を提供する道の駅・物産館を整備します。

５　伝統工芸の振興支援

○湖南市の魅力を高める近江下田焼や近江木綿正藍染めなどの伝統工芸の振興を図るために、後継者の育成支援とともに、情報発信や販売拠点などの整備、観光客を対象とした体験の場づくりに努めます。

６　イベントの運営支援

○環境や健康などの新しいテーマのイベント企画・運営を支える市民の参加を募ります。

○自然・歴史・文化などの地域固有の資源を生かし、各種団体や市民との協働で幅広い年齢層の人が参加できるイベント開催に努めます。

７　観光交流ネットワークの推進

○市民と観光協会、商工会などの各団体との連携による観光ネットワークの確立を図り、交流人口増加をめざした取り組みを進めるとともに交流・体験できる施設づくりについて検討します。

○農業・商工業関係団体との連携による体験交流型の観光メニューづくりに取り組むとともに、近隣市町との広域観光の連携体制の強化に努めます。

○地域住民が身近な地域資源を知り、誇りを持てるよう情報提供や学習機会の充実に努め、観光ボランティアの育成のために中高生を募集し、さらに増員を図ります。

○インターネットやＣＡＴＶ、フェイスブックなどのＳＮＳなど多様なメディアを活用した情報交流ネットワークづくりに努めます。

みんなで進める身近な取り組み例

〇地域のイベントや祭事に積極的に参加しましょう。

〇観光客へのもてなしなど積極的な交流に努めましょう。

〇地元の伝統工芸に関心を持ち、その魅力にふれあいましょう。

〇観光ボランティアや地域間交流活動への参加、協力しましょう。

〇地域の情報を様々な手法で発信しましょう。

十二坊温泉ゆらら

観光ボランティアガイド

主な観光施設分布図

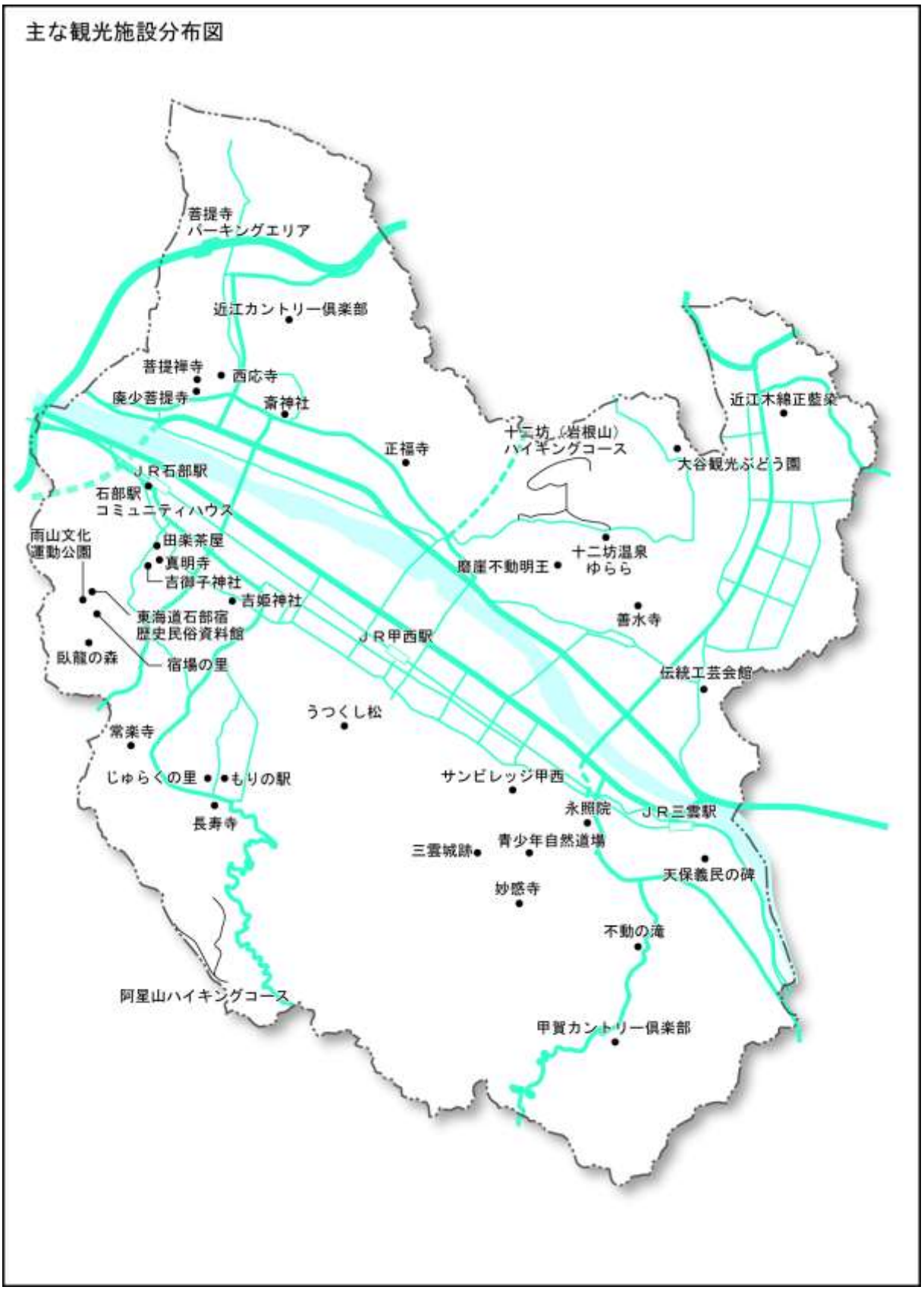
菩提寺
パーキングエリア
近江カントリー倶楽部
菩提禅寺
西応寺
廃少菩提寺
斎神社
正福寺
十二坊（岩根山）
ハイキングコース
近江木綿正藍染
大谷観光ぶどう園
ＪＲ石部駅
石部駅
コミュニティハウス
雨山文化
運動公園
田楽茶屋
真明寺
吉御子神社
吉姫神社
東海道石部宿
歴史民俗資料館
臥龍の森
宿場の里
磨崖不動明王
十二坊温泉
ゆらら
善水寺
ＪＲ甲西駅
伝統工芸会館
うつくし松
常楽寺
じゅらくの里
もりの駅
サンビレッジ甲西
永照院
ＪＲ三雲駅
長寿寺
三雲城跡
青少年自然道場
天保義民の碑
妙感寺
不動の滝
阿星山ハイキングコース
甲賀カントリー倶楽部

ともにめざす目標指標

第３章　活気あるまちをつくろう

施　策	指　標　名	現況	目標	備　考
		平成 26 年度末	平成 32 年度末	
市街地・住環境の整備	地籍調査推進率	17.50%	20.00%	
道路網、河川の整備	市道の整備延長	316,090m	319,176m	◆
	老朽化橋梁の点検数	14 橋	199 橋	◆
公共交通の充実	コミュニティバス乗客数	317,000 人	322,000 人	
農林業の振興	担い手への農地（水田）集積率	46%	50%	
	森林経営計画などの施業面積	3,212ha	4,000ha	
工業の振興	製造品出荷額	4,422 億円	5,000 億円	
雇用の促進と勤労者福祉の充実	有効求人倍率	1.05	1.08	
商業の振興	卸売業・小売業の年間販売数	541 億円	700 億円	
観光の振興	観光入込客数の増加	414,800 人	450,000 人	

※「◆」は、アウトプット指標、ほかはアウトカム指標。

第４章
ほっとする暮らしをつくろう

１．健康づくりの推進

現状と課題

＜健康づくりの推進＞

平成 19 年度（2007 年度）に策定した「健康こなん 21 計画・食育推進計画」に基づいて、健康寿命を延伸するための方策に取り組んできました。平成 25 年度（2013 年度）には「健康こなん 21 計画・食育推進計画」の中間評価を実施し、健康づくり対策の推進に資する情報を得て、今後の対策に反映しています。生活様式の変化や現代社会のストレスにより、うつ病などの精神疾患やがん、心臓病などの生活習慣病が増大し健康課題となっています。

また、健康維持のための啓発については、今後も健康に関する正しい情報提供の継続・強化に努める必要があります。喫煙率は低下していますが、運動や食生活、休養・こころの健康については改善されていない傾向にあるため、日頃の生活習慣を変えていくための意識啓発や支援が重要です。

市民の主体性を重視した健康づくりを支援するため、健康まつりや広報、ホームページ、湖南タウンメール[36]による情報提供とともに、健康教育や健康相談、訪問などにより健康を自己管理するための支援を実施しています。

さらに、健康診査データを分析・活用した保健事業の推進や健康診査後の生活習慣改善に向けての支援方法の検証に努めることなどの課題があります。

施策

１　市民の自主的健康づくりの推進

○市民一人ひとりの自主的な健康づくりを本市全体で取り組む健康づくり（ヘルスプロモーション[37]）へと推進するため、「健康こなん 21 計画・食育推進計画」に掲げられた領域ごとの目標および基本理念の実現に向け、家庭・地域・学校・企業・行政が一体となって市民一人ひとりの健康づくりを進めます。

○ロコモティブシンドローム[38]に関する認知度を高めるとともに、日頃から意識

[36] タウンメール…緊急情報や防犯情報など、希望する情報を申し込んだ人にだけ携帯電話やパソコンなどへメールで配信するサービス。

[37] ヘルスプロモーション…世界保健機関が「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義している考え方。これからの健康づくりは、自らの健康に積極的に関心を持ちながら行動する個人と、社会全体や地域社会がそれぞれに取り組み、支援しあうことが大切としている。

[38] ロコモティブシンドローム…骨、関節、筋肉など、体を支えたり動かしたりする運動器の働きが衰え、要介護や寝たきりになる危険が高い状態。

的に運動できるよう啓発活動に取り組みます。

○健康推進員と連携しながら小・中学校のふれあい食育教室などで、朝食の重要性など子どもの頃から望ましい食習慣を身に付けることができるように啓発していきます。

○心の健康保持・増進のため、ストレスへの対処法などに関する正しい知識の普及や、悩んだときに気軽に相談できる窓口の整備に取り組みます。

２　健康に関する正しい情報提供

○健康維持・増進のための啓発として、広報・ホームページ・湖南タウンメールなどによる正しい情報提供を図ります。

○健康づくり湖南推進協議会や健康推進員協議会などを中心に、健康まつりなどイベントの定期的な実施を進めます。

○市のホームページや湖南タウンメールなどを通じて各種感染症の流行の状況や予防などに関する情報の発信に努めます。

３　保健事業による健康づくりへの支援

○自分の健康状態を知り、健康の大切さに気づくうえで重要な健康診査、検診について、がんのセット検診[39]や託児日などを増やして市民が受診しやすくわかりやすいものにします。病気の予防のため、予防接種（ワクチン接種）の対策を推進します。また、対象者の早期把握と対応のため医療機関との連携に努めます。

○健診結果について、生活習慣改善などの行動につながるものとなるよう工夫するとともに、健診後のフォローとなる各種教室について、参加しやすく、個人の目標に沿ったもので評価を伴うものにしていきます。このため、市民にとってわかりやすいプログラムを作成し、教室などにおいて活用し問題の共有化に努めます。

[39] がんのセット検診…男性は３検診（胃、肺、大腸）、女性は４検診（胃、肺、大腸、乳）を半日（午前）で受けられる。

みんなで進める身近な取り組み例

○自分の健康は自分で守る意識を高め、生活習慣改善へのきっかけとして健康診査を積極的に受診しましょう。

○運動を心がけ、野菜を多くした栄養のバランスが偏らない食事をしましょう。

○アルコールは控えるようにしましょう。

○禁煙・分煙をしましょう。

○日頃から睡眠を確保し、リフレッシュを心がけ、心身の休養をとりましょう。

2. 医療の充実

現状と課題

＜医療の充実＞

本市には現在４診療所の公的医療機関があり、それぞれが地域の公的高度医療機関および民間医療機関との連携のもとに地域医療を推進しています。

広域で運営する公立甲賀病院は平成 25 年度（2013 年度）に移転し、健診センター・集中治療室・緩和ケア病棟・回復期リハビリテーション病棟が新設されました。

設備の整った大病院指向が高まる一方で、地域に密着した初期診療医療の重要性も高まってきており、市民が安心して医療サービスを受けられる「かかりつけ医」の定着と、地域医療機関の適切な役割分担と機能の相互連携の推進による総合的な医療体制が求められています。

施策

１　地域医療体制の強化

〇公立甲賀病院については甲賀広域における中核病院としての役割を担っていきます。

〇市外高度医療機関を含めた地域医療のネットワーク化、一次医療から三次医療まで対応できる救急医療体制の整備、大規模災害に対応できる広域災害救急医療体制の整備など、地域医療機関の適切な役割と在宅医療との機能連携によって、地域包括ケアの充実を図ります。

〇公的医療機関については、継続した経営改善を図ります。

２　人権尊重の視点にたった保健・医療の充実

〇市内の医療機関とも連携しながら、人権尊重を重視して適切な保健・医療が受けられるように推進していきます。

〇公的医療機関では人権尊重意識の向上のため病院全職員研修および院内代表者会議内でも議題に挙げるなど、適切な医療が受けられるように努めていきます。

みんなで進める身近な取り組み例

○かかりつけ医、かかりつけ薬局を持つようにしましょう。

公立甲賀病院

3. 子育て支援の充実

現状と課題

＜子育て支援の推進＞

急速な少子化の進行は、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。国においては平成 24 年（2012 年）8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成 27 年度（2015 年度）から「子ども・子育て支援新制度」が実施されています。本市においても平成 26 年度（2014 年度）に子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

少子高齢化など子どもを取り巻く環境は大きく変化し続けており、これらの社会情勢に対応し、時代に即した子育て支援を計画的に推進していく必要があります。

＜地域で支えあう子育て支援＞

2か所の子育て支援センターで、育児相談や講演会、親子で遊ぶイベントや子育てサークルの育成・支援に努めています。今後、さらに子育て支援センターにおける相談・指導体制のより一層の充実に努め、子育てに対するさまざまな悩みや不安が解消できるように努める必要があります。

また、多様化する子育て支援に対するニーズへの対応として、地域との連携のもと育児援助を受けたい人と育児援助を行いたい人が会員となり、会員相互で援助しあう湖南市ファミリー・サポート・センター事業や、地域の子育て支援の拠点として設置しているつどいの広場において、育児・保育に関する相談や支援、また保護者の情報交換の場の提供を行っています。

また、妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級、予防接種などの母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導などの充実が必要です。

児童虐待については、湖南市要保護児童対策地域協議会において協議し、支援の方向性を確認しています。虐待の予防や早期発見について、地域の主任児童委員などとの連携により地域での見守り体制も整えているとともに、毎年 11 月の児童虐待防止月間には広報や街頭啓発を実施しています。

＜保育サービス＞

平成 28 年（2016 年）4月に開園の認定こども園と公立7園と私立4園の認可保育園があり、各保育園では地域の保育ニーズに対応するため乳児保育や障がい児保育を、私立保育園では上記に加え延長保育、休日保育などを実施しています。また、一部の認可保育園では未就園児を対象とした一時預かり保育を実施しています。

少子化といわれるなかでも、市内での保育園入園希望児童は年々増加し、特に０～２歳の低年齢児については近年増加傾向が著しい状況にあります。今後、多様な保育ニーズに対応できるよう、民間活力の活用も含めて保育サービスの一層の充実を図っていくとともに、子育て経験者などが潜在的に持っている資源を積極的に活用しながら、働いていても安心して子育てできるまちづくりを進めていく必要があります。

＜学童保育＞

保護者の労働などにより、放課後、家庭において保護を受けることのできない児童に対し、各小学校区単位で学童保育を実施し、その運営を指定管理者制度によりＮＰＯ法人や運営委員会または保護者会で行っている公設学童保育所９か所と、私立学童保育所１か所の計 10 か所の学童保育所があります。学童保育への需要は年々高まってきていることから、施設面では児童のためのゆとりあるスペースの確保や安全確保を、「湖南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて保育環境の整備に努めています。

＜ひとり親家庭への支援＞

ひとり親家庭（母子・父子家庭）については、精神的・経済的負担を感じている人が多いことから、ひとり親応援手当や児童扶養手当の支給や学童保育所利用料金の一部助成などにより経済的な支援を実施しています。

今後、ひとり親家庭福祉推進員を中心として、ひとり親家庭への相談対応の充実や自立支援プログラム策定員による就労支援を積極的に行うとともに、親子交流の場づくりなどの取り組みを充実する必要があります。

施策

１　子育てに関する相談体制と情報提供の充実

○地域の子育て家庭のさまざまな悩みや不安の解消を図るため、子育て支援センター・保育園・幼稚園・学校などにおける相談体制の充実や関係機関との連携強化を図るとともに、身近な地域で親子同士が交流し、情報交換できる場や子育てに関する情報提供の充実を図ります。

○子どもの発達過程に応じた適切な子育てができるよう、家庭教育に関する情報提供や相談、学習機会を充実し、家庭での子育て力の向上を図ります。

２　地域の支えあいによる子育て支援の充実

○子どもや子育て家庭を見守り支えあう地域社会づくりに向け、子育てを支援する担い手の養成やボランティアなどの自主的な活動への支援を行い、地域との協働による子育て支援の取り組みを進めます。

○地域全体での子育て支援機能を充実させるため、市民の子育てに関する知識や経験、高齢者の有する文化や技などを活用することで、地域の子育て支援の力を高めるとともに、湖南市ファミリー・サポート・センター事業の周知を図るためＰＲを進めます。

○地域における自主的な子育て活動の交流・連携を進め、市内の子育て応援ネットワークの充実を図ります。

３　保育サービスの充実

○保護者の就労状況に関わらず利用できる認定こども園の普及を進めるなど、質の高い教育・保育にもとづく、地域子ども・子育て支援事業を提供します。

○子どもの人権意識、豊かな感性や創造性を育む保育内容の充実に努めるとともに、保育園と幼稚園、小学校との交流や連携を推進し、就学前教育の充実に努めます。

○設備や遊具、図書などの充実に努め、計画的に施設・設備を充実し、豊かな心を育める保育を推進します。また、防災・防犯などの観点から安心・安全の確保を図ります。

○家庭支援推進保育事業に取り組み、各保育園や幼稚園、認定こども園の職員研修で研究を深めながら、他人を思いやり、人の痛みを共感できる心を育てる人権・同和保育に努めます。

４　学童保育の充実

○児童が安心して過ごせる環境を確保し、健全な育成が図れるよう、学童保育所関係者などからの要望を把握しながら、学童保育所の運営や受け入れ体制に対する支援の充実に努めます。

○学童保育所指導員への研修の機会を確保し、指導力や資質の向上を図るとともに、活動内容の充実に努めます。また、保護者の就労状況や要望などを踏まえた運営体制の充実を検討します。

５　安心できる出産と子どもの成長への支援

○安心して子どもを産み育てられるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する体制の充実を図るとともに、保育園や子育て支援センター、電話相談などにおいて子育てや子どもの健康に関する相談や情報提供の充実を図ります。

○妊婦健診の費用助成や、産後健診・子どもの １ か月児健診費用の一部助成など、疾病の早期発見の機会を逃すことなく、より安心して子育てできる環境を整えます。

○乳幼児期から望ましい生活習慣が定着し、子どもが豊かに成長できるよう、子どもの発達段階に応じた「食」、「生活リズム」、「発達」などに関する指導や情報提供を進めます。

６　児童虐待防止への取り組みの推進

○児童虐待については、湖南市要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議や広報などの機会をとらえ、住民や関係機関に早期通告（相談）の啓発を引き続き実施し、虐待のないまちづくりに向けた取り組みを推進します。

○虐待を予防するため、育児に不安を感じたり孤立することがないよう子育て支援センターなどにおける相談や交流事業の実施、子育てサークルとの連携や訪問事業を通じて地域における子育て支援体制の充実を図ります。

７　経済的負担の軽減とひとり親家庭への支援

○経済的負担の増大が少子化の原因のひとつとして指摘されていることから、医療費や教育費などの負担の軽減、各種手当など諸制度の普及促進など子育て家庭の経済的負担の軽減に努めるとともに、保育や教育、医療などにかかる助成制度の充実を図ります。

○ひとり親家庭が孤立することなく経済的基盤を確立するための支援やそれぞれの事情に応じた支援施策、および関係機関へ適切につないでいく相談機能の充実を図ります。

みんなで進める身近な取り組み例

〇子育てをみんなで応援する地域を築きましょう。

〇子育ての悩みを抱え込まず、保育園やつどいの広場などの子育て支援施設や身近な人に相談しましょう。

〇子どもの様子などから何か変化に気づいたときは、速やかに家庭児童相談室や保健センターなどに相談しましょう。

子育て支援センターでの活動

４．障がい者の自立支援の充実

現状と課題

＜障がいに対する理解の促進＞

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成25年（2013年）６月に成立しました。だれもが地域で自立して暮らせる社会をつくることをめざすノーマライゼーション[40]の理念、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を広めるため、研修などを通じた学習および広報・啓発活動が必要です。また、近隣の人々が障がい者と交流を持つ機会をつくりだす必要があります。

＜権利擁護＞

平成 24 年（2012 年）に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、障がい者虐待の通報が義務づけられたことから虐待防止対策の充実が必要になっています。

平成 25 年（2013 年）に甲賀・湖南成年後見センター「ぱんじー」を設立し、成年後見制度に関する情報の提供や相談、手続きの支援を行っています。障がいのある人がトラブルに巻き込まれることなく安心して日常生活を営むために、各種サービスを利用する際の相談、助言、預貯金などの管理や利用手続きなどの支援が必要です。

＜生活支援サービスの充実＞

多くの障がい者が、暮らしたい場所として自宅を選んでおり、生活スタイルにあわせた多様な暮らし方が地域でできるよう、個性と自己選択を尊重した支援体制と、自立した地域生活の充実に向けて教育・福祉・保健・医療・就労が連携した質の高いサービスの提供が求められています。

しかし、利用者のニーズが多様化・増大化するなか、居宅介護などの訪問系サービス提供事業所のサービス量には限界があり、ニーズを受けきれない状況になっています。また、特別支援学校や特別支援学級の卒業者の進路先の一つである福祉的就労支援事業所が不足していたり、重症心身障がい者の日中活動の場所がなかったり、地域での暮らしの場となるグループホームが不足している状況です。

障がい児保育については、障がいの程度の幅は広く、重複障がいの子どもも多い状況ですが、加配保育士の配置や職員の特別支援教育に関する研修会への参加

[40] ノーマライゼーション…障がい者と健常者が分け隔てなく普通に共存できる社会こそが正常な状態であるという理念。またそうした理念実現のための活動や施策、運動。

などにより、特別な支援を要する児童一人ひとりの特性に応じた支援を行っています。また、多動性・衝動性のある子どもや自閉傾向のある子どもが増加しており、集団の中での対応が難しい状況です。このため、療育教室に保育士を派遣し、実地研修を行うなど発達特性についての理解促進、専門性の向上を図る必要があります。さらに、障がいのある子どもの保護者の中で、発達支援だけではなく生活支援の必要なケースが増加しており、関係機関が連携しながら取り組む必要があります。

＜社会参加の支援＞

雇用の分野における障がい者に対する合理的配慮の提供義務を定めた改正障害者雇用促進法が成立しましたが、雇用情勢が厳しいなか、障がい者雇用に対する企業の理解を得ることが難しいため、障がい者の適性と能力に応じた雇用・就労が進みにくく、福祉的就労支援事業所の利用者が増えています。地域で障がい者が働き、暮らしていくには地域の支えや理解が必要です。このため、平成 21 年（2009 年）7月に湖南市障がい者就労情報センターを立ち上げ、「顔の見える」身近な地域の情報拠点として障がい者の働く場の拡充を図り、就労相談の窓口として就労情報コーディネーターも配置しています。また、障がい者就労情報センター内に、平成 24 年（2012 年）3月からハローワーク甲賀の機関として設置した「チャンスワークこなん」に就職支援ナビゲーターが常駐し、企業への障がい者雇用に対する理解と雇用の促進を図っています。

また、社会参加に欠かせない移動支援については、定期的な外出をする人のニーズに応えられる制度はなく、外出支援のための制度の検討が必要です。

障がいの有無にかかわらず、生涯学習やスポーツ、レクリエーション活動などをともに楽しむ機会の提供も大切です。現在、障がい者スポーツ大会の出場者支援などは実施していますが、障がい者が地域の一員として地域活動、文化芸術・スポーツ活動などに参加する機会は少ない状況です。自己能力の向上と達成感を得られるように余暇活動の機会とメニューの充実が求められています。

＜情報提供・相談体制の充実＞

障がい者手帳の交付時に「障がい福祉のしおり」を配付したり、市ホームページで制度の周知や手続きの案内をしています。しかし、いずれも情報量が不足しているほか、見やすさ、わかりやすさに課題があります。

相談業務については、甲賀圏域内の相談支援事業所に業務委託しています。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う甲賀市・湖南市基幹相談支援センターを平成 27 年（2015 年）10 月に設置し、相談支援体制の充実を図っています。

しかし、滋賀県では、発達支援センター、ひきこもり支援センターや高次脳機能障害支援センターなど専門相談機関が設置されてきていますが、関係機関との連携不足や市民にもまだあまり知られていない状況にあります。

●各種障がい者手帳所持者数

手帳の種類	所持者数（人）
身体障害者手帳	1,651
療育手帳	488
精神障害者保健福祉手帳	274

資料：社会福祉課（平成 27 年 8 月 28 日現在）

施策

1　障がいに対する理解の促進

○障がい者が安心して生活できる地域社会をつくることをめざすノーマライゼーションの理念をテーマとした学習機会を増やすとともに、近隣の人々が障がい者と交流する機会を増やし、障がいや障がいのある人に対する理解の深化を図ります。特に「出会い・気づき・発見講座」などで障がい者の理解を深めるテーマを取り上げ、また湖南市人権・同和教育推進協議会と連携し、障がい者の理解を深める研修を実施します。

○障がいに対する誤解や差別を無くし、障がいのある人の権利および自立と社会参加について、広く市民の理解と協力を求めていきます。

○障がい者の自立のための学習の場づくりやコミュニケーション支援・相談活動の充実を図ります。

○アール・ブリュット作品の展示を通して、障がいのある人への理解を深めるとともに、障がいのある人のエンパワメントおよび創作活動の支援に取り組みます。

○社会福祉協議会のボランティアセンターを中心として、一人でも多くの市民によるボランティア活動が展開されるよう支援します。

○学校教育および社会教育において交流やボランティア体験などの充実を図り、福祉教育を推進します。

２　権利擁護の推進

〇甲賀市・湖南市基幹相談支援センターが中心となって、甲賀・湖南成年後見センター「ぱんじー」や社会福祉協議会などの支援機関との連携をより一層高め、成年後見制度を安心して利用できる体制づくりを進めるとともに、高齢者虐待防止ネットワークの整備などにより権利擁護支援システムを構築します。

〇虐待の早期発見のために、市民や関係機関に対して情報提供などを呼びかける啓発を行います。

３　発達支援システムの充実

〇保健・福祉・医療・教育・就労などの各分野が一体となって、支援が必要な人たちの自立を継続的に支援していく「湖南市発達支援システム」の充実を図ります。

〇保育士の障がい児支援に関する研修として保健・福祉・医療・教育とのネットワークによる研修会の開催など研修機会の充実を図るとともに、きめ細やかな対応による発達支援のため障がい児加配保育士配置の充実を図ります。

〇家庭と発達支援センター、民生委員児童委員などとの連携強化によって支援の充実を図ります。

〇市内学校園を巡回相談員が巡回し、指導助言を行うなど療育教室に保育士を派遣し、実地研修を行うなど発達特性についての理解促進、専門性の向上を図ります。

〇広報やパンフレット、研修会などにより、発達障がいに対する正しい理解や湖南市発達支援システムのいっそうの周知を図ります。

４　就労への支援

〇特別支援学校卒業者が一般就労へと移行するまでの福祉的就労の場の確保に努めます。

〇福祉的就労支援事業所などに対する公務部門の業務発注や、製品の積極的購入・活用を推進します。

〇福祉的就労を支える各事業の充実に努めるとともに、より生きがいに結びつく作業の開拓を図っていきます。

〇甲賀地域障害児・者サービス調整会議における関係機関の連携強化により、就労への継続的な支援に努めます。

〇障がい者就労情報センターなどの充実により、企業への障がい者雇用に対する理解の促進を図り、障がい者の一般就労を促進します。

○「チャンスワークこなん」の対象者拡充に向け、関係機関と協議を進めていきます。

５　生涯学習・文化芸術・スポーツ活動の場づくり

○障がいのある人が余暇を過ごせるよう、活動や交流の場の創出、外出のための支援や障がいのある人に対応した施設、プログラム、イベントの充実を、ＮＰＯ法人や民間企業などの積極的な参加を促しつつ進めていきます。
○障がい者スポーツ団体との連携、障がいのある人のスポーツイベントへの支援を進めます。
○移動支援事業により、障がい者の余暇活動のための外出を支援します。
○障がい者の外出支援や余暇支援のためのボランティア組織やＮＰＯを育成・支援します。

６　安心して移動ができるまちづくり

○定期的な外出を必要とする障がい者の外出を支援する制度を検討します。
○移動支援事業の利用対象者や条件の拡充に向けた検討およびサービス内容の見直しを行うとともに、新規事業所が参入しやすい条件づくりを検討します。
○福祉有償運送サービス事業の利用を促進し、サービスの安定的な供給を期するよう、事業者の運営の安定化および新規事業者の支援を検討します。
○市民主体の障がい者の移動支援（ボランティア、ＮＰＯなど）なども含め外出のための手段を検討します。

７　生活支援サービスの充実

○障がい者それぞれにきめ細かく対応した個別支援計画に基づく適正なサービス提供を進めます。
○一人暮らしの場やグループホームの確保など、住まいの場とそれを支える支援の確保を図ります。また、障がいに対する正しい理解を深めるための意識啓発や交流活動を推進し、グループホームの設置などに関する地域の理解を促進します。
○高齢障がい者のニーズに対応した日中活動場所、および重度心身障がい者の日中活動場所（通園事業）の確保、充実を図ります。
○障がい児、障がい者の保護者のニーズに対応できる日中一時支援事業の見直しに取り組みます。

8　情報提供・相談体制の充実

○サービスの必要な人に確実にサービスがつながるよう、自立支援給付などに関する制度の啓発、情報提供を行います。

○各種専門機関などとの連携強化を図るとともに、市民への情報提供に取り組みます。

○甲賀地域障害児・者サービス調整会議の活動の充実、機能の強化を図ります。

○甲賀市・湖南市基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所、障がい者団体、行政などが連携して相談体制の充実に取り組みます。

みんなで進める身近な取り組み例

○障がいや障がいのある人に対する理解を深めましょう。

○障がいのある人もない人も、共にいきいきと暮らせる社会を築きましょう

○障がいのある人もない人も、共にいきいきと働ける職場づくりに協力しましょう。

福祉的就労支援事業所への業務委託

5. 高齢者の自立支援の充実

現状と課題

＜生きがい支援＞

高齢期を生きがいや役割を持って過ごすことに関心が高まり、趣味などに関するニーズが多様化しています。また、団塊の世代が退職を迎えたことで、地域貢献を目的とした活動が注目されています。地域の高齢者が孤立することなく、身近なところで気軽に集い、交流できる自主活動支援や各種教室などを実施しています。

今後は、地域の中で生きがいの場を互いに作り出せるよう自主活動グループ支援や生涯学習、地域リーダー養成が求められています。

＜生活支援サービス＞

高齢化の進行とともに要介護認定者数は増加を続け、2025 年には認定者が３千人を超えると見込まれています。これまでの介護予防の取り組みを検証するとともに、圏域ごとの生活実態も踏まえながら、より効果的な介護予防の推進や自立支援のための体制づくりを図る必要があります。

「いきいき百歳体操」は年々取り組む地域が増え、37 か所およそ 800 人の市民が参加し、単に運動の場だけでなく交流や地域参画の場として重要な場所になっています。

また、介護予防事業のほかにも、あらゆる高齢者が、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう、地域のボランティアやＮＰＯなどを活用し生活支援サービス、一人暮らし高齢者などの見守り対策、介護者支援サービスといった高齢者福祉事業の充実を図る必要があります。

＜介護保険事業＞

介護保険事業報告によると、滋賀県の要介護等認定者の約半数が認知症（日常生活自立度Ⅱ以上）と推計されています（平成 25 年（2013 年）末）。本市の高齢者の約４人に１人が認知症のリスク該当者であり、今後高齢化の進行とともに認知症高齢者が増加していくことが予測されます。また、若年性認知症への対応も求められています。

住み慣れた地域での生活を継続できるよう「湖南市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービスの確保、新予防給付の実施など新たなサービス体系の確立を図ります。また、認知症高齢者を地域で支えるために、市民の認知症への正しい理解が求められています。

＜地域ネットワーク＞

地域社会の中で、一人暮らしの高齢者が増加していることから、高齢者の状況を把握し、見守りや支援ができる地域のネットワーク体制の整備、地域で気軽に集える場づくりを進める必要があります。

●高齢者世帯の推移

年	高齢者世帯数（世帯）				高齢者世帯比率
	計	高齢単身世帯	高齢夫婦世帯	その他	
昭和 60 年	2,007	109	169	1,729	17.9%
平成２年	2,427	173	260	1,994	17.6%
平成７年	3,143	270	458	2,415	19.1%
平成 12 年	3,891	417	717	2,757	21.8%
平成 17 年	4,728	613	1,075	3,040	24.2%
平成 22 年	5,869	863	1,643	3,363	28.7%

資料：国勢調査

●要介護認定者数

年	高齢者世帯数（世帯）		
	要支援	要介護	計
平成 22 年	183	1133	1316
平成 23 年	205	1208926	1413
平成 24 年	219	1315	1534
平成 25 年	249	1328	1577
平成 26 年	409	1431	1840

資料：高齢福祉介護課

施策

１　生きがい支援の充実

○地域で互いに参加し、生きがいづくりの輪を広げる地域福祉を推進し、高齢者や他世代が参加しやすい事業の創設・整備に努めます。

○高齢者が役割を持って参画できる地域づくりに取り組みます。

２　介護予防の推進

○できるだけ要支援・要介護状態にならず、いつまでも健康で暮らせるよう、関

係者との連携のもとに、介護予防に関する啓発や二次予防事業の対象者（要介護状態になるおそれのある高齢者）の実態把握、早期対応に努め、二次予防事業の対象者や一般の高齢者に対し、栄養改善・認知症予防･閉じこもり予防･口腔機能・運動器の機能向上をはじめとする地域支援事業を実施します。

○介護予防推進の拠点となる地域包括支援センターにおいて、介護予防マネジメント、総合相談、権利擁護と虐待防止への取り組み、ケアマネジメント支援を行います。特に、介護予防事業においては高齢者本人が継続的に取り組むことができる手軽で身近なメニューの充実を図ります。

○生活支援を必要とする高齢者や介護者に対するサービスの整備を図ります。

○介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底し、予防重視型システムへの転換を図る観点から、要支援者の生活機能向上を図る予防給付の実施を進めます。

３　介護サービスの充実

○認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加などを踏まえ、できるだけ住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービスの確保など新たなサービス体系の確立を図ります。

○介護サービスマネジメントの適正化、介護支援専門員の資質の向上、独立性・中立性の確保など、ケアマネジメントの強化を図ります。

○利用者の適切な選択のもとで、良質なサービスが提供されるよう、介護サービス事業所の質の向上、評価システムの充実を図ります。

○認知症のある高齢者とその家族の悩みや不安を軽減するため、正しい知識の普及や専門相談サービスの提供、支えあえる仲間づくりを推進し、介護疲れからのリフレッシュ事業などの取り組みを充実させます。また、地域社会全体で認知症への理解を深めていく取り組みの強化を図ります。

４　地域ネットワーク体制の整備

○重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。

○市民・地域・行政の協働によって、高齢者の状況を把握し、見守りや支援ができる地域体制の整備、地域で気軽に集える場づくり、さまざまな地域福祉活動の支援を進めます。

○地域福祉の向上や住民交流の拠点となる地域総合センターでは、講座やサークル活動などを通して高齢者が集える場を提供し、高齢者に寄り添った支援や見

守りを行います。

〇人権尊重の観点から、家庭や地域、またはサービスの利用時において、高齢者が虐待などを受けることのないよう、市民・事業者・行政の協働によって高齢者の権利擁護や虐待防止ネットワークの構築に努めます。

みんなで進める身近な取り組み例

〇仕事や趣味などの生きがいを持ち自分らしく暮らしましょう。

〇一人ひとりが自分の体に関心をもち健康に暮らせるよう運動習慣を身に付けるとともに、地域のイベントやボランティア活動に積極的に参加しましょう。

〇介護が必要になっても、家族・地域の一員としてできることは積極的に取り組みましょう。

〇地域活動やボランティア活動を通じ地域で安心して生活を継続できる体制を一緒に考えましょう。

〇認知症への関心と理解を深めるとともに、近所の高齢者に声をかけるなど、あたたかく見守りましょう。

高齢者のサロン活動

6. 地域福祉の推進

現状と課題

＜地域福祉の推進＞

本市は、昭和 40 年代に県立の児童福祉施設（知的障がい児施設）「近江学園」や社会福祉法人が運営する知的障がい者支援施設（更生施設・授産施設）の開設が相次ぎ、福祉発祥の地となりました。その後も福祉先進の地として、民間事業所や個人が全国的にも先駆的な取り組みであり、現在は障がい児・者や高齢者のための各種福祉施設が多く存在しています。

地域福祉の基盤づくりとして、平成 24 年（2012 年）3月「みんなでつくったみらくるプラン（第二次湖南市地域福祉計画）」を策定しました。

国においては、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人が自立できるよう支援することを目的とした生活困窮者自立支援法が平成 25 年（2013 年）12 月に制定されました。

また、子育て支援や障がい者・高齢者の自立支援・介護予防において、さまざまなＮＰＯ活動や地域の組織による活動が展開されています。区長会では、支えあうまちづくり推進分科会を設置し、**民生委員児童委員協議会と**活発な意見交換を行っています。障がい者団体が参加した検討会や聞き取り調査を基に、駅舎のバリアフリー化を進めています。

少子高齢化が進むなか、今後はこのような福祉環境や高い市民意識を生かしながら、子育て中の家庭や障がい者、高齢者が安心できるあたたかい地域福祉のネットワークを進める必要があります。

一方問題点としては、少子高齢化の進展や一人暮らし世帯の増加が進むなか、身近な地域での人びとのつながりが弱くなってきており、地域で気軽に集まれる場所が少なくなっていることと、核家族化や価値観の多様化によりライフスタイルが変化し、また、プライバシーへの配慮などから身近な交流が希薄になっています。

また、外国人市民においては言葉や文化の壁、雇用情勢の問題など、外国人市民特有の課題があります。

今後、地域における福祉のネットワークづくり、ＮＰＯの育成と支援、マンパワー[41]の活用、地域住民の主体的な活動など、市民・事業者・行政の相互協力による地域福祉を推進するうえで、情報プラットホーム（情報収集・発信、共有、交換の場）を確立することが重要です。

[41] マンパワー…人材。仕事などに投入できる人的資源。

施策

1　人権の尊重とノーマライゼーションの理念の浸透

○人権尊重の理念の浸透とあらゆる差別の撤廃、ノーマライゼーションの普及のための啓発や学習をより積極的に進めます。

○さまざまな人権課題をテーマとした学習会や研修会を地域総合センターで実施し、ともに支え、助けあえる関係づくりをめざします。

○関係課と連携を図り、諸情報が外国人市民に正確に伝わるよう、通訳・翻訳および「やさしい日本語」の活用に努めます。

○日本語支援の必要な外国籍の子どもたちや保護者への学習・子育て支援として、夏休みに日本語や学習内容の理解を高めるための学習支援事業（すまいりー事業）、保護者との懇談などへの通訳派遣を実施します。

2　協働による地域福祉活動の促進

○地域まちづくり協議会、区・自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、ＮＰＯ、ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などさまざまな団体・組織と行政が連携して取り組む地域福祉活動を推進します。

○地域での話しあいなどを通じて、自らの地域を自ら住みよくしていく自助・共助の意識や地域福祉のネットワークの育成を図ります。

○市内の福祉施設が地域の交流の場となるよう、サロンの設置、イベントの開催、ボランティアの受け入れなどにより施設の開放を図ります。

○必要とするサービスをだれもが利用できるよう相談や情報提供の充実に努めるとともに、相談や情報提供から適切なサービス利用まで円滑に提供できる保健・医療・福祉の連携体制の強化を図ります。

○災害時における要支援者の支援体制を確立します。

3　ボランティア活動の振興

○ボランティア活動は、支援を必要としている人々の生活を豊かにするとともに、市民が主体的に参加することを通じて、地域福祉を先駆的に切り拓いていく重要な活動です。ボランティアセンターでは、相談や情報提供、人材育成、「支援を必要とする人」と「支援できる人」を結ぶコーディネート機能などを充実します。ボランティアセンターを中心に、誰もが自分にあった参加しやすい方法で参加できる場づくりに取り組み、その育成に努めます。

４　多様な福祉サービスの確保・育成

○日常生活の上で何らかの支援が必要になった場合でも、自分の意思に基づいて適切なサービスを選択して利用できるよう、多様な福祉サービスのあるまちづくりを進めます。このため、利用者のニーズに応じたサービスの提供や事業者の確保・育成を図ります。

○福祉活動を行う者や関係団体の育成と支援など、福祉サービスの充実を図ります。

５　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

○障がい者・高齢者はもとより、だれもが快適に利用することができるデザインであるユニバーサルデザインの考え方を広く推進していきます。

○「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」や「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する条例」を関係者・事業者をはじめ、市民に周知し、意識の啓発に努めます。

○まちづくりを通じて、障がい者・高齢者とともに暮らす共生の社会理念に立って、道路や公共交通機関、公園、公共施設など多くの市民が利用する優先性の高い施設から、計画的にユニバーサルデザイン化を進めます。

６　自立支援・相談体制の強化　（新設）

○相談者の状況を把握したうえで関係機関と連携を図り、相談者の状況にあった適切な助言や施策の活用に向けた支援を行います。

○生活していくうえでさまざまな不安や困難を抱えている市民に対して、自立できない要因を的確に把握し、生活の支援を関係部署と連携して進めます。

７　生活困窮者への支援

○市民のよき相談役である民生委員児童委員との連携を密にしながら相談体制の充実を図り、生活困窮者への適切な助言・支援を行うとともに、その能力に応じた自立のための支援を行います。

みんなで進める身近な取り組み例

○地域の福祉について、学びあいましょう。

○自分にできる地域の支えあいやボランティア活動に参加しましょう。

○住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の支えあい活動を広げましょう。

保健・医療・福祉施設分布図

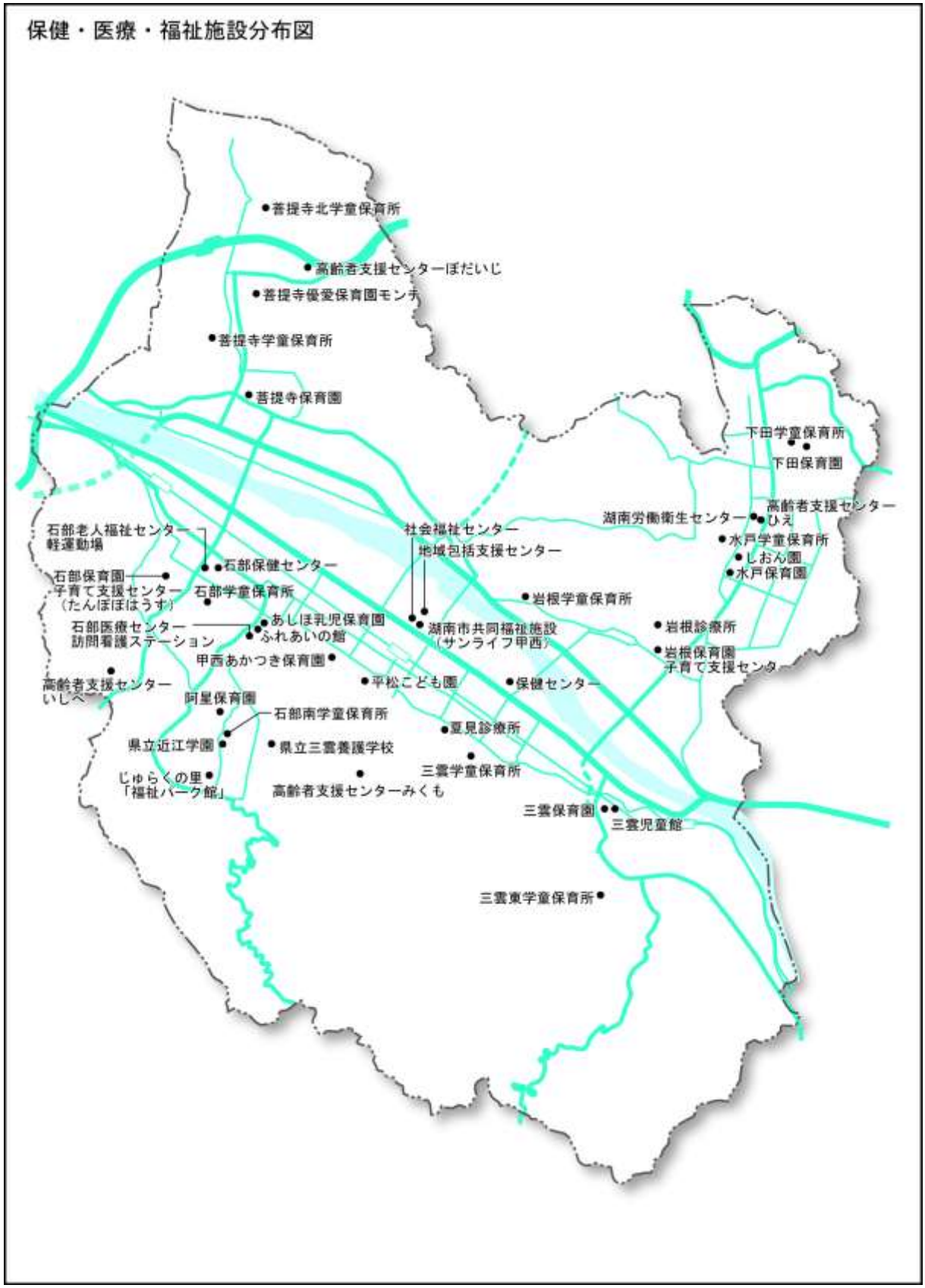

7. 危機管理体制の整備

現状と課題

＜危機管理体制の整備＞

本市では、平成 25 年度（2013 年度）の地域防災計画の改訂により、災害対応の各種マニュアル（個別）および業務継続計画を策定しました。自然災害・異常気象の頻発・大規模化、感染症の流行など、予期することが困難なさまざまな危機の発生に対し、円滑に対応することができる総合的かつ全庁的な危機管理体制を確立する必要があります。

＜防災体制の充実＞

近年、各地で地震や台風・大雨による大災害が発生し、防災を足元から見直していこうとする機運が高まっています。平成 25 年度（2013 年度）より毎年湖南市総合防災訓練を実施し、日頃から市民の防災意識を高め、身近な地域における防災への取り組みを働きかけています。

このため、パトロールや、市民への避難情報を迅速に伝達、提供することにより被害の減少に努めています。一方、常備消防として甲賀広域消防の湖南中央消防署と石部分署が配置されていますが、消防団の強化および市内全区に整備されている自主防災組織であるふるさと防災チームの活性化を図ることにより、災害時の迅速な避難・救助体制の整備に努める必要があります。このうち防災情報の提供については既存の防災行政無線に加え、携帯電話への緊急速報メールや登録制の湖南タウンメールを配信しています。今後も新しいＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報提供とともに、市民からの情報収集方法の検討が必要です。

また、地域で作成される避難計画や防災マップなどについても作成への支援や学習機会の充実に努める必要があります。

＜防災拠点の整備＞

災害発生時に災害対策本部が置かれることとなる東庁舎をはじめ、救護・救援や避難の拠点となる公共施設の防災性を確保する必要があります。特に、耐震基準が強化された昭和 56 年以前の建築物を中心に耐震性の確保を進める必要があります。

非常災害時に備え、平成 25 年度（2013 年度）より小・中学校に順次防災倉庫を設置し、アルファー化米[42]やカンパンの他、飲料水などを備蓄しています。

[42] アルファー化米…冷水を入れるだけで炊飯状態に戻り、炊飯をしなくても食べられるようになる。長期保存が可能な非常食などに多く用いられている。

災害時の飲料水補給については、緊急飲料水タンクや上水道の配水池などに、生活用水は三雲・岩根・下田小学校に災害用井戸を設置し、確保していますが、今後も備蓄品の増強や飲料水など確保のための施設の充実が必要となっています。

また、消防水利については、市内各地に初期消火のための防火水槽や消火栓が設置されていますが、今後も適切な維持管理が必要となっています。

さらに、ふるさと防災チームの活動として、備蓄している資機材を使用しての地域ぐるみの訓練を定期的に行う必要があります。

＜災害の未然防止＞

新たな宅地開発などに伴い、がけ崩れなどの危険箇所は年々増加する傾向にあります。また、山地・丘陵地が多く地質的にも弱いところがあり、がけ崩れや土石流などの土砂災害が起こりやすくなっています。本市には、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域が 121 か所指定されており、地域と協働して土砂災害ハザードマップの順次作成に取り組んでいます。土砂災害監視システムの整備促進を進めるとともに、治山施設、急傾斜地崩壊対策の小規模施設について改善整備を進める必要があります。

市内の一部の河川は改修が課題となっており、特に天井川は人家の付近を流れ、大雨時には危険な状態です。災害の発生の防止、被害の低減を図り、安全で安心できる暮らしの実現を図ることが重要です。

また、被害を最小限にくい止めるため、起こりうる被害を想定し市民に啓発するなどソフト面の対策も必要です。

●火災発生状況

年次	火災件数（件）					焼損棟数（棟）	り災世帯数	り災人員（人）	死傷者（人）		焼損被害額（千円）
	総数	建物	林野	車両	その他				死者	負傷者	
平成 22 年	13	7	0	1	5	8	6	17	0	3	70,959
平成 23 年	19	10	2	1	6	11	7	27	0	3	22,178
平成 24 年	24	15	1	3	5	19	11	38	4	9	24,189
平成 25 年	26	13	1	5	7	12	5	24	1	4	6,196
平成 26 年	22	12	2	3	5	15	10	25	2	2	31,149

資料：甲賀広域行政組合消防本部（湖南中央消防署・湖南石部分署）

平成 26 年の焼損被害額については、平成 27 年 1 月 25 日現在の集計結果によるもの

施策

１　危機管理体制の整備

○災害警戒や訓練を通じて、「災害対応の各種マニュアル」や業務継続計画の継続的な見直しを進めます。また、市民の生命・財産に重大な影響を及ぼす危機発生時に、危機管理上の基本事項を整理し、危機管理態勢や対応ルールをあらかじめ定める「危機管理マニュアル」の策定に取り組みます。

２　防災体制の充実

○スマートフォンなどをはじめ、今後も進歩が見込まれる情報通信技術を活用したより高度な情報提供システムの構築とともに、市民からの情報収集方法についても検討します。

○災害発生に即時対応できるよう、甲賀広域消防と連携しながら消防団の強化と自主防災組織の育成を図り、市内全区参加の総合防災訓練を継続的に実施します。

○各避難所の耐震状況を勘案し、地域の避難時の集合場所の確認や避難経路の確保などを含めた避難所体制の整備に努めます。

○避難行動要支援者の避難支援については、個別支援計画を地域（共助）と行政（公助）が一体となり、特に自治会、自主防災組織、消防団、民生委員児童委員などが協力した整備を行います。

○風化しがちな災害体験を希薄化させないために、より一層の広報や啓発、ふるさと防災チームや学校、高齢者団体、企業などを対象とした学習機会の充実や市民による防災マップづくりの促進などに努めます。

３　防災施設の整備

○地域防災拠点となる東庁舎については、その利用方針を検討し、それに基づいて、関係各課と協議をしながら計画を進めていきます。

○災害時における各学区の備蓄資機材や飲料水、食料の適正な維持更新に努めます。

○公共施設整備時と民間宅地開発時に、初期消火のため防火水槽や消火栓の整備を図ります。

4　災害の未然防止

〇土砂災害危険区域については、地域住民への啓発を行うとともに、災害時の避難場所、避難地の保全など総合的ながけ崩れ対策を進めます。また、管理者である滋賀県と連携し、砂防施設の整備を促進します。

〇浸水被害や土石流、崖崩れ、地すべりなどの災害防止のため、河川事業や治山・砂防事業を推進します。

みんなで進める身近な取り組み例

〇近所の中で、災害時などに介助が必要な人を協力して助けられるよう、日頃から備えておきましょう。

〇住んでいる地域の災害の危険性、災害が起こったときの避難方法などについて学習しましょう。

〇日頃から地震や水害など災害への備えを忘れないようにし、７日間は自力で生活できる水や食糧などの備蓄に努めましょう。

〇自主防災活動に参加しましょう。

防災訓練

8. 安全な地域づくりの推進

現状と課題

＜防犯体制の強化＞

全国的に犯罪発生件数が増加するなか、本市においても防犯対策は重要な課題です。犯罪のない地域社会を実現するためには、警察署などの関係機関や市民、事業所、行政の連携による防犯体制の確立を図るとともに、自主防犯パトロール活動などによる地域社会の犯罪抑止力を高めていくことが求められています。

携帯電話やパソコンによる情報の配信システム「湖南 Town-Mail」を活用した不審者情報の提供や地域安全サポーターによる巡回活動が取り組まれていることにより、一定の防犯効果が現れています。

今後とも、家庭や地域における防犯と安全意識を高め、子どもから高齢者までみんなにとって安心・安全な地域づくりを進める必要があります。

＜消費者市民社会の形成＞

消費生活においては、ライフスタイルの多様化に伴い、さまざまな商品やサービスおよびそれらの広告があふれており、市民の消費生活の安全確保が求められています。現在、月に１回消費生活情報を作成し提供していますが、特に判断能力が低下している高齢者や認知症の市民、障がい者を狙った悪質な行為や違法行為も全国的に後を絶たず、社会問題となっています。このため、安全で安心した消費生活が送れるよう消費生活相談体制や意識啓発の充実を図ることが必要です。

＜交通安全の強化＞

交通安全対策を推進し、安全で快適なまちづくりを進めてきましたが、今後も交通事故の発生しやすい危険箇所の解消や交通安全施設の整備充実を図るとともに、関係機関・団体などの協力を得て交通安全の啓発を進めていく必要があります。

＜獣害の防止＞

アライグマやハクビシンなどの侵略的外来種やニホンジカ、イノシシが増加したことにより、農林産物や生活環境面での獣害被害が深刻化していましたが、近年は獣害柵の設置により獣害被害額は減少しています。

今後も侵略的外来種の駆除や、里山の適切な維持管理を図り、獣害被害を防止する必要があります。

●交通事故件数・死傷者数

年次	件数（件）	死者（人）	負傷者（人）		
			計	重傷者	軽傷者
平成 22 年	325	3	428	26	394
平成 23 年	344	1	450	16	434
平成 24 年	302	3	379	16	363
平成 25 年	257	1	321	19	302
平成 26 年	226	2	279	15	264

資料：滋賀県警察本部（１月～12 月集計）

施策

１　防犯体制の強化

○警察署などの関係機関や市民、事業所、行政の連携により、24 時間体制の交番の設置をはじめ、地域安全連絡所の強化を進めます。

２　消費者市民社会の形成

○広報やホームページなどによる情報提供とともに、タイムリーな事案については、湖南タウンメールでの随時配信も行い注意喚起を促します。また子ども向け消費学習会、高齢者や知的障がい者など悪質商法のターゲットとなる確率の高い消費者向けの学習会も開催します。

３　交通安全の推進

○歩行者もドライバーも安心かつ安全に利用できる道路環境をめざし、今後も地域が連帯して危険箇所の把握・精査をおこなうとともに交通安全施設の修繕・復旧に努めます。

○継続的に交通安全教室を開催するとともに、広報誌・ホームページなどを活用して啓発を行い、交通安全意識の高揚を図ります。また、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図ります。

４　総合的獣害対策

○農林業の振興に取り組むとともに、農林業者やＮＰＯなどと連携して、土とのふれあいプロジェクトや里山プロジェクトなどの重点プロジェクトに取り組み、中山間地域の適切な維持管理を図ります。

○集落ぐるみで里山の手入れを行い、野生生物が好む環境を集落周辺に作らないように努め、防護柵などの設置、駆除を計画的に実施するなど、関係機関と連携し、総合的な獣害対策を推進します。

○甲賀市、滋賀県、滋賀中央森林組合、ＪＡこうか、ＮＯＳＡＩ甲賀などで組織する甲賀地域獣害対策協議会の活動を通じて、広域的な獣害対策を継続します。

みんなで進める身近な取り組み例

○家族同士や近所同士で防犯意識を高めあい、防犯活動にも積極的に参加しましょう。

○悪質な商法に注意するとともに周囲の高齢者などに注意を呼びかけましょう。

○歩行者・自転車利用者もドライバーも、お互いに交通マナーを守りましょう。

○ドライバーは、急がず、譲りあい、歩行者優先の安全運転を心がけましょう。

○野生生物が好む環境を集落周辺に作らないように努めたり、防護柵の設置や追い払いなどによる防御に努めましょう。

交通安全教室

ともにめざす目標指標

第４章　ほっとする暮らしをつくろう

施　策	指　標　名	現況	目標	備　考
		平成 26 年度末	平成 32 年度末	
健康づくりの推進	健康寿命の延伸	男 78. 48 歳 女 83. 76 歳	男 79. 60 歳 女 84. 40 歳	日常生活動作が自立している期間の平均
医療の充実	市内の病院・一般診療所数の維持	33 施設	35 施設	
子育て支援の充実	子育て支援センター・つどいの広場など子育て支援施設での利用者数	24,292 人	28,000 人	◆
障がい者の自立支援の充実	障がい福祉サービス利用者の増加	347 人	410 人	◆
高齢者の自立支援の充実	認知症サポーター数	2,303 人	3,300 人	
地域福祉の推進	湖南市ボランティアセンターに登録しているボランティア人数	885 人	1,000 人	
危機管理体制の整備	各区の防災計画（避難計画）の策定状況	2 地区	43 地区	◆
安全な地域づくりの推進	交通事故発生件数	220 人	200 人	

※「◆」は、アウトプット指標、ほかはアウトカム指標。

第５章
いきいきとした暮らしをつくろう

１．人権教育の推進

現状と課題

＜人権教育・啓発の推進＞

人権尊重の精神と理念が広がり、根付くように、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などに基づき、市民への人権教育・啓発の取り組みを推進してきました。

平成 18 年（2006 年）4月に「湖南市人権教育基本方針」ならびに「湖南市同和教育基本方針」を策定しました。

また、平成 22 年（2010 年）3月には「湖南市人権教育推進計画」を策定し、平成 30 年度（2018 年度）までの期間で、人権教育や啓発を総合的かつ計画的に進める計画を立てました。このような方針と計画をもとに学校・園における人権教育の指導内容、指導計画の共通の基盤として、平成 23 年度（2011 年度）に教育実践の手引きとしての「湖南市学校・園人権教育基底プラン」を策定し、平成 24 年度（2012 年度）に「湖南市人権教育推進計画に基づく実施計画」を改訂しました。

就学前、小学校、中学校の子どもに対しては、それぞれの発達段階で人権教育と同和教育を推進していますが、いじめなどの人権侵害は深刻化しています。このため、互いを大切にする気持ちを育て、子どもたち自らの人権に関する理解が行動に結びつくようにするためにも、人権教育・同和教育のより一層の推進が必要です。

社会教育においては、人権・同和教育推進協議会の活動や区ごとに人権まちづくり懇談会を進めています。

企業内の人権啓発については、「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員」が市内の企業・事業所を訪問し、公平公正な採用選考とあらゆる人権問題について啓発推進をしています。「湖南市企業・事業所人権啓発推進協議会」の育成、指導にも努めています。

＜職員研修の推進＞

人権課題解決に向けての地方公共団体の責務を理解し、職員自らがこれまでの人権・同和教育の取り組みに学びながら人権尊重の精神を培い、人権が大切にされる社会づくりや仕組みづくりができるよう、職員研修を実施しています。また、人権課題に関する研修会などへの参加も積極的に行い、職員それぞれが全ての業務において人権の視点を重視し、基本的人権が尊重された社会の実現に努めることが求められています。

また、職員の人権に対する考え方や姿勢が、市民や企業などの人権教育に与え

る影響が大きく、人権啓発のリーダーとして市民の人権意識の高揚のために取り組むことも責務です。

今後は、より一層、理解から実践へとつなげられるよう、研修内容の工夫や実践の機会を増やすとともに、職員が自主的に研修会や地域での活動に参加する必要があります。

施策

1　人権教育・啓発の推進

〇学校や地域社会などにおいて人権尊重の精神を身に付け、字ら実践への行動を起こせるような「豊かな人権文化の創造」をめざして人権教育を進めます。

〇就学前教育と学校教育において、体験型学習などを通じた人権学習の充実を図ります。

〇人権教育ネット推進事業により、市内の学校・園、家庭、地域の教育機関が連携し、児童生徒の人権意識の向上や、生きる力と学力を高める取り組みを進めます。

〇社会教育において、人権まちづくり懇談会、啓発講座の内容の充実や参加促進のための広報を充実し、市民が主体的に学べる学習環境づくりや交流の場づくりに努めます。

〇企業・事業所に対して、「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員」と「湖南市企業・事業所人権啓発推進協議会」による啓発に努めます。

2　職員研修の推進

〇すべての職員が「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の本質を理解し、より一層人権意識の向上に努めるよう、職場研修などの内部研修や職域職階別研修、びわこ南部地域人権啓発連続講座などの外部派遣研修を進めます。

〇すべての職員に市民啓発講座などへの参加だけでなく、地域活動やボランティア活動にも自主的・意欲的に参加するよう促すとともに、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員研修、人権まちづくり推進班員研修などの研修内容の充実に努めます。

みんなで進める身近な取り組み例

〇人権まちづくり懇談会や啓発講座に積極的に参加しましょう。

２．就学前教育・学校教育

○家庭においてあらゆる人権に関する話しあいを行い、一層の人権意識の向上に努めましょう。

現状と課題

＜教育内容の充実＞

本市の子どもたちの学力については、学校によって違いがあるものの、おしなべて粘り強く取り組んだり、筋道を立てて考えたり、また、文章に表したりすることに弱さが見られます。

社会の変化、子どもの生活や変容に配慮し、各学校・園が地域に根ざし、創意工夫を発揮してそれぞれに特色ある教育活動を推進していますが、さらに、児童生徒の学ぶ意欲を高め、基礎・基本を確実に身に付けることができるよう、保・幼・小・中が連携して効果的な指導方法の工夫改善に努め、一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図る必要があります。

課題である特別支援教育・道徳教育の取り組みを強力に推進するために、教職員の資質や指導力を一層向上させるなど、学校の教育力と教師力の向上が必要です。

＜就学前教育＞

本市においては、緩やかではありますが全体的な幼児数は減少傾向にあります。また、保護者の就学前教育に対するニーズは個別化・多様化しています。このようななか、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進するために、「湖南市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

＜教育環境の充実＞

耐震補強・大規模改修を進めてきましたが、整備が必要な小・中学校がまだ残されています。児童生徒の安全や地域の防災拠点の確保という観点から計画的な改修が必要です。

さらに、時代の変化に対応した設備、教材の導入が必要であり、常に変化する情報通信技術を活用した設備の導入を進め、学習効果を高める教育環境の充実を図る必要があります。

＜外国人児童生徒への学習支援＞

多数の外国人児童生徒が小・中学校に通学しているため、外国人児童生徒の就学および居住実態を把握し、保護者に対し制度やサービスについての適正な情報を提供するとともに、交流会や進路の懇談会を開催しています。文化・生活習慣の違いや言葉が通じないことから生じる課題もあるため、学校生活に適応し、日本の子どもたちとともに成長していけるよう、学校や関係機関が連携して支援していくことが求められています。

＜特別支援教育の推進＞

巡回相談担当者会議は、巡回相談を受けた児童生徒の情報交換や、支援方針をプランニングする場となっています。発達に特別な支援が必要な子どもの個別の指導計画については、保護者の願いやアセスメント情報を反映させた内容の充実を図っています。また、個別支援移行計画については、進路先との引継会を開催し、義務教育終了後の支援の継続に活用されています。

また、関係機関との連携をさらに強めることにより、教育相談の課題に対応するとともに、不登校の未然防止への取り組みをさらに充実させる必要があります。

＜問題行動への対応と相談事業の充実＞

近年、特に人間関係の構築がうまくいかない子どもたちが増加し、その結果として問題行動や不登校が増えてきています。また、家庭の教育基盤や、生活基盤が脆弱なケースや虐待（特にネグレクト）によるケースも増加傾向にあります。こういった児童生徒のさまざまな悩みや問題・課題に対して、学校や関係機関の適切な支援が求められています。そこで、本市では、ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）[43]を配置し、（アセスメントシート[44]を活用した）ケース会議運営や児童生徒への対応方法に助言を行っています。適応指導教室については、巡回相談を活用し、アセスメントにもとづいた指導を行っています。各校との連携を取りながら学校への復帰をめざした取り組みを進めています。

＜学校・園、地域の安全性の確保＞

通学路などにおける見守り活動やスクールガード対象の研修会の開催などさまざまな取り組みを実施していますが、不審者事案が多く発生しているため、引き続き子どもを見守る体制の維持強化が必要です。

---

[43] ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）…社会福祉に関する専門的な知識をもち、関係機関などとのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決を図る専門職。

[44] アセスメントシート…発達検査などの記録を記入するシート。発達検査などとは　各種知能発達検査、日常生活動作（ADL）、各種チェックリストなど。

一方、児童生徒の交通事故は大きな改善が見られず、特に、自転車での無謀な飛び出しによる事故が増えており、加害者にもなりかねない状況が見られることから、安全指導と家庭・地域をあげての安全確保の体制づくりが求められています。

＜家庭・地域との連携＞

本市では、コミュニティ・スクール[45]や学校支援地域本部事業を導入し、両者の融合を図りながら、家庭、地域との協働と参画による、新しい公共型の学校のあり方や家庭、地域の人々と協力しあって教育活動に取り組んでいるところです。こうした家庭、地域と学校・園が一体となって、未来を担う子ども育てをともに考え、実行していくことは重要であることから、今後もこうした取り組みをさらに継続させ、充実を図っていくことが求められています。

●幼稚園

園　名	教員数（人）	学級数（学級）	園児数（人）		
			男	女	計
石部幼稚園	11	5	41	52	93
石部南幼稚園	8	3	31	26	57
菩提寺幼稚園	7	2	20	18	38
水戸幼稚園（私立）	15	6	78	87	165
三雲幼稚園（私立）	17	6	87	83	170
ひかり幼稚園（私立）	14	6	80	72	152

資料：学校基本調査（平成 27 年５月１日現在）

学校支援地域本部の活動

給食センター

[45] コミュニティ・スクール…学校と保護者や地域住民がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

●小学校

学校名	教員数（人）	学級数（学級）	児　童　数(人)							
			学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
石部小学校	32	15	男	45	31	30	27	32	35	200
			女	25	26	26	29	32	26	164
			計	70	57	56	56	64	61	364
石部南小学校	31	15	男	21	17	20	17	19	39	133
			女	18	18	24	31	29	28	148
			計	39	35	44	48	48	67	281
三雲小学校	32	20	男	38	40	34	44	42	38	236
			女	48	42	35	38	41	31	235
			計	86	82	69	82	83	69	471
三雲東小学校	26	14	男	24	33	23	18	17	35	150
			女	27	23	26	19	22	25	142
			計	51	56	49	37	39	60	292
岩根小学校	23	11	男	16	18	17	18	28	14	111
			女	14	20	18	12	13	15	92
			計	30	38	35	30	41	29	203
菩提寺小学校	32	18	男	29	34	27	33	48	49	220
			女	37	17	50	39	27	38	208
			計	66	51	77	72	75	87	428
菩提寺北小学校	25	13	男	19	27	30	19	36	19	150
			女	25	17	19	23	27	20	131
			計	44	44	49	42	63	39	281
下田小学校	27	14	男	26	18	19	29	22	23	137
			女	23	13	20	23	25	22	126
			計	49	31	39	52	47	45	263
水戸小学校	39	18	男	27	38	41	36	31	45	218
			女	29	29	30	37	28	33	186
			計	56	67	71	73	59	78	404
総数	267	138	男	245	256	241	241	275	297	1555
			女	246	205	248	251	244	238	1432
			計	491	461	489	492	519	535	2987

資料：学校基本調査（平成 27 年５月１日現在）

●中学校

学校名	教員数（人）	学級数（学級）	児　童　数(人)				
			学年	1年	2年	3年	計
石部中学校	30	14	男	46	59	74	179
			女	60	60	58	178
			計	106	119	132	357
甲西中学校	33	16	男	65	59	86	210
			女	60	66	72	198
			計	125	125	158	408
甲西北中学校	43	19	男	77	87	100	264
			女	80	69	72	221
			計	157	156	172	485
日枝中学校	36	16	男	59	51	63	173
			女	45	65	54	164
			計	104	116	117	337
総数	143	65	男	247	256	323	826
			女	245	260	256	761
			計	492	516	579	1587

資料：学校基本調査（平成 27 年５月１日現在）

施策

１　教育内容の充実

○幼稚園や学校ごとの創意を生かした特色ある教育課程を実施し、発達段階に応じた経験や活動、異年齢間の交流を積極的に推進するとともに、共感的人間関係を学ぶ学習を取り入れ、基本的モラルや規範意識を醸成し、思いやりの心を育むこころの教育の工夫に努め、健やかな心身と豊かな人間性、生きる力の育成を図ります。

○平成 25 年度（2013 年度）４ 月より本格実施となった「湖南市学力向上プロジェクト」の３つのプログラム①授業改善、②読書活動の推進、③家庭学習の充実の具体的な実践を進め、こなんっ子の学力保障を支えます。

○これらに対応できる指導者の育成と確保をめざし、教職員の専門性を磨きます。また、「夏季教職員全員研修会」、教育研究所が主体となって開催する「教師力アップセミナー」、湖南市と東京学芸大学の連携による「湖南市現職教員アドバンス研修」などにおいて若手・中堅教員の資質向上を図ります。

○平成 27 年度（2015 年度）より学力向上委員会を主体として、４中学校区において授業改善に資する授業研究会を実施します。

２　就学前教育

○親の就労などの事情に関わらず、教育・保育の一体的な提供のために、認定こども園の普及を推進します。

○質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供していきます。

３　教育環境の充実

○安心・安全を第一とした施設環境と今日の教育課題に対応した環境の整備に努めます。特に子どもたちの安心で安全な学校生活のため、体育館棟における非構造部材の耐震化や、残っている校舎棟の耐震化、空調整備など教育環境の充実を図ります。

○設備、情報通信技術を活用した教育環境、教材の整備充実を図ります。

４　外国人児童生徒への学習支援

○日本語の習得度にあわせた少人数指導を実施し、児童生徒の日本語や日本文化に対する理解を深め、日本語教室の充実を図ります。

○日本語初期指導教室を有効に活用し、支援の充実を図ります。
○外国人の子育て支援事業は、子どもや保護者からの相談を受ける場および外国人児童生徒の学習支援の場として充実を図ります。
○不就学ゼロをめざし、通訳同行のもと訪問による実態調査を実施し、適切な情報を提供します。

5　特別支援教育の推進

○「湖南市発達支援システム」の一環として特別支援教育の推進体制を強化し、個別のケースへの対応やニーズの把握、指導計画の作成・実践・評価の充実によって効果的な支援を図り、中学校卒業時での個別支援移行計画の作成と引継を行います。
○特別支援学級での指導はもとより、通常学級における特別支援教育の充実のために、専門家による巡回相談をさらに活用するとともに、職員研修の充実を図ります。
○適応指導教室やことばの教室での取り組みを充実させるとともに、関係機関と学校・園との連携した指導をさらに推進し、就学支援の充実を図ります。
○インクルーシブ教育システム構築のため、基礎的環境整備と合理的配慮の提供を行います。
○各ライフステージ間において支援の引き継ぎが円滑にできるように、個別調整会議や個別ケース会議を重視し、ＩＴネットワーク「ＫＩＤＳ」を活用し、関係機関が連携して継続的に支援する体制をつくります。

6　問題行動への対応と相談事業の充実

○生徒指導の充実を図るとともに、児童生徒一人ひとりのケースに応じた継続的できめ細かな相談・指導体制の充実を図り、不登校やいじめなどの未然防止と問題行動への対応の充実に努めます。
○巡回相談を活用し、問題行動を早期発見早期対応できるように努め、適応指導教室（ふれあい教育相談室）の充実に継続的に取り組みます。
○ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）の配置を継続し、学校教育に福祉の視点を取り入れながら諸問題に対応していきます。

７　学校・園、地域の安全性の確保

〇学校構内や学校周辺において教職員などによるパトロールなどを強化するとともに、学校構内への不審者の侵入による被害を未然に防止できるよう通報機器や防犯用具などの整備、充実を図り、防犯体制の強化に努めます。

〇児童生徒が日常生活に潜むさまざまな危険を予測し、適切な意志決定や判断ができる力を育成する安全教育の充実に努めます。

〇各学校の通学路における安全対策については、引き続きＰＴＡやスクールガードなど地域のボランティアに協力を求めるとともに、地域ぐるみで児童生徒の安全を確保する支援体制を推進していきます。

８　家庭・地域との連携

〇地域住民が、学校・園の運営に理解を深め、参画することにより、学校・園の教育力と地域の教育力を生かしながら、地域ぐるみで学校を支える開かれた魅力ある学校づくり・環境づくりをめざします。

みんなで進める身近な取り組み例

〇地域の子どもたちの成長を、すべての大人たちが協力し、地域ぐるみで守り育てましょう。

〇家庭教育を大切にし、幼い頃から子どもの正しい生活習慣や豊かな人間性などを育むよう、努めましょう。

〇発達に特別な支援が必要な子どもを理解し、周囲があたたかく見守る地域づくりを進めましょう。

〇ボランティアなどの協力による学校環境整備を進めましょう。

授業の様子

３．若者の社会参画

現状と課題

＜青少年の健全育成＞

全国的に、核家族化や少子化の進展により、家庭や地域における幼い時からの子ども同士のふれあいや地域活動を通じた社会参加の機会が減少しており、青少年の社会性の育成が課題となっています。本市でもいじめ、不登校、引きこもりや深夜徘徊、非行、犯罪行為など青少年に関わる問題が見られます。

また、青少年の健全育成にあたっては、市民団体やまちづくり協議会など関係機関と連携しつつ、青少年自然体験活動研修会やデイキャンプなど体験活動機会を提供しています。巡回活動やあいさつ運動など大人たちのそれぞれの立場からの指導や支援、非行を防ぐことができる地域づくりとともに、青少年を取り巻く環境浄化を図ることが必要です。

＜若者の社会活動への参加の促進＞

現在、若い世代が、実行委員会形式による成人式の自主運営、友好交流都市北栄町との子ども交流事業や防災キャンプ事業[46]などの市主催の各種事業への参加などにおいて地域や行政との関わりを深めながら活動しています。今後もこうしたまちづくり活動へより多くの若者の参加を促し、たくましさと豊かな心を併せ持つ青少年を育成する必要があります。

施策

１　青少年の健全育成

○青少年に関わるすべての関係部署が連携し、総合的に青少年問題に取り組む体制づくりを図ります。

○青少年育成市民会議、ＰＴＡ連絡協議会、補導委員会など青少年健全育成団体の活動を積極的に支援するとともに、少年センターなど関係機関とも連携し、家庭・地域・学校が互いに情報を共有しながら青少年の非行防止活動に取り組みます。

○青少年にとって有害な広告物や図書の販売などについて関係機関、市民と連携

[46] 防災キャンプ事業…想定される災害や被災時の対応などの理解、学校などを避難所とした生活体験などの防災教育プログラムを実践するキャンプ。

して指導や取締を強化し、地域環境の浄化を図ります。

２　若者の社会活動への参加の促進

○青少年育成大会、県中学生広場、防災キャンプなどへの青少年の参加を促進します。

○子ども会、スポーツ少年団、ガールスカウト、ボーイスカウトなど青少年育成団体の活動を支援します。

○若者が参画できるイベントなどを通じ、リーダーの役割や手法を学ぶ機会を創出し、地域リーダーとなる若者を育成するとともに、地元企業や学校、また地域との連携による若者の活動の場づくりを図ります。

みんなで進める身近な取り組み例

○青少年を理解し、周囲が活動を支援しましょう。

○大人たちが他人の子どもでも悪い行いはしかり、正しく導くことができる地域づくりを進めましょう。

○世代を越えてみんなが一緒になって地域活動やまちづくりに積極的に参加しましょう。

若者が参画する地域のイベント

４．社会教育の推進

現状と課題

＜生涯学習環境の充実＞

少子高齢化、人口の減少、情報通信技術の進展などの社会変化は、わたしたちの生活のさまざまな場面に影響しているため、時代とともに変化する学習ニーズに的確に応えなければなりません。そのため、だれでもいつでもどこででも学習ができ、その成果が生かせるまちづくりをめざしています。

子育てサポーター研修やその他の講座の開催により、地域でさまざまな活動に関わる人材の育成を図っています。生涯学習活動への参加に対する市民ニーズは高まっており、地域で指導的役割として活躍する生涯学習ボランティアの活動は行われていますが、各種事業のリーダーが不足しています。また、学習機会を通じた各世代間の交流も重要です。

今後は、市内の生涯学習施設それぞれが役割を果たし連携しながら、生涯学習のまちづくりを進める必要があります。

＜図書館の充実＞

図書館は、あらゆる年代の人々が気軽に利用できる施設であり、学校教育だけでなく生涯にわたり自ら学び、考える力や豊かな人間性を育む生涯学習の中核施設です。

市民の読書の要求に応え、知る権利と読む自由を保障する、資料と情報の提供を行う機関として、石部図書館と甲西図書館、移動図書館からなる図書館システムで運営しています。

インターネットや電子メールの活用により、利用者の利便性向上の取り組みを進めています。また、市内の小・中学校などと連携を図ったり、市民グループと協働して絵本の読み聞かせの行事を開催するなど、子どもが図書に親しむ機会を積極的に提供しています。今後は、より多くの市民に利用してもらえるようなサービス展開と、効果的なＰＲを図ります。

また、石部図書館、甲西図書館の２館の施設活用、移動図書館の望ましい活用など、市民にひらかれ、まちづくりに貢献できる図書館運営のあり方について検討する必要があります。

＜生涯学習拠点の整備＞

生涯学習の場として図書館のほか、青少年自然道場、雨山文化運動公園、文化ホールやまちづくりセンターなど多くの施設を有していますが、これらの施設の中には、経年による施設修理・修繕が必要なものがあります。

また、施設の有効活用、運営の効率化を図るため、施設間の連携や、施設の利用関係機関・団体との調整によって各施設や各種団体の役割分担などをより明確にする必要があります。

さらに、利用団体が増加し、施設の利用が困難になっている傾向がみられるため、各施設間の調整などが必要です。

＜地域学習環境の整備＞

一人ひとりが主体的に地域で生涯学習のまちづくりに参加できるよう、学習機会を提供していますが、市民の生活様式や余暇、嗜好の多様化や民間学習サービスなどの成長が著しいこともあって、参加率は伸び悩んでいます。このため、より参加しやすい工夫などが必要です。

各地域においては、さまざまな課題があることから、これらの課題を確認し、地域みんなの課題として取り上げ、学習していく機会が必要です。

近年、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化のなかで、家庭の教育力の低下が指摘されていることから、家庭教育に関して学習する機会を提供しています。保護者が自信を持って子育てできるよう、関係機関と連携し、子育てに関する情報提供や、子育ての助言や支援を行えるよう人材育成と資質の向上が必要です。

●図書館利用状況

年度	石部図書館			甲西図書館		
	貸出冊数（冊）	貸出人数（人）	新規購入図書数（冊）	貸出冊数（冊）	貸出人数（人）	新規購入図書数（冊）
平成 22 年	132, 886	31, 762	2, 608	364, 857	74, 186	9, 256
平成 23 年	129, 147	31, 085	2, 881	361, 553	72, 863	8, 909
平成 24 年	125, 528	30, 327	3, 164	356, 103	72, 144	8, 474
平成 25 年	120, 728	29, 042	2, 964	348, 009	70, 809	8, 604
平成 26 年	110, 837	26, 825	2, 973	334, 850	69, 064	8, 602

資料：石部図書館・甲西図書館

施策

１　生涯学習環境の充実

○平成 27 年度（2015 年度）から、地域まちづくり協議会がまちづくりセン

ター指定管理者になったことから、学習内容において地域に密着した課題やテーマを取り上げるなど地域の個性が生かされた講座の開催を促します。

○まちづくりセンターなどで開催される講座や教室の開催を、広報「こなん」をはじめ、ホームページなど多様な情報媒体を使って参加啓発や情報提供を進めます。

○生涯学習のまちづくりのための基本計画を策定し、関係部署による推進体制を充実します。

○リーダーやボランティア育成のための研修機会を充実するとともに、活動の推進母体の育成を進め、定年退職後の活動の受け皿としても有効に活用します。

２　図書館の機能充実

○情報の発信を行い、市民の知的好奇心を満たすとともに地域から知を集め、まちづくりのひとつの核となり、より一層地域にひらかれ、地域に根ざした図書館となるよう市役所各部や関係機関などと連携をとりながら運営を進めていきます。

○市民ニーズに対応した魅力ある資料提供に努めるとともに、利用しやすく市民に親しまれるカウンター対応、人と本を結ぶ取り組みや利用促進のためのＰＲをさらに工夫・継続することで、利用促進や満足度向上に努めます。

○多くの市民に待ち望まれる移動図書館事業の運営を検討します。

○地域文化を発信する場として地域資料の収集と情報発信に努めます。

３　生涯学習拠点の整備

○地域の生涯学習やまちづくりの拠点となるまちづくりセンターは、指定管理者制度の導入により、その地域の個性が生かされた運営ができるよう支援します。

○既存施設の活用を工夫し、各施設の連携を進めることにより、効率的な運営を進めていきます。

○市全体として生涯学習を進めるための拠点のあり方について再検討します。

４　地域学習環境の整備

○就学前児童の学習のために子育て支援センターや幼稚園、保育園との連携によって教職員や保護者を対象とした研修会を開催します。

○児童生徒の学習のために、学校やＰＴＡ組織との連携によって教職員や保護者を対象とした研修会を開催します。

○家庭教育に関する保護者向け学習講座とともに、家庭教育を支援するための地域人材を養成する講座を実施します。

○地域の持つ知識や人材（ボランティア活動など）、施設などの学びのための資源を活用し、幅広い年齢層の市民を対象とした講座の開設など、学習機会の提供や支援を進めます。

みんなで進める身近な取り組み例

○生涯を通じて学びあい、高めあえるよう、生涯学習活動に参加しましょう。

○豊かな教養を身に付け、人生を豊かにするために、図書館の資料などを有効に活用し、身に付けた知識や経験を地域づくりやまちづくりに生かしましょう。

生涯学習の様子

5．スポーツの振興

現状と課題

＜施設利用環境の充実＞

体力づくりや健康づくりに高い関心があるなか、子どもたちや働く人たち、地域住民にとってスポーツを身近に感じ親しむためのスポーツ施設や学校体育施設は、スポーツ活動において重要な役割を果たしています。

施設数は少なくありませんが老朽化した施設も多く、安全性を考慮した計画的な修繕が必要となっています。また、地域住民のニーズに応じて施設の活用方法を工夫し、地域のつながりが実感できるようなスポーツ環境を整える必要があります。

＜スポーツ活動の支援＞

本市では、平成 26 年（2014 年）に「スポーツ推進計画」を策定し、「自立と協働を通じて、いつでも、どこでも、だれでもスポーツを楽しみ、いきいきと健康で豊かな未来を創る」をスポーツ推進の基本的な目標として施策に取り組んでいます。総合型地域スポーツクラブ「湖南市ちょいスポクラブ」では、さまざまな種目のスポーツを気軽に楽しむことができ、高齢者の交流の場、子どもにとってはスポーツを始めるきっかけの場となっています。

また、湖南市体育協会は、毎年多くの市民が参加する各競技種目大会を開催し、スポーツを通してまちの活性化に大きく寄与するとともに、湖南市スポーツ少年団においては多様なスポーツ活動が行われており、市ではこれらの活動支援のため事務局を設置しています。

今後も市民のスポーツニーズに応えたスポーツ環境の整備が必要です。

＜身近な健康づくりの場の充実＞

生活様式の多様化により、外遊びも減少するなどの理由で子どもたちの基礎体力や運動能力が低下傾向にあり、体を動かすことができる機会の充実が必要です。

健康増進やリラックスを目的とした「ウォーキング」などの軽い運動を実施している人が多くなっています。健康が重視されるなかでスポーツに対する期待が高まっていることから、健康づくり活動の一環としてのスポーツ活動の推進を図る必要があります。

施策

１　施設利用環境の充実

〇施設の維持管理の充実と老朽施設の計画的な改修、指定管理者制度の導入によって効率的な施設管理を進めます。
〇地域やスポーツ団体と協働で地域住民のニーズに応じたスポーツ環境の整備を進めます。
〇平成 36 年（2024 年）の滋賀国体や全国障害者スポーツ大会も視野に入れ、安全でだれもが利用しやすい施設をめざし、効率的な利用の促進や計画的な施設の改修に努めます。

２　スポーツ活動の支援

〇各関係団体と連携しながら、湖南市スポーツ推進委員(元：湖南市体育指導委員)を中心にスポーツ振興を進め、市民の自主運営による子どもから大人までを対象とした総合型地域スポーツクラブ、体育協会・スポーツ少年団への支援を継続します。
〇気軽にできるスポーツやリラックスできるスポーツ、さらにはボランティアとして支えるなど、スポーツに携わるさまざまな機会づくりを推進します。
〇障がい者スポーツ団体との連携、障がいのある人のスポーツイベントへの支援を進めます。

３　身近な健康づくりの場の充実

〇老若男女を問わず、だれもが気軽に参加できる運動教室などの健康づくり事業を開催し、スポーツ推進委員の健康政策関連事業への積極的な参画により、市民の健康づくりを支援します。
〇健康診断や健康まつりなどのイベント時にウオーキングマップを配布するなど、健康づくりに関する情報提供や啓発活動に取り組みます。
〇年齢、体力にあわせたプログラムの提供や、親子や仲間で参加できるスポーツ機会の充実に努めます。

みんなで進める身近な取り組み例

〇自分にあったスポーツを見つけ、余暇を利用してスポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりを継続的に行いましょう。

〇地域のスポーツイベントに積極的に参加し、自らスポーツリーダーやボランティアの役割を担いましょう。

〇スポーツを通して、地域のコミュニケーションを図りましょう。

6. 歴史文化の継承と活用

現状と課題

＜歴史文化遺産の保存と活用＞

本市には、国宝の建造物を持つ常楽寺、長壽寺、善水寺や東海道五十三次の 51 番目の石部宿、中世城郭をはじめ数多くの貴重な歴史文化遺産があります。また、現在、道路トンネルとして使用されている最古の隧道などの近代化遺産も見られます。さらに、象の足跡化石が発掘されており、古墳などの考古遺産も見られます。

国・県・市指定文化財については、管理者の努力によって維持管理されていますが、指定文化財の台帳整備が十分でない文化財があり、今後の取り組みが必要です。

また、歴史資料の収集については所有者からの寄贈を受け入れる施設がなく、収集管理システムの再構築が必要です。

一方、まちづくりセンターや図書館などにおいて文化財関連講座を開講するとともに、東海道石部宿歴史民俗資料館で文化財関係資料の展示・公開を行い、市民や来訪者へ歴史文化の情報提供に努めています。また、学校や各種団体からの出前講座の要請にも積極的に対応しています。今後は、東海道石部宿歴史民俗資料館など既存の施設の有効活用が必要です。

また、現在、市史編纂に向けた資料の収集や未指定文化財の調査、埋蔵文化財の発掘調査を進めていますが、次の段階として、収集した資料や調査の成果の活用に向けた具体的な実行プログラムを作成する取り組みが必要です。

＜歴史文化遺産の周辺環境の整備と情報提供＞

歴史文化遺産の周辺には、交通案内看板や文化財説明看板が整備されていますが、必ずしもわかりやすい状態になっていないものもあり、デザインなどの統一もされていない現状です。

湖南市観光協会と連携し、若い世代に湖南市の魅力を知ってもらい、人に伝えていくきっかけを作るため、中高生のボランティア講座を開催し育成しています。

●国指定文化財

種　別		指定年月日	名称	員数	所　在　地	年　代
国宝	建	明31. 12. 28／昭28. 3. 31	長寿寺本堂	1棟	東寺五丁目（長寿寺）	鎌　倉
	〃	明31. 12. 28／昭28. 3. 31	常楽寺本堂	1棟	西寺六丁目（常楽寺）	室　町
	〃	明34. 3. 27／昭28. 3. 31	常楽寺三重塔	1基	〃　（　〃　）	〃
	〃	明32.　4.　5	善水寺本堂	1棟	岩　根　（善水寺）	〃
重要文化財	建	大10.　4. 30	吉御子神社本殿	1棟	石部西一丁目（吉御子神社）	江　戸
	〃	昭27.　3. 29	長寿寺弁天堂	1棟	東寺五丁目（長寿寺）	室　町
	〃	昭34.　6. 27	白山神社拝殿	1棟	東寺五丁目（白山神社）	〃
	〃	昭36.　3. 23	多宝塔	1基	菩　提　寺	鎌　倉
	絵	明30. 12. 28	絹本著色十六羅漢像	16幀	東寺五丁目（長寿寺）	〃
	〃	明32.　8.　1	絹本著色浄土曼荼羅図（伝僧源信筆）	1幅	西寺六丁目（常楽寺）	〃
	〃	大 元.　9.　3	絹本著色仏涅槃図	1幅	〃　（　〃　）	〃
	工	明44.　4. 17	錫杖	1柄	〃　（　〃　）	平　安
	〃	昭39.　1. 28	石燈籠	1基	〃　（　〃　）	室　町
	〃	平 7.　6. 15	金銅飯食器	1口	〃　（　〃　）	平　安
	〃	〃	銅飲食器（脚欠）	1口	〃　（　〃　）	〃
	〃	〃	金銅火舎	1口	〃　（　〃　）	〃
	彫	明42.　4.　5	木造吉彦命坐像（附 木造随身坐像2躯）	1躯	石部西一丁目（吉御子神社）	〃
	〃	明41.　4. 23	木造阿弥陀如来坐像	1躯	東寺五丁目（長寿寺）	〃
	〃	〃	木造阿弥陀如来坐像	1躯	〃　（　〃　）	〃
	〃	〃	木造釈迦如来坐像	1躯	〃　（　〃　）	〃
	〃	明41.　4. 23	木造釈迦如来坐像	1躯	西寺六丁目（常楽寺）	〃
	〃	明45.　2.　8	木造二十八部衆立像	28躯	〃　（　〃　）	鎌　倉
	〃	大 2.　4. 14	木造千手観音坐像	1躯	〃　（　〃　）	南北朝
	〃	明42.　4.　5	木造十一面観音立像	1躯	三　雲　（上乗寺）	平　安
	〃	〃	木造十一面観音立像	1躯	〃　（永照院）	〃
	〃	明37.　2. 18	木造薬師如来坐像	1躯	岩　根　（善水寺）	〃
	〃	〃	木造梵天・帝釈天立像	2躯	〃　（　〃　）	〃
	〃	〃	木造兜跋毘沙門天立像	1躯	〃　（　〃　）	〃
	〃	〃	木造持国天・増長天立像	2躯	〃　（　〃　）	鎌　倉
	〃	〃	木造四天王立像	4躯	〃　（　〃　）	平　安
	〃	〃	木造不動明王坐像	1躯	〃　（　〃　）	〃
	〃	〃	木造僧形文殊坐像	1躯	〃　（　〃　）	〃
	〃	〃	金銅誕生釈迦仏立像	1躯	〃　（　〃　）	奈　良
	〃	明41.　4. 23	木造金剛二力士立像	2躯	〃　（　〃　）	平　安
	〃	明42.　4.　5	木造阿弥陀如来立像	1躯	菩提寺（菩提禅寺）	〃
	〃	明41.　4. 23	木造十一面観音立像	1躯	正福寺　（正福寺）	〃
	〃	〃	木造十一面観音立像	3躯	〃　（　〃　）	〃
	〃	〃	木造薬師如来坐像	1躯	〃　（　〃　）	〃
	〃	明43.　8. 29	木造地蔵菩薩半跏像	1躯	〃　（　〃　）	〃
	〃	明41.　4. 23	木造大日如来坐像	1躯	〃　（　〃　）	〃
	書	大 元.　9.　3	紙本墨書常楽寺勧進状	3巻	西寺六丁目（常楽寺）	鎌倉・南北朝・室町
重要美術品	絵	昭15.　9. 27	絹本著色釈迦如来及四天王像	1幅	西寺六丁目（常楽寺）	鎌　倉
	工	昭16.　4.　9	石造燈籠	1基	菩提寺（八王子神社）	南北朝
天然記念物		大10.　3.　3	平松のウツクシマツ自生地		平　松	
史跡		大15. 10. 20	廃少菩提寺石多宝塔および石仏		菩　提　寺	
登録有形文化財		平15.　3. 18	妙感寺本堂（観音堂）	1棟	三　雲　（妙感寺）	昭和12年

施策

1　歴史文化遺産の保存と活用

〇指定文化財について、台帳の整備を進め、未指定文化財を調査するとともに、国、県、地元住民や所有者との調整を図り、保存に努めます。また、資料管理システムの再構築を図ります。

〇埋蔵文化財の調査を進め、古墳や山城などの考古遺産の保存に努めるとともに、三雲城遺跡の史跡化をめざします。

〇東海道石部宿歴史民俗資料館については、特集展示の開催、小学３年生による社会科見学の受け入れ、文化財講座を開催します。

〇学校教育や社会教育における郷土史への学習機会の提供を行い、市民の郷土史に対する理解を深めるとともに、市史の編纂の方針を検討します。

2　歴史文化遺産の周辺環境の整備と情報提供

〇市民が地域の歴史を学習し、来訪者に対し案内できる、歴史のまちづくりに取り組みます。このため、「湖南三山」を中心とし、地域の埋もれた資源、伝統行事を掘り起こし、歴史資源や東海道石部宿歴史民俗資料館をネットワーク化し、巡回ルートや観光ルートを確立します。

〇東海道などの歴史的景観に配慮し、歴史資源周辺においては説明看板、交通案内看板、休憩所、トイレなどを地域・観光協会と連携を図りながら順次整備します。

〇用途に応じた観光情報のパンフレットを作成するとともに、今後も観光協会と協議を重ね、湖南三山めぐりの開催にあわせて中高生を対象としたボランティア講座を行うとともに、退職者の観光ボランティアを育成します。

みんなで進める身近な取り組み例

〇市や身近な地域の歴史文化にふれ、知識を深め、大切にしましょう。

7. 文化芸術活動の振興

現状と課題

＜文化芸術活動への支援＞

市民の日常生活において、心の豊かさや生活の質の向上を求め、文化芸術に親しむニーズが増えています。本市には石部文化ホール、甲西文化ホールなど、市民の文化芸術活動の拠点があります。石部文化ホール自主事業実行委員会「いべっく」と公益財団法人湖南市文化体育振興事業団財団との連携事業、早春コンサートや湖南アンサンブルフェスティバルを開催しています。今後は、まちづくりセンターなどの活用による身近な地域での活動場所の確保や、文化芸術にふれる機会の提供、指導者など人材の発掘といった活動支援を進める必要があります。

＜新たな文化の創造＞

市民の協働による湖南市としての文化の創造が重要となっており、その機会づくりが必要です。

また、各地域で展開されている地域住民や外国人市民などによる固有の文化活動についても、それぞれに培われた特徴的な個性や魅力を育て、より豊かな市民生活を送るため、地域に根ざした身近な場での交流などが必要です。

施策

１　文化芸術活動への支援

○市民との協働のもとに文化芸術振興施策を推進し、個性と魅力あるまちづくりをめざします。

○地域文化資源を再認識し、有効活用を図ることにより、市民が優れた文化芸術にふれ、学ぶ機会を確保します。

○文化芸術活動への参加を希望する市民に対し、関連情報を提供します。

○市民の文化芸術活動に対し、ホール以外の公共施設などを生かした活動場所の確保、指導者などの育成の面で支援します。

２　新たな文化の創造

○まちづくり協議会などと協力し、地域における文化芸術活動や外国人市民などによる文化芸術活動への支援を行うとともに、情報発信や地域住民の交流など、

市民同士の交流を促進することにより、多様な文化が共存する豊かなまちづくりを進めます。

○まちづくりセンターの指定管理者制度導入により、地域文化の発信を更に強化できる施策が立案できるよう働きかけます。

○より多くの人が地域文化と接する機会を広めるため、青少年育成市民会議や各学区民会議の広報誌などの発行、ホームページへの掲載、図書館での地域資料としての保存、提供などにより情報発信を推進します。

みんなで進める身近な取り組み例

○湖南市の香り高い文化の創造に向けて、それぞれの立場で積極的に文化芸術活動や交流イベントに参加しましょう。

石部文化ホール

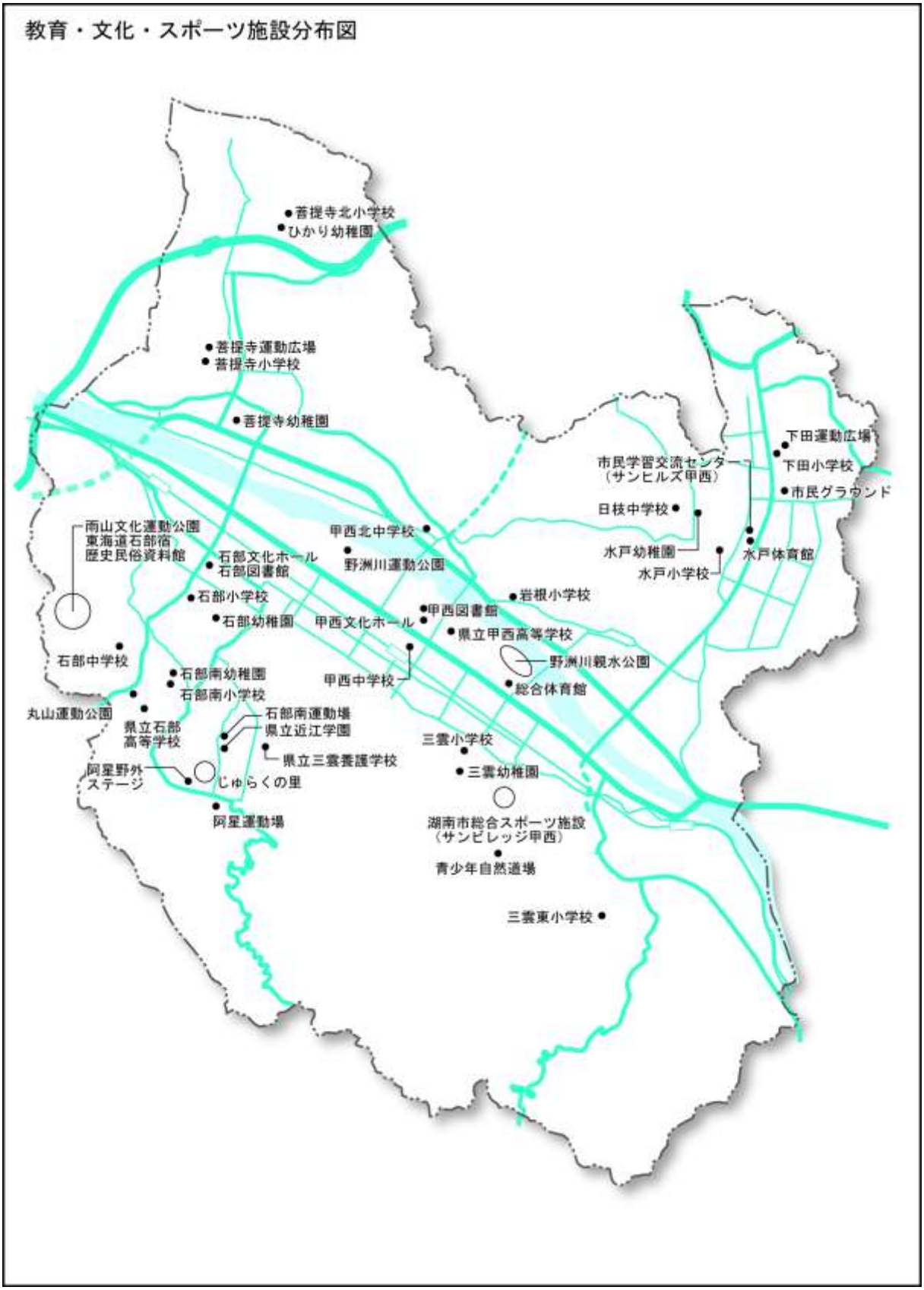
教育・文化・スポーツ施設分布図
菩提寺北小学校
ひかり幼稚園
菩提寺運動広場
菩提寺小学校
菩提寺幼稚園
下田運動広場
市民学習交流センター
（サンヒルズ甲西）
下田小学校
市民グラウンド
日枝中学校
南山文化運動公園
東海道石部宿
歴史民俗資料館
甲西北中学校
石部文化ホール
石部図書館
野洲川運動公園
水戸幼稚園
水戸体育館
水戸小学校
石部小学校
岩根小学校
甲西図書館
石部幼稚園
甲西文化ホール
県立甲西高等学校
石部中学校
野洲川親水公園
石部南幼稚園
甲西中学校
総合体育館
石部南小学校
丸山運動公園
石部南運動場
県立石部
高等学校
県立近江学園
三雲小学校
県立三雲養護学校
阿星野外
ステージ
じゅらくの里
三雲幼稚園
阿星運動場
湖南市総合スポーツ施設
（サンビレッジ甲西）
青少年自然道場
三雲東小学校

ともにめざす目標指標

第５章　いきいきとした暮らしをつくろう

施　策	指　標　名	現況	目標	備　考
		平成 26 年度末	平成 32 年度末	
人権教育の推進	人権について話しあい、学ぶ活動に参加する市民の増加	820 人	1,100 人	人権教育研究大会・出あい・気づき・発見講座・青年集会の参加者数
就学前教育・学校教育	「授業の内容がわかりやすいと答える児童・生徒の割合」	76.9%	80.0%	市内 13 小・中学校の平均
若者の社会参画	成人式実行委員会委員数	8人	12 人	◆
社会教育の推進	まちづくりセンターの講座の参加者数	2,428 人	2,500 人	◆
スポーツの振興	スポーツイベント、教室に参画する人数	14,400 人	15,000 人	◆
歴史文化の継承と活用	歴史・文化財教室、講座などへの参加人数	178 人	200 人	◆
文化芸術活動の振興	文化ホールなどでの市民企画事業の増加	7回	10 回	

※「◆」は、アウトプット指標、ほかはアウトカム指標。

第６章
明日を拓くしくみをつくろう

１．効率的な行財政運営の推進

現状と課題

＜効率的な行財政運営の推進＞

人口減少社会を迎え生産年齢人口の減少などにより市の歳入の根幹である市税収入においては増収を見込める状況にはありません。また、高度経済成長期に建設された公共施設においては、老朽化が著しく、維持に掛かる経費の増大が見込まれています。現在、「第二次湖南市行政改革大綱」に基づき、公共施設のあり方や施設使用料の適正化・統一化、減免基準の見直しなどを進めているところです。

こうした中、継続可能な財政構造の構築するため経費の削減や財源の確保に限らず各事務事業においてはＰＤＣＡサイクルに基づき必要性、達成度を見極め漫然と継続するのではなく、より効率的でコストパフォーマンスに優れた事務事業への転換が求められています。そこで、組織間の連携強化と業務効率化などを目的とした庁内グループウエア[47]とともに、情報システムに係る経費の削減や災害対策にも有効な自治体クラウド方式[48]によるシステム共同化についても検討を進めています。

また、限られた経営資源で多種多様な行政サービスを行政のみが担うことは困難な状況であることから、これからは市民や地域との連携によりまち・ひと・しごと創生法に基づく諸施策により将来にわたって活力ある社会を維持していく必要があります。

[47] グループウエア…ネットワークを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図り、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。

[48] 自治体クラウド方式…クラウド・コンピューティングの技術を活用して、地方公共団体間の情報システムの統合化・集約化を図り、情報システムの構築・運用などの効率化・低コスト化を図る取り組み。

●一般会計決算状況（平成 26 年度）

単位：万円

	款	決算額	構成比
歳入	市税	865,836	41.5
	地方譲与税	13,593	0.7
	利子割交付金	1,510	0.1
	配当割交付金	5,091	0.2
	株式等譲渡所得割交付金	3,248	0.2
	地方消費税交付金	55,687	2.7
	ゴルフ場利用税交付金	2,909	0.1
	自動車取得税交付金	2,098	0.1
	地方特例交付金	3,912	0.2
	地方交付税	204,278	9.8
	交通安全対策特別交付金	752	0.0
	分担金および負担金	54,573	2.6
	使用料および手数料	28,391	1.4
	国庫支出金	242,666	11.6
	県支出金	129,816	6.2
	財産収入	3,051	0.1
	寄付金	242	0.0
	繰入金	59,067	2.8
	繰越金	38,016	1.8
	諸収入	33,346	1.6
	市債	338,211	16.2
	合計	1,915,593	100.0

資料：財政課

●一般会計決算状況（平成 26 年度）

単位：万円

	款	決算額	構成比
歳出	議会費	19,212	0.9
	総務費	253,166	12.4
	民生費	617,574	30.2
	衛生費	217,217	10.6
	労働費	6,433	0.3
	農林水産業費	34,746	1.7
	商工費	22,799	1.1
	土木費	163,909	8.0
	消防費	68,615	3.4
	教育費	385,179	18.9
	公債費	239,273	11.7
	諸支出金	850	0.1
	災害復旧費	13,959	0.7
	合計	2,042,932	100.0

資料：財政課

施策

１　行政改革の推進

○健全な財政を維持するため、これまでの改革の成果と課題を検証しより一層の行財政改革の推進を図ります。

２　迅速かつ柔軟に対応できる組織づくりとサービスの向上

○社会情勢や多様な行政需要に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制および施設配置を基本に、再編・統廃合・長寿命化などの最適化を進めます。

○現行の組織や業務の問題点を明らかにし、定員適正化計画を進め、持続可能な安定した行政サービスが提供できる組織で効果的な施策展開を図ります。

３　地方分権化に対応した人材の育成

○地方分権化に対応できる人材の育成を図るため、職員の研修や育成人事考課制度を相互に関連づけて総合的に実施します。

○情報収集能力、情報の整理と問題を把握する能力、政策立案能力および政策決定能力といった職員の能力向上と、他律的な自治体運営からの脱却やコスト意識の強化など職員の意識改革を図るため、研修内容の充実に努めます。

○職員配置や任用に育成人事考課制度を活用して職員個々の能力をより生かし、事務事業の遂行能力を高めます。

４　湖南市統合型マネジメントシステム[49]による事務事業の改善

○経営内容と経営手順の２面から改善を図る湖南市統合型マネジメントシステムの適切な運用により、現在の社会情勢や市民のニーズに照らしてその必要性、有効性、成果を評価し、今後も多種多様化する事務事業の継続的な改善を進めます。

○外部評価委員会による行財政改革の進捗を管理するとともに、今後も限りある財源を有効活用すべく事務事業評価による事業の見直しを行います。

[49] 湖南市統合型マネジメントシステム…行政評価を導入するに当たり、事業進捗管理や事務事業評価、業務手順を統合させた独自のシステム。

5　自治体クラウドの推進

○市の基盤システムである住民情報システムについて平成 31 年度（2019 年度）導入を目指して自治体クラウド方式を採用し、システムの運用経費削減、事務の標準化を実現します。

○効率的なシステム運用および共同でのアウトソーシング[50]を目的に自治体クラウドを推進していきます。

6　財政の健全化

○投資的事業の年度間調整による平準化、経常的支出の抑制による経常収支比率の改善に努めます。また、新地方公会計制度に基づく財務書類などの財務資料を活用し積極的に情報公開することで、わかりやすく透明性の高い財政運営を推進します。

○地方分権に対応し自立した行財政運営が可能な財源の安定確保を図るため、物件費や人件費の抑制など財政のスリム化に向けた総合的な取り組みとあわせて、税など収納率の向上、受益者負担の見直し、広告事業の推進など新たな財源を求めるほか、経営的な視点から市有財産の処分、貸付など有効活用を図ります。また、産業の振興、企業誘致などによる財源の確保に努めます。

○将来を見据えたより適正な職員数の定員管理を行うことを目的に新たな定員適正化計画を策定し、職員の効率的な配置に取り組みます。

[50] アウトソーシング…組織の機能やサービスの一部を外部の経営資源（人材・財源・知識・技術力など）に委ねること。

２．広域連携の推進

現状と課題

＜広域連携の推進＞

湖南・甲賀２市による広域事業として、甲賀広域行政組合を組織し、し尿処理・可燃ごみ処理、消防などの事業を運営しています。

湖南・甲賀２市により運営されている公立甲賀病院については、平成 25 年度（2013 年度）に移転し、甲賀保健医療圏の中核病院として質の高い地域医療を提供しています。

また、湖南・甲賀・栗東の３市による地域高規格道路甲賀湖南道路整備促進期成同盟会を通じて国道１号バイパスの事業推進に向けた要望活動を進めています。

さらに、湖南、野洲、栗東、守山の４市による野洲川改修促進協議会により、石部頭首工から上流の杣川合流地点までの国直轄化を要望しています。

野洲市および竜王町とは、野洲・湖南・竜王総合調整協議会を設置しており、広域的な開発や課題の整理について総合調整機能の強化を図っています。また、栗東市とは栗東・湖南広域行政協議会を設置し、相互間の連絡調整を図り、広域行政の諸問題についての調査研究も行っています。これらの協議会を通じて情報共有などの活動を進めていますが、広域連合や広域自治については検討には至っていません。国においては、地方公共団体の組織および運営の合理化を図るため、指定都市制度の見直しや、「連携協約」などの新たな広域連携の制度創設などを含む地方自治法の一部改正が行われています。また、まち・ひと・しごと総合戦略においても、”各市町村”が”地域間の広域連携を積極的に進める”ことが求められています。

ＪＲ草津線複線化の実現に向け、滋賀県および他の沿線市（草津市、栗東市、甲賀市、三重県伊賀市）、日野町とともに、滋賀県草津線複線化促進期成同盟会を組織して、さまざまな取り組みを行っています。

施策

１　近隣市町との連携の推進

○甲賀広域行政組合による効率的な広域行政、公立甲賀病院は甲賀保健医療圏の中核病院として質の高い医療の提供を目指し、効率的経営を進めます。ＪＲ草津線の複線化、国道１号バイパスの早期整備（菩提寺～石部緑台区間）、河川

改修など共通する行政課題に近隣市町と連携して対応していきます。

〇住民サービスの向上や情報システムに係る経費の削減、災害発生時の事業継続性の確保が期待できる自治体クラウドを近隣市町と連携して進めます。

２　新たな広域自治の検討

〇竜王町、野洲市あるいは湖南広域圏といった社会的・文化的につながりを持った地域との新たな広域自治の可能性を注視しながら連携強化を図ります。

ともにめざす目標指標

第６章　明日を拓くしくみをつくろう

施　策	指　標　名	現況	目標	備　考
		平成 26 年度末	平成 32 年度末	
効率的な行財政運営の推進	行政改革大綱実施計画の進捗管理（評価）	70%	100%	◆
	経常収支比率の抑制	94.1%	90.7%	
広域連携の推進	自治体クラウド方式による基幹システムの構築	調整中	実施	◆

※「◆」は、アウトプット指標。

第７章
人と地域とまちが輝く３つのプラン

本章は、基本計画の第１章から６章の施策のうち優先的に進めるものであり、人口減少に歯止めをかけ、湖南市の活力向上を図り、人と地域とまちが輝くことを実現するための取り組みです。

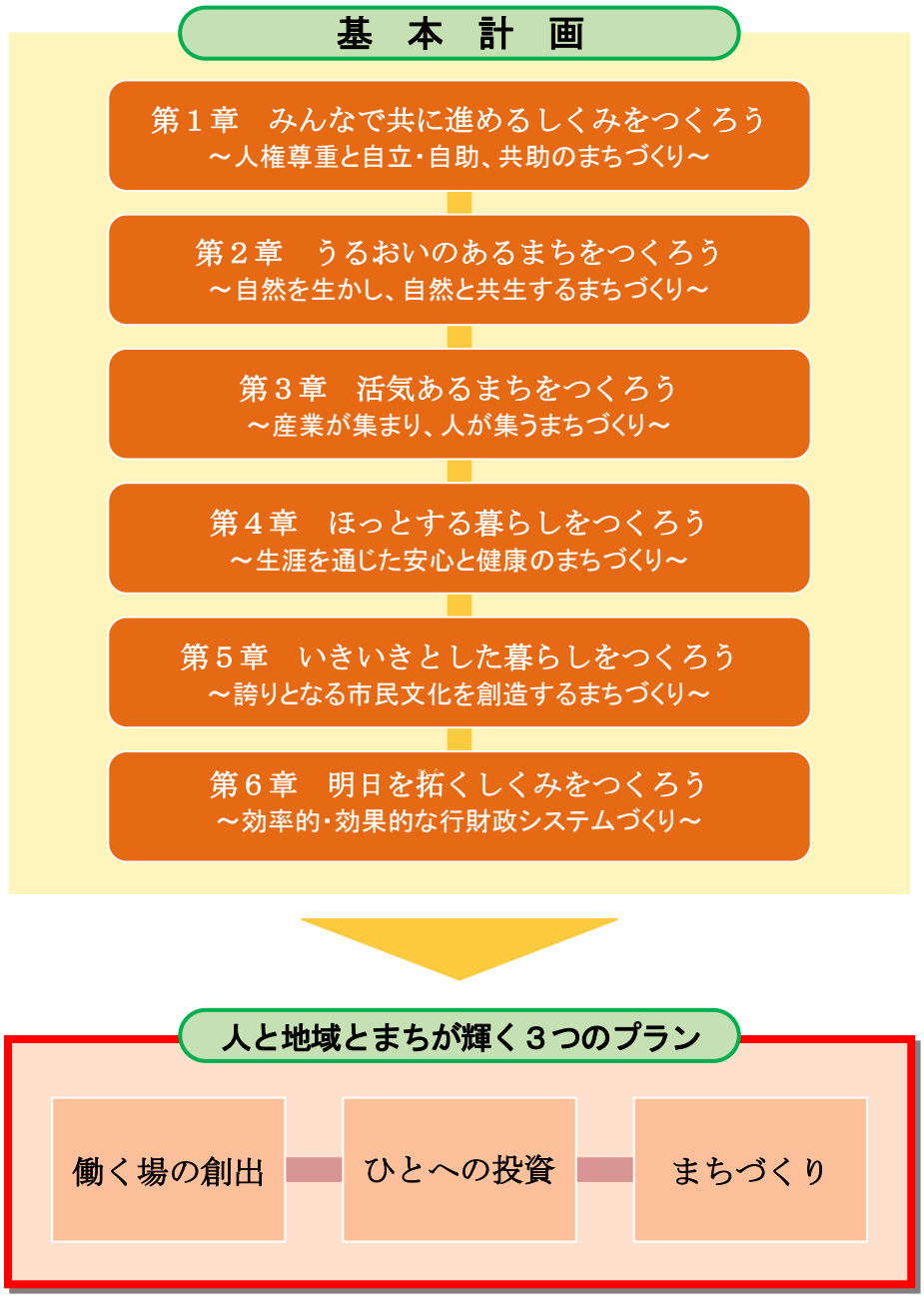

人と地域とまちが輝く３つのプランの体系

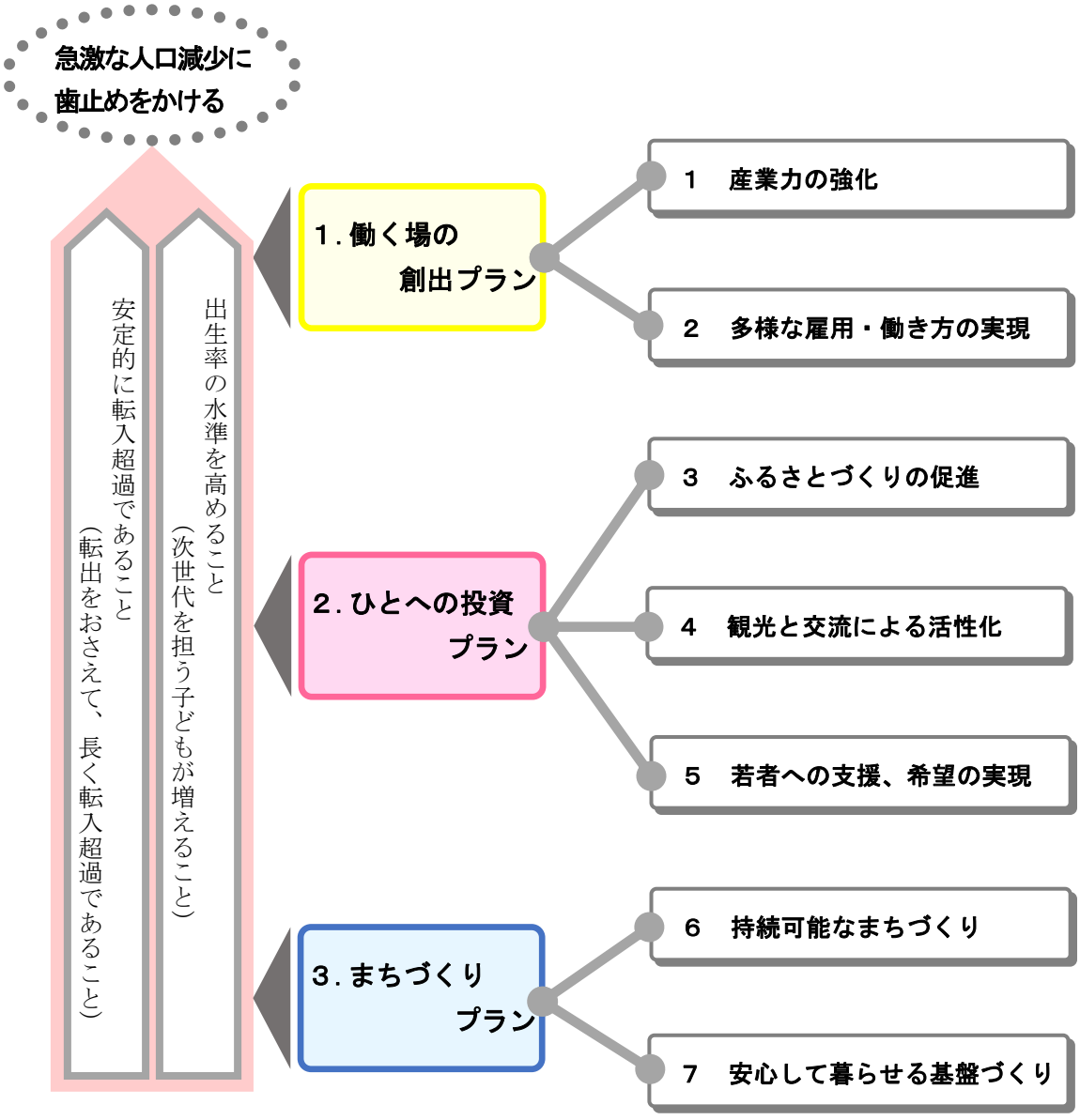

１．働く場の創出プラン

背景

人口の減少を抑え、高齢社会を支えるためには、本市で生まれ育った若者の流出を止め、地元定住を促進することが重要です。そのためには、本市に多種多様な産業を集積させるとともに、若者や女性にとって魅力のある働く場を確保することが必要です。

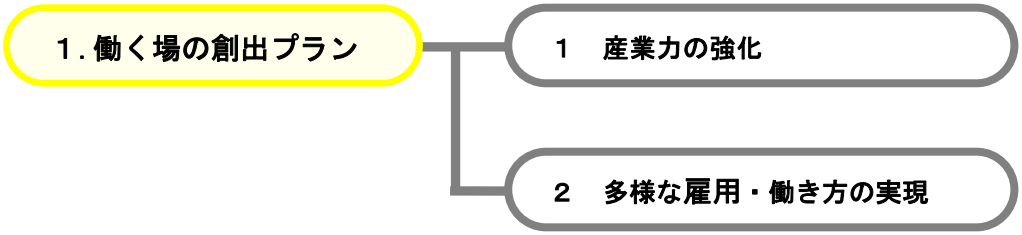

プラン実現のために

１　産業力の強化

○強みのある産業を中心に関連業種の集積を図ったり、立地優位性を活かして物流拠点を創出するとともに、６次産業化や地域に根差した商工業の振興など、産業力を強化します。

２　多様な雇用・働き方の実現

○若者・女性が働きやすい職場の確保や起業支援、情報通信技術を利用したビジネスなど多様な働き方の実現を支援し、働きがいと所得の向上を図ります。

【主な事業】

■起業の支援
■事業継承の支援
■企業誘致
■産業の活性化
■若者・女性の雇用の確保
■求職活動の支援
■多様な働き方の実現を支援

2．ひとへの投資プラン

背景

地方への新しい人への流れをつくるためには、誰もが湖南市に「住みたい」と考えるよう、まず市民が愛着と誇りを持つことが大切です。そして、移住・定着を促進するためのしくみとともに、若い世代が地方で安心して就労し、結婚・妊娠・出産・子育てができるような環境が必要です。

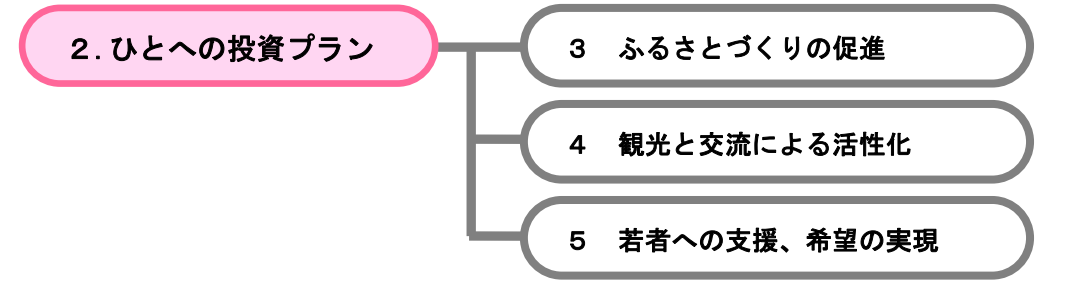

プラン実現のために

3　ふるさとづくりの促進

〇人や地域の支えあう気持ちを育み、特色あるふるさとづくりを進めるとともに、「ふるさと納税」の普及に取り組みます。また、移住促進のため情報の一元化、わかりやすい発信にも取り組みます。

4　観光と交流による活性化

〇湖南三山や東海道の活用、物産館の整備などによる地域間交流の活性化やアールブリュットの振興などにより、湖南市の認知度の向上、ブランドの確立を図り、市民の誇りと愛着の醸成により、定住・移住の増加につなげます。

5　若者への支援、希望の実現

〇若者の社会参画を促進するとともに、結婚、出産、子育ての支援策を切れ目なく実施し、将来に希望が感じられる地域社会の実現を図ります。

【主な事業】

■定住・移住の促進

■観光交流の活性化

■結婚・出産・子育て支援

３．まちづくりプラン

背景

「働く場の創出」と「ひとへの投資」の好循環を支えるためには、地域資源の利用により活性化が図られるとともに、市民の誰もが安心・安全で暮らしやすく、生活にゆとりと豊かさを実感できるまちづくりが必要です。

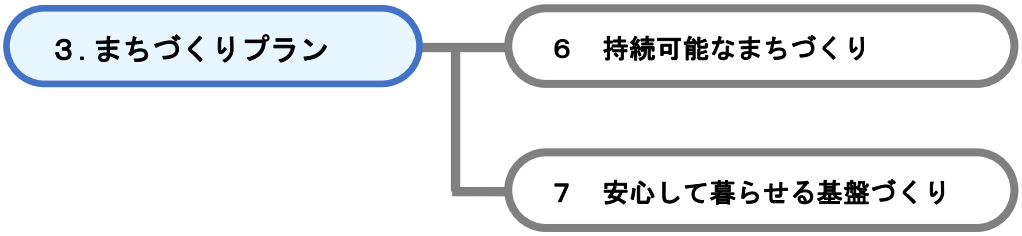

プラン実現のために

６　持続可能なまちづくり

○エネルギーや資源の域内循環システムを確立し、新たな価値を創出しながら経済の規模を拡大します。

○市民との協働のまちづくりをより一層進めるとともに公有財産の有効活用、維持管理の効率化を図ります。

７　安心して暮らせる基盤づくり

○災害に強い都市基盤整備とともに地域ぐるみの防災体制の強化や見守り・目配りの仕組みなど安心・安全な地域社会づくりを進めます。

○鉄道とバスの連携など子どもや高齢者の移動を支える交通ネットワークの充実を進めます。

【主な事業】

■多様な担い手が主体となるまちづくりの促進
■エネルギーの地産地消
■資源の循環、効率的な利用
■移動の利便性の確保
■医療・保健の充実
■福祉の充実
■防災体制の充実

ともにめざす目標指標

第７章　人と地域とまちが輝く３つのプラン

施　策	指　標　名	現況	目標	備　考
		平成 26 年度末	平成 32 年度末	
働く場の創出プラン	新規創業件数（累計）	49 件 （H22～26）	60 件 （H28～32）	
	有効求人倍率	1.05	1.08	
ひとへの投資プラン	観光入込客数	414,800 人	450,000 人	
	社会動態	−719 人※ （推計値）	−219 人	
	出生数	2,006 人※ （推計値）	2,264 人	
まちづくりプラン	地域まちづくり協議会が主体となる協働事業数	53 件	100 件	
	コミュニティバス乗客数	317,000 人	322,000 人	

※これまでの趨勢が続くと仮定した場合の平成 28 年（2016 年）から平成 32 年（2020 年）末までの５年間の社会動態および出生数の累計値。社会動態のー（マイナス）値は、転出超過を示す。